



VOL.119 NO.3 CONTENTS

窓●生成 AI を巡る議論にコミットを ————— 谷口祥一 120

こらむ図書館の自由●

児童生徒に関する情報の共有について考える ————— 松井正英 123

●NEWS ————— 121

告知板 … 122／新聞切抜帳 … 124

*

*

*

[特集]

多文化共生に資する図書館

図書館の多文化サービスと向き合って－多文化サービス委員会の活動

————— 浜口美由紀 126

むすびめの会（図書館と多様な文化・言語的背景をもつ人々をむすぶ会）

－多様性があり公正で包摂的な共生社会の実現をめざす人的ネットワーク

————— 阿部治子 130

愛知県図書館の多文化サービス

————— 新川裕美 134

大久保図書館の多文化サービスについて－人と人とがつながりあえる図書館を

めざして ————— 米田雅朗 136

埼玉県立図書館の多文化サービス普及に向けた取り組み — 福士明日香 138

IFLA 多文化社会図書館サービス分科会と日本の多文化サービス

————— 平田泰子 141

多文化共生に資する学校図書館の施策と実践 ————— 野口武悟 144

*

*

*

●編集委員会

〈委員長〉

松本哲郎（市原市立中央図書館）

〈委員〉

青柳英治（明治大学文学部）

岩永知子（相模原市議会局）

宇野亮一（国立国会図書館）

中村保彦（元文教大学図書館）

長谷川優子（元埼玉県立図書館）

宮原柔太郎（日本体育大学図書館）

米山 薫（多摩市立図書館）

鷺山香織（福井県教育庁）

*

●事務局スタッフ

秦 秀文・川下美佐子・星川智隆

●今月の表紙

静岡県立中央図書館所蔵

「霊峰富士」（部分）

小室翠雲画

〈静岡県立中央図書館デジタルライブラリー

ふじのくにアーカイブ〉



『図書館員のための英会話ハンドブック 国内編』改訂の裏側

————— 横盛可那子 146

非正規雇用職員セミナー「韓国の図書館職員制度と非正規雇用改革」報告

————— JLA 非正規雇用職員に関する委員会 148

れふあれんす三題噺●連載その三百十八／長野市立長野図書館の巻

長野市立長野図書館のレファレンス事例 ————— 宮崎志保 150

霞が関だより ● 第256回

4月23日は「子ども読書の日」—— 文部科学省 152

小規模図書館奮戦記 ● その316 / 北海道・枝幸町立図書館

小さな町の図書館にはすごい歴史があった —— 白潟真弓 153

ウチの図書館お宝紹介！ ● 第245回 / 山形大学附属図書館

山形に残る琉球・沖縄史料－伊佐早謙が収集した「林泉文庫」の紹介
—— 石黒志保 154

図書館員のおすすめ本 ● 99

やまなみ —— 松浦亜希子 156

女性たちの声は、ヒットチャートの外に —— 渡邊桂子 156

ゆるい場をつくる人々 —— 河村知佳 157

コモンの「自治」論 —— 若園義彦 157

図書館で実践！SDGs ● 第3回 / ビッケの会とよはし

iPad アプリによる絵本づくり－持続可能な共生社会を目指して「SDGs
質の高い教育をみんなに」—— 伊藤孝良 158

* * *

● *The Library Journal*, March 2025

Special feature: Libraries contributing to multicultural cohesion

*Facing multicultural services at libraries – Activities of the Multicultural Services
Committee* (HAMAGUCHI Miyuki) 126*Musubime-no-kai (Librarians' Network for Culturally Diverse Society) – Human
network for the realization of a diverse, fair and inclusive society*
(ABE Haruko) 130*Multicultural services at Aichi Prefectural Library* (NIIGAWA Hiromi) 134*Multicultural services at Shinjuku City Okubo Library – Aiming to be a library
where people can connect with each other* (YONEDA Masao) 136*Efforts of Saitama Prefectural Libraries to promote multicultural services*
(FUKUSHI Asuka) 138*IFLA Library Services to Multicultural Populations Section and multicultural
services in Japan* (HIRATA Yasuko) 141*Policies and practices of school libraries that contribute to multicultural cohesion*
(NOGUCHI Takenori) 144

● 協会通信 —— 175

常任理事会 175

事務局カレンダー 179

● 編集手帳 —— 180

● 公益社団法人日本図書館協会
2024年度理事会議事録* 2024年度通算第3回（定時第3回）
理事会議事録 161● 2024年度通算第3回（定時第3回）
理事会配付資料 —— 171

* 「新館紹介」は休載させていただきました。

● 図書館雑誌4月号予告 —— 180

● 発行者

公益社団法人日本図書館協会©2025
〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14

電 話 (03)3523-0811 〈代表〉

直 通 (03)3523-0816 〈編集部〉

F A X (03)3523-0841 〈代表〉

〈日図協ホームページURL〉

<https://www.jla.or.jp>

〈JLA メールマガジン申込先アドレス〉

mailmaga@jla.or.jp

* 本文は中性紙（冷水抽出pH8.1）を使用



生成AIを巡る議論にコミットを

●
谷口祥一

最近、生成AIを巡る動きがかまびすしい。この技術をどのように個々の業務やサービスに活かしていくのか、あるいは開発していくのかが問われている。図書館においても、いくつかの議論や試行があるものの、十分とはいえない。

巨額の資金と人材がこうしたAI開発・活用に流入しており、その勢いはますます加速している。筆者は週に数日、在宅アルバイトとして国産生成AIの向上を目的とするプロジェクトに末端で関与し、具体的には人手によるインストラクション（質問と回答のペア）の作成に従事している。その過程で、上記の大きな潮流を肌で感じている。

これまでのツールとはまったく異なる生成AIの性能に驚きつつ、大いに期待もしている。こうしたAIの台頭は、三〇年前のウェブの登場に匹敵する変革、あるいはそれ以上かもしれない。情報の発信と共有のハードルを極めて低くしたのがウェブであった。その登場は自由と平等を拡大するものとして期待され、社会全体に高揚感・期待感が溢れていたことを思い出す。当時の空気を体現したものとして、梅田望夫の『ウェブ時代をゆく…いかに働き、いかに学ぶか』（筑摩書房・二

〇〇七・ちくま新書）が思い出される。昨今のAIブームではそうした高揚感は、限定的にしか感じられないが。

ウェブ、そしてその後のセマンティックウェブ、リンクトデータという展開において、図書館は他の領域に先行するアーリーアダプターであった。しかし、その熱気はいつしか薄れ、これら技術もGAF Aなど巨大資本が取り込むものとなった。技術自体が変節したわけではないが、活用のあり方が多少とも変化した。現在ではナレッジグラフとして、生成AIとも組み合わせられている。

こうした社会の大きな潮流の中で、資金・人材が限られる図書館界（失礼！）は、どのような立ち位置を取っていくのか。積極的なコミットか、はたまた静観か。そうした岐路に立たされている。AIが「新自由主義＋グローバル化」を加速させるのか、それとも……。社会の「結び目」を自認してきた図書館とそれに関わる人々はどうのように振る舞うべきか、それぞれの立場で考え、関与し、意思表示することが求められている。

（たにぐち しょういち／慶應義塾大学名誉教授）

NEWS

▶「図書館で考える南海トラフ地震への備え」を更新

2024年8月8日に日向灘を震源とする地震が発生し、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたが、8月15日17時をもって政府としての「特別な注意の呼びかけ」は終了となった。その後、2025年1月13日に同じ地域で地震が発生したが、大規模地震が発生する可能性は高まっていないと発表されている。

このような状況において、南海トラフ沿いの巨大地震発生を想定して、このほど図書館災害対策委員会では「図書館で考える南海トラフ地震への備え」に一部追記を行った。全体として、人命を第一に考えた備えと資料、施設の安全を確保するための具体的な対策をまとめている。

2024年9月に発表したVer.2に一部追記したもので、引き続きそれぞれの図書館のマニュアルなどと合わせて再確認の上、地震への備えの参考にしていただくものである。

主に以下の項目をまとめている。

1. 人命の第一を考えた備え
 - ・初動：避難誘導ができるようにしましょう。
 - ・事前の対応
 - ・緊急連絡網の確認
 - ・緊急参集時の安全確保
 - ・地震が続く場合
 - ・適時の情報発信
 - ・移動図書館車の運行
2. 資料への配慮
 - ・落下による人命・資料への配慮をしましょう。
3. 施設、什器や備品類への配慮
 - ・安全点検を実施し、必要に応じて

修繕をしましょう。

南海トラフ「巨大地震注意」呼びかけの終了に伴う対応 Ver.2.1 : <https://www.jla.or.jp/committees//tabid/1084/Default.aspx>

▶経済産業省「関係者から指摘された書店活性化のための課題（案）」のパブリックコメント結果を公表

経済産業省は、街の書店を文化創造基盤として重要と位置づけ、「書店振興プロジェクトチーム」を2024年3月に設立した。プロジェクトでは関係者との対話やヒアリングを行い、その結果をもとに2024年10月に「関係者から指摘された書店活性化のための課題（案）」を公表し、10月4日から11月4日までパブリックコメントを実施した。今回、そのコメント結果と共に「関係者から指摘された書店活性化のための課題」を公表した。個人や書店等出版関係者から、合計409件の意見が寄せられている。

経済産業省「関係者から指摘された書店活性化のための課題（案）」のパブリックコメントの結果を公表します : https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/syotenkadai_set.html

e-Gov：書店活性化のための課題について : <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595224033&Mode=1>

▶「図書館等公衆送信サービス」特定図書館登録の受付開始

2025年1月22日(水)正午より、図書館等公衆送信補償金管理協会(SARLIB)が、特定図書館等登録を開始した。登録を希望する図書館は、下

記SARLIBのウェブサイトから登録フォームへアクセスし、登録を行うことができる。登録後、「利用報告のご提出等に関する運用マニュアル」等の関連資料が、SARLIB事務局より別途送付される。

なお、特定図書館等になるためには、責任者の配置、研修の実施、利用者情報の適切な管理、データの目的外利用の防止・抑止のための措置等が必要要件となる。日本図書館協会ホームページに図書館等公衆送信サービス関係資料などを掲載しているので参照いただきたい。

特定図書館登録フォーム : <https://www.sarlib.or.jp/library/#application-form>

図書館等公衆送信補償金管理協会(SARLIB) : <https://www.sarlib.or.jp/>

日本図書館協会「図書館等公衆送信サービスを行う特定図書館等の研修のためのページ」 : <https://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/1045/Default.aspx>

▶「図書館等公衆送信サービスを行う特定図書館等の研修のためのページ」を公開

1月28日、日本図書館協会は、1月22日から図書館等公衆送信サービスの特定図書館等の登録が開始されたことに併せて、「図書館等公衆送信サービスを行う特定図書館等の研修のためのページ」をウェブサイトにて公開した。図書館等公衆送信サービスを行う特定図書館等は、担当する職員の研修が必須である。この研修は、それぞれの特定図書館等が主体となって計画し実施するものだが、その際に役立つよう、参照する主な

資料類をまとめた。図書館等公衆送信サービスを検討する際にも参照いただきたい。

「図書館等公衆送信サービスを行う特定図書館等の研修のためのページ」：<https://www.jla.or.jp/committtees/chosaku/tabid/1045/Default.aspx>

▶『「公立図書館の任務と目標」の『図書館システム整備のための数値基準』2023年改訂』について

図書館政策企画委員会では、「公立図書館の任務と目標」の改訂について検討しており、まず、その中の「図書館システム整備のための数値基準」2003年を2023年の数値に改訂したものをまとめ、公表した。公立図書館において、さらにより良いサービスを目指せるよう、ご活用いただきたいとしている。

<https://www.jla.or.jp/tabid/279/Default.aspx>あるいは、<https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/seisakukikaku/suuchikijyun2023.pdf>を参照。

▶日本図書館協会研修事業 2024年度中堅職員ステップアップ研修(2)終了・修了者について

図書館勤務経験7年以上の司書(補)を対象とした「中堅職員ステップアップ研修(2)」を2024年7月8日から2024年12月16日までの13日間にわたってオンライン(Zoom)で実施した。台風の影響により、当初9月に予定していた「情報サービスの評価の方法」「情報サービスの評価の実際」は11月に、「情報資源の管理と提供」「情報資源の組織化と提供の実際」は12月に日程を変更して開催した。

受講生は全科目が13名、領域単位が15名、そのうちの13名がこの研修のすべての課程を修了した。今後の活躍を期待したい。

2025年度は、7月7日から10月15日までの12日間にわたって実施する(オンライン10日、対面2日)。詳細は本誌綴じ込みとホームページを参照のこと。

<2024年度修了者>

秋山未希, 今川万理, 垣内さおり, 加納玲緒奈, 上岡真土, 近藤たみ, 田川萌美, 戸苅綾子, 西林里紗, 萩原大介, 廣江久仁子, 山崎薫, 山崎朋香

▶兵庫県立図書館、阪神・淡路大震災関連資料の寄贈を呼び掛け

兵庫県立図書館では、震災体験を後世に伝えていくため、阪神・淡路大震災の関連資料を収集している。2025年1月17日に阪神・淡路大震災から30年を迎え、貴重な関連資料の散逸を防ぎ、今後もより多くの人が活用できるよう、阪神・淡路大震災に関連して発行された冊子や手記といった資料の寄贈を呼び掛けている。兵庫県立図書館「お知らせ」：<https://www.library.pref.hyogo.lg.jp/>

告知板

●つどい

■日本図書館研究会 比較図書館情報学研究グループ・図書館サービス研究グループ・図書館学資料保存研究グループ共催研究例会
2025年3月研究例会

共催：2024年度図書館を学ぶ相互講座第12回

テーマ：図書館を学ぶ相互講座の歴史を振り返る：志保田務氏の貢献と功績

日時：3月29日(土) 10:00-12:00

発表者：前川和子(桃山学院大学特別研究員)・中村恵信(元神戸松陰女子学院大学)

会場：大阪府立中之島図書館別館2階(大阪市北区中之島1-2-10)

参加費：無料

申込：申込不要。どなたでもご参加いただけます。

連絡先：比較図書館情報学研究グループ・大城善盛 E-mail: zoshiro@kyoto.zaq.jp / 図書館学資料保存研究グループ・中村恵信 E-mail: toshokanhoushi@yahoo.co.jp

●その他

◆資料保存展示パネルを貸出しています！

○資料保存展示パネル「利用のための資料保存：図書館資料の劣化とその対策展」

資料保存パネルは、「利用のための資料保存」の普及を目的としています。パネルを通し、「利用のための資料保存」という考え方を理解し、図書館資料の主だった劣化原因とその対策の糸口を知ることができるように作られています。

資料保存委員会では、このパネルを展示や研修会などの際に利用できるよう無料で貸出しています。ぜひいろいろな機会にご活用ください。

パネルはA2判縦型で、本編が15枚、災害編が4枚です。本編のみでも、災害編のみでも、両方セットでもご利用いただけます。使用料は無料ですが、パネルの移送に関わる費

◆◆ NEWS ◆◆

用は、返送時のみ主催者負担となります。

詳細：日本図書館協会ホームページ
 >委員会>資料保存委員会>資料
 保存展示パネルの貸出し

◆会員情報の確認をお願いします

会員の皆様には「会員ポータルサイト」への情報の確認をお願いしています。会員登録情報に変更がありましたら必ずご修正をお願いします。また、メールアドレスの登録にご協力ください。

なお、ご住所の変更に伴い「代議員選挙区」も変更になる場合は、必ず併せてご変更をお願いします。

会員登録情報の変更についてご不明な点があれば、会員係にご連絡ください。協会ウェブサイトからの変更申請も可能です。

<https://www.jla.or.jp/membership/tabid/271/Default.aspx>

会員係：E-mail：somu@jla.or.jp

◆日本図書館協会へのご寄附について

日本図書館協会では、図書館にかかわるさまざまな事業を展開しており、公益目的にかなう事業のさらなる充実を図り、21世紀のよりよい文化的社会を築いていくため、広く市民や会員の皆さまからのご寄附を受け付けております。なお、当協会への寄附金には特定公益法人としての税制上の優遇措置が適用され、所得税・法人税の控除が受けられます。

○寄附の種類

(1) 一般寄附金

- ・寄附の用途を指定しない寄附金です。
- ・寄附の50%以上を公益目的事業に使用します。

こらむ 図書館の 自由

児童生徒に関する情報の 共有について考える

松井正英

授業時間中に一人の生徒が図書館に入ってきた。通常ならば「何の授業？」と声をかけるところだ。しかし、この生徒の場合は不登校ぎみで、カウンセリングで学校に来たときに図書館に寄って本を借りていくということを、養護教諭と情報共有している。そのことは本人も承知している。

学校では、児童生徒に関するさまざまな情報を教職員の間で共有している。たとえば、学業成績。これは教育活動に密接にかかわるものので、学校で教育を受けるにあたって前提になっているといえるだろう。生徒の発達や健康にかかわる事項で、保護者から連絡があったものも、範囲や方法はケースによるが共有される。児童生徒がよりよい環境で安全に学校生活を送るうえで、教職員が把握していることが欠かせないからだ。このように学校では児童生徒の情報を共有することに抵抗感が少ない。

昨年12月には、養護教諭の半数近くが児童生徒の性的指向や性自認に関する情報を、本人の承諾を得ずに校内で共有した経験がある、という調査結果が報道された。また、「GIGA スクール構想」で配備された1人1台端末の利用状況や履歴を、授業以外の場面での利用も含めて情報共有し、利活用する仕組みを導入する自治体が出てきている。保護者と本人の同意があれば個人情報保護法制上は問題ないかもしれないが、それでよいのかは疑問だ。

学校図書館の利用情報についても、同じような感覚で共有されていないだろうか？ 実際に児童生徒の貸出記録を教職員間で共有するという事例を、これまでにいくつも見てきた。教育上必要だと主張する研究者や学校図書館担当者もいた。しかし、貸出記録の目的はあくまでも資料管理である。秘密が守られなければ、利用を控えることにつながり、児童生徒の知る自由を保障できなくなるおそれがある。教育活動に有用であることと子どもの気持ちを尊重することが相容れないこともある。利用者の秘密を守る意義を、教職員間の共有も含めて、いま一度確認したい。

(まつい まさひで：JLA 図書館の自由委員会、

長野県諏訪清陵高等学校・附属中学校図書館)

(2) 指定寄附金

- ・寄附の用途を指定する寄附金です。
- ・寄附者は寄附の用途を指定するこ

とができます。

詳細：<https://www.jla.or.jp/jla/tabid/457/Default.aspx>

新聞切抜帳

●全国

▶[あなたの特命取材班]テーマ「学校図書館がない？」 特別支援校生徒数増に伴い教室転用 廊下の一角
まるで「図書コーナー」 文[部]科[学]省が新設置基準 特別支援校
少ない蔵書 (西日本12/15)

▶読書バリアフリー法 施策推進へ14の指標 [図書館の利用体制整備の施策に対し「公立図書館などにおけるアクセシブルな書籍(点字図書、拡大図書など)の冊数」「バリアフリー関係設備の整備状況」などを確認 文部科学省、厚生労働省の関係者協議会] (福祉12/24)

▶古書表紙のヒ素顔料注意 18~19世紀欧州 鮮やか「緑色」使用 日本でも20冊
(読売(大阪本社)12/25夕)

▶思い出映像 消失の危機 ビデオ「磁気ヘッド」の保守終了 キーワード ビデオテープ2025年問題 ユネスコ警鐘 再生困難に
(日本経済1/5)

▶絵本専門士広がる活躍 読み聞かせ高齢者施設でも 創設10年 金銭的負担課題 (読売1/9)

▶「書店 図書館と連携を」 活性化意見公募 クレ[ジット]カ[ード]手数料重く [経済産業省「書店振興プロジェクトチーム」] (読売1/30)

▶[国立]国会図書館コピー PDF 対応 20日から、ネットで受け取り [遠隔複写サービス] (読売2/11)

●北海道・東北

▶室蘭市立図書館 指定管理[者制度導入]に反対 市民団体[「憲法を守る室蘭地域ネット」], 市に要望書
(北海道(室蘭・胆振)12/29)

▶身分証アプリ[「ポケットサイン」]提示すれば [宮城]県図書館[利用]カード作成 OK 来月まで実証実験
(朝日(宮城)1/4)

●関東

▶真岡[市]の交流拠点「モナカ[monaca]」開館へ 図書館など複合施設
(朝日(栃木)1/10)

▶TRC とハピロボ[hapi-robo st]「temi」の実証実験開始 自律走行ロボット 図書館運営業務に活用
[墨田区立緑図書館、中央区立晴海図書館、TRC 本社ビルで実証実験プロジェクト] (電波12/19)

▶[新幹線]「0系」修復へCF 再びつつじが丘公園 元図書館 地域のシンボル 昭島市 26日まで募集
(読売(多摩)12/19)

▶[東京]都立中央図書館 港区から渋谷[区]へ 都が移転構想
(読売(多摩)1/4)

▶図書館閉館 住民投票案否決 清瀬市 1館[元町こども図書館]は当面存続へ
(読売(多摩)2/5, 関連1紙)

▶図書貸し出し 清瀬市[立図書館]が宅配 4月から新事業
(読売(多摩)2/15)

●甲信越・北陸

▶仮設図書館広くなったよ 石川[県]・輪島[市] 商業施設内に移転
(日本経済12/22, 関連3紙)

▶能登 図書館が居場所 珠洲[市民図書館] 歓談、勉強…地震後に利

用増 (日本経済1/5)
▶郷里の子に読書のを 作家・水上勉が寄贈「若州一滴文庫」 福井[県]・おおい町 私財投じ開館40年
(日本経済1/18夕)

▶[峡南]富士川町立図書館 入館5万人を突破 甲府[市]の親子に記念品 [山梨県] (山梨日日1/29)

▶[峡中]南ア[ルプス]市立図書館の電子書籍 小中生 学習に活用
[市電子としゃかん] (山梨日日1/30)

▶電車の図書室を開放 [長野県]松川[村]の[安曇野]ちひろ公園 11日と2月8日に (市民タイムス1/9)

▶[箕輪]町図書館 スマホで本貸し出し あすから 蔵書検索や予約も可能 [長野県] (長野日報1/31)

●東海

▶関高[校]が最高賞[県知事賞]に[第56回]図書館だよりコン[クール]審査会 [岐阜県内の高校が対象]
(中日(可茂)1/18)

▶図書館と学校 蔵書ボーダレス 袋井市 [市内]3館+16小中学[校]=50万冊 来月23日開始 電子書籍1千冊 本の「通帳[「ふくぶくつうちょう」]」学校でも
(朝日(静岡)12/26)

▶新図書館 単独で建設へ 常滑市 文化会館など切り離す
(中日(愛知・知多)12/21)

▶図書館の命名権 応募企業が辞退 [「名古屋市」鶴舞中央[図書館]] 利用者一部が反発 ゴムノイナキ「都合により」 (朝日(名古屋)12/27)

▶体育文化会館にアリーナ 尾鷲市 1階に図書館 来年度着工
(読売(三重)12/17)

NEWS

●関西

▶市民交流スペース増 舞鶴市 新図書館基本設計発表

(朝日<京都>1/16)

▶[明石市会 ただ今審議中] [明石市立]二見図書館、愛称「ふたみん」に 来春開館 地元小学生らから97案

(神戸<明石>12/18)

▶神戸港の機能 易しく解説 絵本、[神戸]市立図書館[と、こども本の森神戸]に寄贈 画家と鳥瞰図絵師が出版

(神戸<神戸>12/26)

▶[兵庫]県立図書館開館から50年 当初の役割は公共図書館への本貸し出し 県民のための図書館へ変貌「ひょうご情報室」開設 「阪神・淡路」震災関連資料なども蓄積 蔵書数は67万冊 「書籍の森にいられる幸せを感じて」 図書館の魅力語る 作家・玉岡かおるさん

(神戸<明石>1/6, 関連1紙)

▶震災30年で[震災]関連資料室一新 [神戸市立]中央図書館 「継承と備え」テーマに10年ぶり

(神戸<神戸>1/10)

▶24時間365日、本貸出可能に 内田洋行、図書館サービス支援 マイナ[ンバー]カード対応ロッカー 奈良市に導入

(電波12/18)

▶日本人の「第九」初演奏 南葵音楽文庫で発見 100年前の楽譜 奏者名、リハの書き込み、写譜ミス修正跡も 大正以前貴重な資料 [和歌山県立図書館]

(読売2/5, 関連1紙)

●中国・四国

▶島根大[学]命名権第1号決まる 出雲村田製作所 [附属図書館1階ラ

ーニングコモンズ 「muRata Learning Commons」]

(朝日<島根>12/18, 関連1紙)

▶[新 移民時代]多言語交流 本がつなぐ場 カフェ拠点「[多言語]図書館プロジェクト」福岡[県]、山口[県] 活動の輪じわり [福岡市「居場所カフェ在」、下関市「まちライブラリー月いち下関」] (西日本1/10)

▶やすらガーデンで安らいで 下関[市]・安岡[地区]に複合施設 [図書館など] (朝日<山口>1/20)

▶[読書を子どもに 県内の取り組みから]12 AI 司書 24時間ニーズに対応 [神山まるごと高等専門学校図書館 徳島県] (徳島2/7)

●九州・沖縄

▶読書バリアフリー広がる スマホで朗読再生[サピエ図書館]／大きな字見やすく[福岡県立図書館] [対面朗読サービス ミライ on 図書館] 声出し可 図書館に専用部屋[カームダウンコーナー 佐賀県立図書館] (読売<西部本社>12/1)

▶[いすの木のもとで 伊万里市民図書館だより]開館30周年 市民運動が生んだ「協働」 [「図書館フレンズ いまり」] (佐賀1/17)

▶「人とまち、未来をつなぐ」 諫早に図書館が生まれて120年 [諫早市立図書館長・石山[雅晴]さん 変化と進化続ける (長崎12/19)

▶[市議会]指定管理[者]制度の導入 図書館には慎重姿勢 [上天草市] (熊本日日12/18)

▶計69議案可決、閉会 熊本市議会 [市立図書館の書籍購入で地域書店を優先することなどを求める請願1件採択] (熊本日日12/20)

▶[熊台新時代]台湾[・高雄市]の[勝利国民]小学校 絵本159冊寄贈 大津[町]の[町立おおづ]図書館に [熊本県]

(読売<熊本>12/31, 関連1紙)

▶[中津市]耶馬溪[町]に地域活動・防災の新拠点[「耶馬溪コミュニティセンター」] 地盤の一部を4メートルかさ上げ 150人避難可能 [図書館など] (朝日<大分>12/22)

▶[わが町フラッシュ] [指宿市]指宿・山川の図書館 業務負担軽減、役割分担へ [NPO 法人本と人とをつなぐ]そらまめの会が大手[図書館流通センター]とタッグ[「そらまめの会パートナーズ」] 職員スキル向上 サービス維持

(南日本12/30, 関連2紙)

▶[昭和100年 ふるさとのレトロ]1 貴重本造 [国の登録有形]文化財へ準備 大口高校の記念図書館 伊佐市大口里 (南日本1/3)

今月も石井一郎様、鎌田梨奈様、桑原芳哉様、松野高德様および山梨県立図書館、県立長野図書館、小郡市立図書館の皆様より記事の提供を受けました。ありがとうございました。

図書館関係の新聞記事を、地域を問わず全国から募集しております。媒体名および掲載日がわかる形でお送りください。

送り先：〒104-0033
東京都中央区新川1-11-14
公益社団法人日本図書館協会
新聞切抜帳係

お寄せいただきました切り抜き記事は、メールマガジン等でもご紹介させていただきますのでご了承ください。

図書館の多文化サービスと向き合って

——多文化サービス委員会の活動——

浜口美由紀

はじめに

近年、出入国在留管理庁から発表される在留外国人数は、毎年「過去最高を更新」と報道されており、2024（令和6）年6月末は358万8,956人（前年末比17万7,964人、5.2%増）である。在留外国人が確実に増えていることが分かる。勤務校の司書課程受講生に小中高生時代に海外にルーツを持つ同級生の有無を尋ねると、ほぼ全員どこかの学年で一緒だったとの回答があった。大学生になって実習先やアルバイト先で外国人と一緒に働いているとの回答も多い。在留外国人が多い都道府県トップ20圏外の長崎県でも多様な文化背景を持つ人々と暮らす多文化共生時代となっている。

『図書館情報学用語辞典』では多文化サービスについて「図書館の利用者集団の文化的多様性を反

映させたサービス」²⁾と定義している。また、文部科学省は2012年に改訂した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の中で図書館利用者を成人、児童・青少年、高齢者、障害者、乳幼児・保護者、外国人、来館が困難な者と述べている。外国人への図書館サービスは他の対象者と同等であることが示されている。

しかしながら図書館の現場では多文化サービスに関して、児童サービスや高齢者サービスのように対象者別の一般的なサービスとして十分に浸透しておらず、多文化サービス委員会ではその要因を委員会発足以来、追及している。

1. 多文化サービス委員会発足前後

日本図書館協会に所属する多文化サービス委員

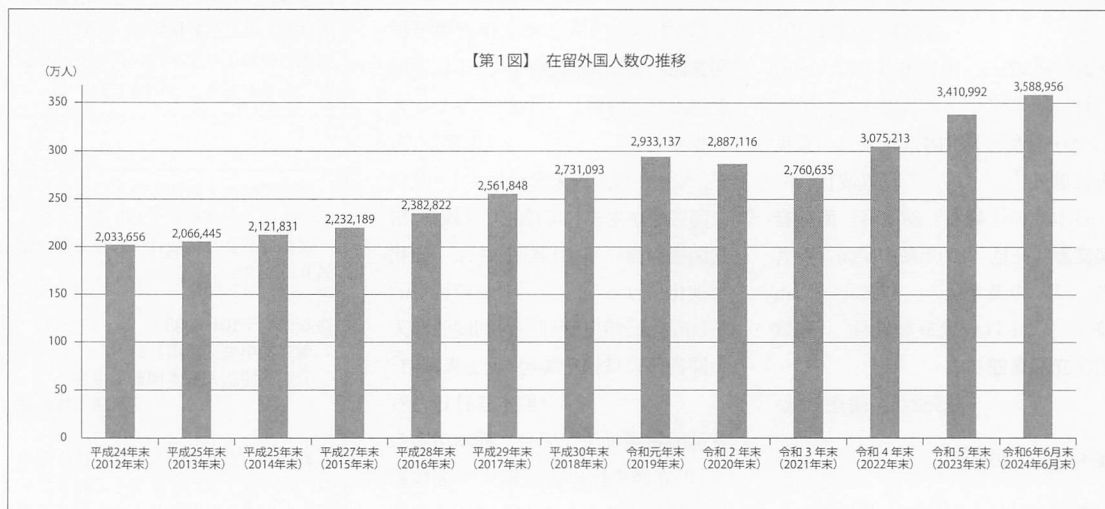


図1. 在留外国人数の推移（2021年末～2024年6月末）¹⁾

会は、現在国立・公共・大学・専門図書館に勤務する図書館職員や大学教員など11名が参加しており、多文化サービスについての研究や情報発信を行っている。

多文化サービス委員会の経緯について説明する。日本で多文化サービスが認識されるきっかけとなったのは、1986年に開催された第52回 IFLA（国際図書館連盟）東京大会であった。東京大会はアジア初の開催であった。外国人、移民、難民への図書館サービスに関する海外の事例が紹介され、日本の図書館に大きな影響を与えた。その一方で日本では公共図書館で同様のサービスが行われていないことが指摘され、サービスを促す決議「多文化社会図書館サービス分科会および全体会議決議」が採択された。

1991年に日本図書館協会障害者サービス委員会の中に多文化・識字ワーキンググループが発足した。同年には図書館と在住外国人をむすぶ会「むすびめの会」が生まれ始動した。2002年、『多文化サービス入門』³⁾の出版を目指して日本図書館協会多文化サービス研究委員会が作られ、2005年に日本図書館協会常設委員会として多文化サービス委員会の活動が始まった。

2. 多文化サービス委員会の活動

IFLA 多文化社会図書館サービス分科会の活動は多文化サービス委員会の指針の一つである。前委員長であった平田泰子氏はIFLA 多文化社会図書館サービス分科会のメンバーも務めており、IFLAの動向や『多文化コミュニティ：図書館サービスのためのガイドライン』⁴⁾の日本語訳を含め同分科会発信のガイドラインなどの日本語訳を行い多文化サービスの目指す方向を国内に紹介してくれた。

全国図書館大会・多文化サービス分科会

2005年の同委員会発足以前は、障害者サービス委員会と連携して多文化サービスについて発表を行っていたが、2005年以降は毎年全国図書館大会

で多文化サービス分科会を開催して先進的な取り組みを行っている公共図書館や大学図書館の事例発表や多文化サービスの研究者の基調講演、委員会メンバーの多文化サービスの紹介や同委員会の活動報告などを行っている。

次は全国図書館大会における2014年～2024年の10年間の分科会テーマ一覧である。

- 2024（第110回）長崎大会（online）「多文化サービス最前線」
- 2023（第109回）岩手大会「暮らしの中の情報と多文化サービス－岩手県の事例を通して－」
- 2022（第108回）群馬大会（online）「多文化共生社会と図書館－群馬大会から20年」
- 2021（第107回）山梨大会（online）「多文化サービスQ&Aを使って一歩前進」
- 2020（第106回）和歌山大会（online）「これからの多文化サービスの可能性を考える」
- 2019（第105回）三重大会「東海地方における多文化サービスの先進的な取り組みから学ぶ」
- 2018（第104回）東京大会「広げよう多文化サービス」
- 2017（第103回）東京大会「なぜ進まない?!多文化サービス－はじめの一歩を踏み出すために－」
- 2016（第102回）東京大会「図書館の多文化サービスは、いま」
- 2015（第101回）東京大会「多文化共生と図書館の役割」
- 2014（第100回）東京大会「多様な文化を活かす図書館」

2020年和歌山大会以降はコロナ感染予防のためオンライン開催となり登壇者や参加者との交流が難しくなったが、2023年の岩手大会では4年ぶり

の対面開催となり、登壇者への質問や分科会後の意見交換などが会場で行われていた。ここ10年間の分科会の傾向として図書館と自治体内の他の部署・部局や国際交流団体などとの連携が行われている。在留外国人の増加に伴い在留外国人の居住が多い地域の公共図書館は先進的な取り組みの好例が報告されている。近年、カウンターでは翻訳機能付きのタブレットなどが活用されており、新しいコミュニケーションの取り方が行われている。要求される資料の言語はこれまでの英語、中国語、韓国語以外に特にアジア地域の言語が増えている。

留学生が多く在学している大学では、大学図書館に「留学生コンシェルジュ」を設置し、留学生による留学生向けの図書館資料支援・学習支援サービスを行うシステムの導入の事例が報告されている。

3. 多文化サービスQ&Aと多文化サービスリンク集のWeb公開

前述した『多文化サービス入門』を2004年に刊行後、改訂版の議論がたびたび持ち上がっていた。委員会メンバーは多文化サービスについての研修会や勉強会などの場で講師として話すときに、参加者から多文化サービスの内容やその対象者などについて同じような質問を受けることが多くその経験を通じて、2018年から多文化サービスを分かりやすく説明した簡易なツール作りに着手し、2021年4月21日に「多文化サービスQ&A」⁵⁾としてWeb公開を行った。

「多文化サービスQ&A」は12項目で構成され、「もっと知るために」では4つのコラムを紹介している。「資料編」は図書館現場で役に立つ情報を3つ提示し、多文化サービスの理念を表した「付録」を掲載している。興味のある項目から閲覧することができ、同時に印刷用PDFもアップしている。

多文化サービス委員会のWeb上で多文化に関連するリンク集を作成し定期的にアップデートを行っている。委員会メンバーが毎月交代でリンク集を確認し、リンク切れや役立ちそうな新しいサ

イトがあれば委員会で提案し検討後にリンク上に追加している。

目次は9項目で、各リンク集の対応言語は、チェックのたびに新しく追加される言語が含まれている。ウクライナ語への早い対応も見られた。出入国在留管理庁のサイトでは、機械翻訳が導入されてあらゆる言語に対応した翻訳が可能となっている。

リンク集を通して、日本語を母語としない人々に必要な情報がさまざまな分野で発信され、伝えるための多言語化の進展は目覚ましいと感じる。特にコロナウイルス感染状況下においてその傾向は急速に進んだ。充実したリンク集であるが、図書館でレファレンスツールや図書館利用に導くツールとして活用してもらえるように今後も広報活動を継続して行いたい。

- A. 関連団体
- B. 多言語図書館用語集
- C. 多言語図書館会話集
- D. 絵本・教材・支援
- E. 多言語生活情報
- F. 日本語学習
- G. ガイドライン・マニュアル
- H. 統計
- I. 新型コロナウイルス対応サイト

図2. リンク集の目次⁶⁾

4. 「多文化サービス実態調査」への取り組み

1986年IFLA東京大会での多文化サービスを促す「多文化社会図書館サービス分科会および全体会議決議」を受け、日本図書館協会は、毎年行っている統計調査の付帯調査として全国の公共図書館を対象とした「多文化サービス実態調査」を1988年に行った。この調査が第1回調査となり報告書を作成した。

10年後の1998年に第2回「多文化サービス実態

調査」を実施し、このときは大学図書館での留学生サービスも含め、公共図書館編と大学図書館編の2冊の報告書を作成した。2002年は日本図書館協会図書館調査事業委員会事務局によるミニ付帯調査が行われたが、調査項目は5項目に限定されていた。

2015年には3回目の「多文化サービス実態調査」を行い、日本図書館協会多文化サービス委員会として『多文化サービス実態調査2015報告書』⁷⁾を刊行した。3回の報告書に共通するのは、日本の図書館における多文化サービスの実態を知り、直面する課題を把握すること、前回の調査から進展があるか、新しい取り組みが見られるかを知ることが目的としていた。

第1回目の調査から37年経過し、日本の図書館を取り巻く環境や在留外国人の状況も大きな変化が見られる。第1回調査実施の1988年と2024年現在の在留外国人は約3倍に増加している。1980年代は在日韓国・朝鮮人が多数居住していたが、1990年に「出入国管理及び難民認定法」の改定があり、日系ブラジル人、日系ペルー人など南アメリカの人々の来日が増加した。2017年に「外国人技能実習制度」は改正され、ベトナム人、ネパール人、インドネシア人などアジア圏の人々を技能実習生として受け入れる企業などが増加した。

第3回目の調査から10年目となる2025年は第4回の実態調査を実施するために委員会で準備を進めている。

5. 多言語表記とやさしい日本語の普及

2013年に東京都がオリンピック開催地に選ばれて2020年開催に向けて首都圏を中心としたサイン表記の多言語化が進行し始めた。同時に外国人旅行者の増加も後押しとなり、主要な観光地や公共交通機関などもサイン表示の多言語化が急速に増加した。

公共図書館や大学図書館のHP上の言語は英語・中国語・韓国語が主要な言語であった。現在、多くの図書館のHPでは、やさしい日本語が追加さ

れている。在留外国人の多い居住地域の図書館のHPでは機械翻訳が導入されているところもある。

委員会メンバーが執筆した『図書館員のための「やさしい日本語」』⁸⁾は図書館現場で実践できる事例が提示されている。

地域に住む日本語を母語としない人や外国にルーツを持つ人が母語で読める資料を求めまたは暮らしに役立つ情報や日本語学習のため、気楽に立ち寄れる日本の中のサードプレイスとしての図書館であるように、当委員会は多文化サービスの普及と研究を続けていくつもりである。

引用

- 1) 出入国在留管理庁 報道発表資料 令和6年6月末 公表資料
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001425981.pdf>
- 2) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学会用語辞典』第5版 丸善 2020 p.148
- 3) 日本図書館協会多文化サービス研究委員会編『多文化サービス入門』日本図書館協会 (JLA 図書館実践シリーズ2) 2004 p.2-3
- 4) 国際図書館連盟多文化社会図書館サービス分科会編『多文化コミュニティ図書館サービスのためのガイドライン』第3版 日本図書館協会 2012
- 5) 多文化サービスQ&A
<https://www.jla.or.jp/committees/tabunka/tabid/901/Default.aspx>
- 6) 多文化サービスリンク集
<https://www.jla.or.jp/committees/tabunka/tabid/812/Default.aspx>
- 7) 日本図書館協会多文化サービス委員会編『多文化サービス実態調査2015報告書』日本図書館協会 2017
- 8) 阿部治子・加藤佳代・新居みどり編著『図書館員のための「やさしい日本語」』日本図書館協会 (JLA ブックレットNo. 15) 2023

(はまぐち みゆき：JLA 多文化サービス委員会委員長,
長崎純心大学人文学部)

[NDC10：015.98 BSH：多文化サービス]

特集◎多文化共生に資する図書館

むすびめの会（図書館と多様な文化・言語的背景をもつ人々をむすぶ会）

——多様性があり公正で包摂的な共生社会の実現をめざす人的ネットワーク——

阿部治子

1. 「むすびめの会」について

(1) 会の成り立ち

「むすびめの会（図書館と多様な文化・言語的背景をもつ人々をむすぶ会）」（以下、「むすびめの会」）は、1991年に高畑圭子氏（当時、法政大学多摩図書館）と小林卓氏（当時、東京大学大学院）の呼びかけにより発足した。

ここで、むすびめの会の活動を紹介する前に、会の立ち上げの前史について少し触れておきたい。

1980年にIFLA（国際図書館連盟）の中に、文化的・言語的マイノリティへのサービスを既に提供していた図書館員たちの活動によりワーキンググループが生まれ、1983年にラウンドテーブルに昇格、1986年のIFLA 東京大会のときから「多文化社会図書館サービス分科会」となった。

深井耀子氏（当時、阪南大学）は、こうしたIFLAの動きや「多文化サービス」の理念について、雑誌『多文化サービス・ネットワーク』（第1～10号1989～1996年）等を通じて日本に普及させた。そして、日本図書館協会障害者サービス委員会の中に深井氏を中心とした「多文化サービスワーキンググループ」が生まれ、そのうねりの中で2人の若者が「やろう!!」と立ち上がったのだった。

高畑氏・小林氏両名の呼びかけで第1回の会合に集まった有志15人からスタートして以来、むすびめの会は33年以上続いている。

現在の事務局代表は、第1回の会合から今日まで途切れずに関わっている迫田けい子氏である。迫田氏は、1970年代から東京都立中央図書館で中国語、韓国・朝鮮語資料の収集を担当された、公立図書館における多文化サービス先駆者のひとりだ。

(2) 多彩な人的ネットワーク

むすびめの会の特徴は、多彩でボランティアな人的ネットワークを築き、ともに図書館を核とした多様性があり公正で包摂的な共生社会の実現を

めざしつつ、会員がそれぞれに合った形で自由に参加し、一人ひとりが自律的に活動しているところにある。

そして、会員同士が自らの経験や知見、未解決で未知の問いも含めて持ち寄ったものを入れる「うつわ」として会が存在し、会員共有の「書庫」として機関誌がある。

会員数は、現在日本各地や海外にいる方を含めて約200人で、国立・公共・大学・学校・専門図書館員や研究者、出版・書店関係者、国際交流関係団体職員、外国人支援団体関係者、学生、住民、医療従事者、福祉施設職員、市民活動家、NPO、NGO、行政関係者などいろいろな分野の方々が参加している。

2. 『むすびめ2000（にせん）』について

(1) 機関誌のめざすもの

むすびめの会の機関誌『むすびめ2000』の創刊号（1991年7月刊）の表紙（図1）には、以下のような発刊の辞が掲載され、志に触れることができる。

「いろいろなことを『むすぶ』ことを願って、この通信を発刊します。図書館と、日本で生活している外国人、日本語が中心言語でない日本人、その暮しや毎日をよいものにしようとネットワーキングしているグループの人々、いろいろな言語で書かれた本、雑誌、新聞、ビデオや情報、どんな言語のものがどこにあるのかの所在情報、その資料の入手の方法についての情報、それら全部の『むすびめ』となることができれば、という思いを込めています」

「西暦2000年までには、さすがの日本も単一民族国家の幻想を脱皮し、多民族、多文化国家として動きだしているだろうし、図書館がそのインフラストラクチャーとしてしっかり機能しているはずだ、そう願いたいというおまじないの気持ち」を2000にこめました」



図1. 機関誌『むすびめ2000』
創刊号の表紙

(2) 誌名にこめた思い

機関誌名『むすびめ2000』の「2000」には、「にせん」のふりがなが毎号ふられている。この意味や思いについては、34号（2001年2月刊）で以下のように記されている。

「にせん」の〈くん〉は意思、願望の助動詞〈む〉の音便化の〈くん〉もかねていて、「むすびめにせん」は、2000年に向けてこの通信をむすびめにしよう、したいという意味がこめられていた」

おまじないの気持ちをこめて迎えた西暦2000年だったが、事務局内で話し合い、2001年以降も「2000」のまま誌名に残すことになった。

「状況を私たちの手で変えていこうということ。少しずつでいいから、足もとを、現実を、幻想なしに、失望なしにみつめながら、図書館が多文化社会をしっかりと支えるひとつの機能を果たせるように、むすびめの会が歩んでいけたら」との当時の思いを今も受け継いでいる。

(3) 内容

表紙は毎回「むすびめ」にちなんだイラストや写真などが使われ、担当者はネタ探しに苦労しているが、各号の編集担当者による「表紙の話」や「むすびのことば」（編集後記）を楽しみにしている読者は多い。

創刊当初から連載している「まるち・いんふお・ぼーど」（多文化関連資料紹介）や、しばらくして始まった「こむすびのページ」（多文化の児童書紹介）、「多文化の本棚」（多文化の一般書紹介）、「LINCS-L（りんくす・える：会員限定のメーリングリスト）の話題から」などの連載も好評である。

そして、毎回開始頁に掲載している会の「活動の報告と予定」や、年4回開催している講演会等への「参加記」の内容から、多文化に関する最新情報を得ることができる。この参加記の執筆依頼を受けた参加者の中には、参考にと機関誌のバックナンバーを読んだことをきっかけに、会の活動

に興味を持ち入会してくださる方も少なくない。

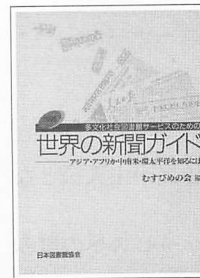


図2. 『多文化社会図書館サービスの
ための世界の新聞ガイド：アジア・
アフリカ・中南米・環太平洋を知る
には』（日本図書館協会）

その他、会が関わった出版物として、1995年に日本図書館協会から刊行された『多文化社会図書館サービスのための世界の新聞ガイド：アジア・アフリカ・中南米・環太平洋を知るには』（図2）がある。

3. 多文化サービス実践・観察記録の集積

年に4回定期刊行している『むすびめ2000』は、2025年3月発行の号で129号に達する。

機関誌の大きさはB5判で、当初は数頁だったが今では平均32頁になるなど厚みが増した。

また、国際標準逐次刊行物番号である ISSN（1883-1230）も取得している。

これまで機関誌に収録された膨大な記事の中から、むすびめの会で開催した講演会のゲスト・スピーカーおよびテーマと、誌上での事例報告寄稿者およびテーマについて、ほんの一部だけ紹介する（寄稿者敬称略）。なお、この機関誌は、国立国会図書館や日本図書館協会図書館のほか、公立図書館や大学図書館、国際交流団体などでも閲覧できる図書館がある。

(1) 1990年代

<講演会>

- ・河村宏さん「IFLAと図書館の多文化サービス」
- ・宇田川正宏さん「外国人労働者と図書館」
- ・田辺寿夫さん「日本の中の難民問題を考える」
- ・リーパーすみ子さん「ライブラリアン奮闘記」

<見学会>

- ・厚木市立中央図書館、市川市中央図書館等
- ・シャンティ国際ボランティア会
- ・韓国、群馬、横浜等

<事例報告>

- ・（大阪市立図書館）「自国語資料」の整理と経験（村岡和彦）
- ・荒川区立図書館の外国語資料（西河内靖泰）
- ・横浜市都筑図書館の外国図書サービス（鈴江夏）

- ・豊島区立中央図書館での外国語資料サービス (阿部治子)
- ・福岡市総合図書館の国際資料コーナー (竹広節子)
- ・トロント公立図書館：日本語資料の選択 (リリーフェルトまり子)
- ・北極圏の多文化サービス：先住民が主人公となる図書館づくり (深井耀子)
- ・川崎市立川崎図書館 多文化サービスへの試み (中野真由美)
- ・墨田区立あずま図書館の外国図書サービス (井東順一)
- ・スウェーデンの図書館の多文化サービス (阿部明美)

(2) 2000年～2010年

<講演会>

- ・臼井裕之さん「言語権：その可能性と限界」
- ・田島伸二さん「刑務所の子どもたちに識字図書館を」
- ・山脇啓造さん「多文化共生社会に向けて」
- ・北原キヨ子さん「アイヌ民族として生きて」

<見学会>

- ・東京朝鮮第九初級学校、モータウチェー図書館、文化センター・アリラン等
- ・静岡、川崎、神戸等

<受賞>

- ・2001年2月15日「むすびめの会」第3回図書館サポートフォーラム賞授賞式 (図3)



図3. 第3回図書館サポートフォーラム賞授賞式

<事例報告>

- ・(大阪府立中央図書館) 英語のおはなし会 (池内美和子)
- ・国際交流基金関西センター図書館の日々 (浜口美由紀)
- ・(福山市北部図書館の)『日本在住中国人対象読書会』に参加して (工藤邦彦)
- ・静岡市立御幸町図書館の多言語サービス (豊田高広)

- ・アメリカの図書館事情：多様性と識字と知的自由 (井上靖代)

- ・愛知県図書館の多文化サービスコーナー (後藤夏美)

- ・群馬県立図書館国際ライブラリーコーナー (大山達郎)

- ・川口市立中央図書館の多文化サービス (伏田由美子)

- ・フィンランドの図書館 (西川馨, 平形ひろみ, 阿部明美)

- ・豊田中央図書館の多文化サービス (杉本善子)
- ・韓国のいま「多文化サービスの現状」 (曹在順)
- ・京都市国際交流会館 図書・資料室へようこそ (溝口智子)

- ・大泉町立図書館で開かれている多言語サロン (瀧澤憲也)

(3) 2011年～2020年

<講演会>

- ・田中宏さん「在住外国人のいま：学習権保障の観点から」
- ・杉澤経子さん「多文化共生を考える：多言語・多文化教育研究センターの活動を通して」
- ・和気尚美さん「北欧の公共図書館：移民のくらしのセーフティネット機能に着目して」
- ・石原真衣さん「サイレント・アイヌから見た図書館と多文化共生」
- ・宮島喬さん「クロスナショナルに生きる人々の文化関心と読書の問題」

<見学&図書館現場レポート>

- ・『多文化サービス実践編』の発行に向けた図書館見学会 (足立区立中央図書館、江戸川区立中央図書館、目黒区立八雲中央図書館、新宿区立大久保図書館、北区立中央図書館、荒川区立南千住図書館、府中市立中央図書館、埼玉県立熊谷図書館) 等

<フィールドワーク>

- ・新宿 (大久保)、大阪 (鶴橋国際マーケット・猪飼野界限散策・猪飼野セッパラム文庫) 等

<事例報告>

- ・アジア図書館づくり1981-2014 (坂口勝春)
- ・文化センター・アリラン図書整理作業の2年 (元吉宏)

<NHK テレビ番組に出演した主な会員>

- ・小島祥美さん
- 「視点・論点」外国人児童の教育問題

・米田雅朗さん

ETV 特集「アイ アム ア ライブラリアン：多国籍
タウン・大久保」

<受賞>

・「多言語絵本の会 RAINBOW」

第48回博報賞 国際文化・多文化共生教育部門
(4) 2021年～2025年

<講演会(オンライン開催)>

・マハルザンラビさん「在住ネパール人とコロナ
禍の影響」

・稲葉佳子さん「外国人支援」から「共にまちづ
くりを考える地域の一員へ」

・奥山はるなさん「にほんでいきる：外国からき
た子どもたち」を取材して

・鄭剛憲さん「在日の声：日本で生きてきて」

・飛田雄一さん「神戸学生青年センター50年」

・金谷一郎さん『いくのパーク』の挑戦：廃校後
の学校図書館の多様な活動・機能を中心に

・リーパーすみ子さん

「学校司書として移民の子どもたちと向き合っ
て」

<講演会(対面開催)>

・田巻松雄さん「他者への想像力と共感をどの
ようにつくり出していくか」

・陳玉容さん「中国語圏の絵本を一緒に楽し
みましょう：中国56民族民話絵本を中心に」

・ダニーネフセタイさん「私は、どうして『ど
うして戦争をしちゃいけないの?』を書いたか?」

・阿部治子、加藤佳代さん、新居みどりさん『図
書館員のための「やさしい日本語」』刊行記念イ
ベント(日本図書館協会主催・むすびめの会協力)

<フィールドワーク・見学会>

・大阪生野ふらっとフィールドワーク

・国立国会図書館関西館

・豊島区立中央図書館及び点字図書館(ひかり文
庫)

<事例報告>

・「図書館員のためのアイヌ文化教室」総括
(加藤重男)

・移民・難民とフィンランドの公共図書館
(宮澤篤史)

・図書館で「多読」の日本語教室、始めます：名
古屋市守山図書館の挑戦(大橋美紀子)

・「読書バリアフリー」をテーマにしたトークイ
ベントを開催(成松一郎)

<受賞した主な会員>

・石原弘子さん

第24回図書館サポートフォーラム賞

・梁佳恵(伊奈垣圭映)さん

第11回白川静漢字教育賞 一般の部 最優秀賞

4. 基本的な住民サービスとしての多文化サービス

国立社会保障・人口問題研究所が2023年4月に
公表した将来推計人口によれば、外国人住民は毎
年16万3791人増加する前提で、2070年の比率は10
人に1人にまで高まることが見込まれている。

そのため、今はそれほど外国人住民比率が高く
ない自治体も、基本的な住民サービスとして多文
化サービスに取り組むことがすべての図書館に求
められている。

誰もが無料で利用することができる図書館は、
外国人住民にとっても身近で気軽に相談すること
ができる「安心の居場所」である。

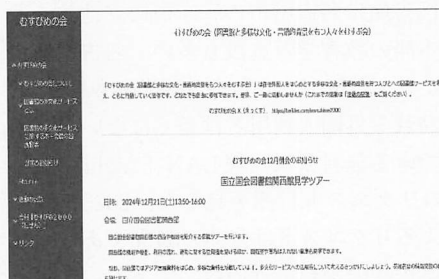
むすびめの会では、住民一人ひとりが自分に
合ったことばの本や情報に出会えるよう、障害者
サービスとも連携しながら多文化サービスの実践
と研究を積み重ねている。

「むすびめの会」のホームページは以下のとおり
である(図4)。



◀<https://x.gd/mOiPF>

▼図4.「むすびめの会」ホームページ



会のホームページには、日本語以外の言語資料
を扱っている書店のリストや、機関誌『むすびめ
2000』のバックナンバー各号の目次のほか、多文
化サービスについて知りたい方、多文化サービス
をひとりからでもはじめられるお役立ち情報をた
くさん掲載しています。

関心のある方の入会をいつでもお待ちしております。

(あべ はるこ：JLA 多文化サービス委員会副委員長、

むすびめの会事務局)

[NDC10：015.98 BSH：多文化サービス]

愛知県図書館の多文化サービス

新川裕美

1. はじめに一愛知県図書館を取り巻く環境

愛知県は、2024（令和6）年現在46年連続で製造品出荷額等が全国第1位を獲得するなど、わが国を代表する「ものづくり県」である。2023（令和5）年12月末の県内在住の外国人県民数は31万845人と県内総人口の4.16%を占め、東京都に次ぐ全国第2位である。1989（平成元）年の「出入国管理及び難民認定法」の改正により就労目的の日系人が多数来日したが、本県では、自動車産業等の製造業においてブラジル人を中心とした南米出身者が急増した。国内のブラジル人の約30%が本県に居住している。近年ではベトナム、ネパール等のアジア圏の割合が増加している。

愛知県図書館は名古屋市の官庁街に立地し、近隣には日本語の教育学習施設も多い。名古屋城が近いことから、散策中に立ち寄る観光客も目立つ。

窓口を訪れる外国人利用者は多くはないが、館内で利用できる無料公衆無線LAN「Aichi_Free_Wi-Fi」のリクエスト言語を見ると、2023年度の外国語によるリクエストは全体の3.7%であり、県の外国人県民数の割合に近い数字である。内訳をみると、英語からヘブライ語、インドネシア語など、15以上のさまざまな言語で利用があることがわかる。

このような状況のもと行っている当館の多文化サービスであるが、現状は発展途上である。今回はできていることと足りないことを整理し確認する機会とさせていただき、また県内の市町村立図書館の状況についても紹介する。

2. 愛知県図書館の多文化サービス

愛知県図書館は1991（平成3）年の現図書館開館

当初から4階に国際資料部門を置き、外国語（主に英語）で書かれた各国研究資料、日本研究資料を配架していたが、2006（平成18）年に解消、うち中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語の資料に日本語学習資料を追加して3階に多文化サービスコーナーを設置した。2024年3月末の蔵書数は計5,855冊である。最近は県内住民が増加しているベトナム語図書の収集も始めている。

2022（令和4）年策定の『第4次あいち多文化共生推進プラン』では、「外国人県民アンケート調査」で尋ねた「現在不安なこと」のトップが「日本語のコミュニケーション」とあり、今後の課題の第一として日本語教育の推進を挙げている。当館でも日本語学習書の収集に力を入れており、2021（令和3）年1月から導入した電子書籍サービスにおいても、日本語多読を始めとした日本語学習書を約150点揃えている。多文化サービスコーナーの貸出冊数は全体の半数が日本語学習書であり、続いて名古屋市内の居住に比例して中国語、韓国・朝鮮語の順となっている。2019（令和元）年度には多文化サービスコーナー内に絵本コーナー（2024年3月末現在約570冊）を設置し、外国人児童の母語習得を始めとした家庭などでの読書活動を支援している。

利用案内については、英語、中国語（簡体字）、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、やさしい日本語の5種類がある。2023年度には予約やMyライブラリ（個人向けWebサービス）に関する英語・中国語の案内を本県の国際課の協力により作成するなど、徐々にではあるが充実を図っている。

他機関との連携としては、日本語習得が十分でないため、希望の進路実現が困難となっている外

国人を対象とした県の日本語学習支援事業「若者・外国人未来応援事業」,「多文化共生日本語スピーチコンテスト」への会場提供や来場者へのチラシ配布, 県国際交流協会の紹介展示, 外国人の人権についての啓発展示等がある。また, ブラジル, 韓国などの在名古屋領事館等とのコラボ展示や英語のおはなし会などのイベントも行っている。

3. 県内市町村立図書館の状況とその支援

2020(令和2)年度に愛知県公立図書館長協議会で行った調査によると, 県内で多文化サービスを実施している市町村立図書館は99館(分館含む)中34館, 図書館を有する48市町村中23自治体であった(調査時点の数)。翌年の2021年度には外国語資料の所蔵状況調査を行った。言語別に所蔵の多い順から10位までを調査したものであり参考値ではあるが, 県内の所蔵冊数の合計は, 県内に住民が多いブラジルの公用語であるポルトガル語が英語, 中国語に続く3位であった。7位韓国・朝鮮語, 10位はベトナム語であった。中には英語よりもポルトガル語の所蔵が多い館もあった。「ものづくり県」としての愛知県の特徴がある程度反映されているといえるのではないかな。

県内の特色ある図書館では, ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより多言語の絵本を収集した日進市立図書館, 寄附金およびその基金をもとに世界各国の絵本と教科書, 各種図鑑類など3万5000冊を収集する「司文庫」がある豊橋市図書館などがある。

2024年11月に当館が担当となり開催した東海北陸地区公共図書館研究集会では, テーマを「図書館の多文化サービス～多文化共生社会に向けて～」とした。和気尚美氏(慶應義塾大学)の講演「多様な声を包摂する図書館」に続き, 地域のニーズを認識してから約半年というスピードで多文化コーナーを立ち上げた蒲郡市立図書館の事例発表, 東弘子氏(愛知県立大学)の講演とワークショップ「自分が使う「いつもの日本語」の特徴からコミュニケーションの課題を考える」という構成であった。多角的な視点から多文化サービスを学ぶことができる研修となった。アンケートの満足度も非常に高く, ニーズの高まりを実感した。

4. おわりに—今後の課題

今回寄稿の話をいただいたことをきっかけに, 外国人利用者への対応について館内の職員に聞き取りを行ったところ, 窓口でのコミュニケーションに苦労したという事例が多く寄せられた。寄贈の手続きなどのこみいった内容を説明するのが難しかったという声もあったが, それ以前に, とっさのことで落ち着いて対応できなかったという反省も多かった。また, 「イスラム教の礼拝をしたい, 静かな場所はないか」との相談があり, 急きょ急病人対応等に使用する和室をご案内したとの話もあった。

カウンターには指差しボード等のツールを備え, 言語の電話通訳サービスができる「愛知県多言語コールセンター」も利用できるが, いずれもあまり活用できているとは言えない。館内職員に対してツールを周知できていないこと, さまざまな文化や習慣を持つ方々が訪れていることにも留意する必要があることなど多くの課題が見つかった。

以上, 当館の多文化サービスを振り返ってみたが, まだまだ内容が不十分であることに改めて気づかされた。また, 蒲郡市立図書館の事例からも, ニーズは常にあること, また県立図書館として県内市町村にサポートできることは何かを考えていく必要性も再認識した。

当館では, 読書バリアフリーを全館的に推進するため, 2024年度から「読書バリアフリー推進チーム」を立ち上げ, 初年度は館内や県内の商業施設での周知イベントを実施した。特に商業施設でのイベントでは, 平日にもかかわらず関心を持って立ち寄っていただける方が予想以上に多く, 広報の重要性を実感する機会となった。

多文化サービスは読書バリアフリーサービスと重なる部分が多い。多文化サービスを進めるにあたっては, 外国人利用者へのサービスという視点にとどまらず, 視野を広げて包括的に取り組みを進めていくことも重要だと考えている。

(にいがわ ひろみ: 愛知芸術文化センター愛知県図書館)
[NDC10: 015.98 BSH: 1. 多文化サービス 2. 愛知県図書館]

大久保図書館の多文化サービスについて

——人と人とがつながりあえる図書館をめざして——

米田雅朗

「大久保」という街

「大久保」という街は、「コリアンタウン」と呼ばれている時期がありましたが、今では「多国籍タウン」という様相を呈しています。新大久保商店街を歩いていると、さまざまな言語が聞こえてきて、韓国系のお店には根強い人気がありますが、ネパール、ベトナム、タイといった国々の飲食店やハラル系の食材店もあり、外国人を対象にした専門の不動産屋もあります。

新宿区のホームページを見ますと、区内には約130か国、4万8000人以上の外国の方が住民登録をされていて、比率にすると1割を超えています(2024年12月現在)。中国の方が多く、次いで、韓国、ネパール、ミャンマー、ベトナムというようにアジア系の方が続きます。「大久保・百人町地区」と呼ばれている地域は、特に外国の方が多く、場所によっては4割を超える方が居住されています。近隣の学校、幼稚園、保育園、子ども園には、外国にルーツを持つお子さんが多く通われていて、日本語学校が多いことも特徴です。

大久保図書館の多文化サービス

大久保図書館は、この「大久保・百人町地区」に位置しており、図書館には、外国の方が普通にお見えになります。そのような地域性から「多文化サービス」を柱としています。

主な取り組みは、①外国語資料の収集、②外国語のおはなし会の実施、③日本人と外国人が交流するイベントの開催、④生活情報の発信、の四つになります。

①外国語資料の収集

現在38言語、約2,900冊の外国語資料を所蔵しています。

前述しましたが、近隣には外国にルーツを持つお子さんがたくさんいらっしゃいます。「図書館に母語の絵本がなければ、寂しいに違いない。そう

ならないように。」その思いだけで、こつこつと集めてきました。特に幼稚園とは連携を密にしています。かつて「南米系のスペイン語圏のお子さんが入園したのですが、スペイン語の絵本はありますか」という問い合わせがありました。そのときは、専門の書店をあたって、スペイン語の絵本を入手しました。同様に「タイ語の絵本はありますか」「ベトナム語の絵本はありますか」というように相談があり、そのつど、地道にそろえてきました。外国の方から寄贈でいただいた本もあります。

ある外国の方がおっしゃっていました。「自分の国の言葉の本が、その街の図書館にあると、自分がその街に受け入れられていると感じる」と。外国の方にとっては、1冊の母語の本が10冊、20冊に匹敵するものであり、本1冊の重みは、はかりしれないものと感じています。

②外国語のおはなし会の実施

当館では、外国語の絵本のおはなし会を、月1回のペースで開催しています。2024年は、1月は中国語、2月はウクライナ語、3月は毎年日本語で行うと決めていて、4月英語、5月韓国語、6月シンハラ語(スリランカの公用語)、7月アラビア語、8月トルコ語、9月韓国語、10月チェコ語、11月中国語、12月英語、という具合です。

外国語のおはなし会は、地元のNPO団体や個人の翻訳家の方など、さまざまな方々のご協力をいただいています。

たとえば、子育て支援をされているNPO団体のご協力により、スリランカやネパール出身のお母さんに来ていただき、シンハラ語のおはなし会やネパール語のおはなし会を開催しました。外国人のお母さん方は、たいへん協力的でこのようにおっしゃっています。「おはなし会で、母語を披露することができて、とても嬉しかった」「参加したお子さんたちと仲良くできて、とても楽しかった」等々。そして「次に機会があれば、ぜひ協力した

い」ともおっしゃっています。外国語のおはなし会も定着をしてきて、ご家族で参加をされる常連さんも増えてきました。「次は何語でやるんですか」「いろいろな外国語を知ることができて楽しい」といったお声をいただいています。

おはなし会では、ウクライナ語で「こんにちは」と言ってみたり、チェコ語で「ありがとう」と言ってみたり、外国の文化や風習に親しむ機会をつくります。それは、その国の文化に敬意を持ち、更にその国で生活している人を、一個の人間として尊重する心を持つことにつながり、おはなし会が「相互理解」を生みだす場に発展していきます。その意味で、大久保図書館の外国語のおはなし会は、重要な役割を果たしていると思っています。

③日本人と外国人が交流するイベントの開催

大久保図書館では、日本人と外国人が交流するイベントを行っています。その筆頭は「ビブリオバトル・インターナショナル・オオクボ」です。ビブリオバトルは、おすすめ本を紹介しあい、いちばん読みたい本に投票するという、一種のコミュニケーションゲームです。大久保図書館では、これを日本人と外国人とが参加して行います。「人を通して本を知る、本を通して人を知る」がビブリオバトルの趣旨ですが、これに「本を通しての国際交流」という趣旨が加わります。ただし、本を紹介する言語が日本語であり、外国の人にとっては、日本語で本を語ることが、ハードルを高くしています。それでも、果敢に挑戦をしてきた方々がいらっしゃいました。ネパールの方やブラジルの方、スリランカ、UAE、インド、韓国、中国等、さまざまな国籍の方が、日本人と一緒に本を熱く語ってきました。2024年の開催で10回目を迎えています。

そして、このビブリオバトルにはスピンオフ企画もあります。「ビブリオバトル」は先ほども述べた通り、本を日本語で紹介することが、外国の方にとってハードルを高くしています。このスピンオフ企画は、本ではなく、腕時計や指輪などのように、自分が大切にしている「モノ」、かけがえのない「モノ」を紹介して、自分の思いを語ります。「モノ」をトーク（語る）するので「モノトーク・インターナショナル・オオクボ」と称します。「ビブリオバトル」よりは、外国の方も参加しやすくなり、「モノを通しての国際交流」の場が生まれています。この「モノトーク」も4回の開催を数え、

「ビブリオバトル」と共に、当館の交流イベントの双壁となっています。「日本人と交流できて楽しかった」「もっと日本人と交流したい」というような外国の方々からの声もいただいています。

また、外国の方を対象に「やさしい日本語の本を読んでみませんか？」という、日本語習得のワークショップをNPO法人との協力により開催しています。ここでも、さまざまな国籍の方が参加をされ、参加した人同士での交流が生まれています。

④生活情報の発信

外国の方が日本で生活をする上で、必要な情報をそろえています。たとえば、新宿区では分別ゴミの出し方を、多言語で用意しています。最近では、多言語での分別ゴミの出し方のアプリをスマホにダウンロードできるようになっており、その案内のチラシも用意しています。ほかに「給料明細書は捨てない」「仕事中に怪我をしたらどうすればいいか」等々、仕事をしている人にとって、大事なことが箇条書きにされたリーフレットを多言語で、また消費者トラブルにあわないための注意喚起のチラシを多言語で、ほかに日本語教室の案内などをそろえています。

理念

大久保図書館は「国境を超え、人種を超え、差異を認めあい尊重しあう、誰も置き去りにしない図書館」を理念としています。「お国はどちら？地球です。」これが、当館のキャッチコピーです。日本人も外国人も皆一緒。国籍を超えて、皆でわいわいがやがやと楽しく集いあえる図書館。本を介して、人と人とがつながりあえる図書館。そして、ここに来れば安心、ここに来ればホッとできる、そのような「居場所づくり」を目指しています。そのためには「目の前のひとりを大切にする」というスピリットが大切であると考えます。

わたしは、大久保図書館で長年勤務をしてきて、公共図書館はこのような「居場所づくり」が可能であると思えるようになってきました。そして「世界の平和の縮図」となるような「居場所づくり」を目指して、微力ながら日々の努力を積み重ねてまいりたいと思っています。

（よねだ まさお：新宿区立大久保図書館）

[NDC10：015.98

BSH：1. 多文化サービス 2. 新宿区立大久保図書館]

埼玉県立図書館の多文化サービス普及に向けた取り組み

福士明日香

1. 埼玉県立図書館の多文化サービス

埼玉県立図書館は、県内の多文化サービスを推進するため、熊谷図書館に多文化サービス担当（2024（令和6）年度に海外資料担当から名称変更）および外国語資料コーナー¹⁾を設置している。熊谷図書館では、県内在留外国人数の多い国の言語（中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、ポルトガル語）と国際共通語である英語の5言語を中心に、41か国語・約2万1000冊の本や、5か国語の新聞（10紙）、7か国語の雑誌（38誌）を所蔵し、司書が資料の探しかた等の相談に応じている。そのほかにも、日本語学習資料、海外の教科書、国際交流情報誌、県内市町村の外国人向け生活ガイドなどの資料を収集・提供している。また、日本語を母語としない方を含む県民の国際理解を深めるために、各種の展示やイベントも実施している。なお、児童向けの外国語資料は久喜図書館が所蔵している。

2. 埼玉県の状況

埼玉県には63の市町村があり、市町村立図書館（室）は中央館・分館等合わせて245館（室）設置されている。県内在留外国人は163の国と地域、約25万人におよび（2024年6月末現在）、2023（令和5）年に県総人口の3%を超えた²⁾。また、2023年度の文部科学省の調査によれば、埼玉県の日本語指導が必要な児童生徒の数は3,881人³⁾で増加傾向にあり、上級学校への進学率も高まっている。

すべての県民が快適に図書館を利用できる環境をつくるために、身近な市町村立図書館や学校図書館の多文化サービスを充実させることがますます重要になってきている。

3. 県内図書館への支援・協力

担当では「日本での生活に課題があり、支援を必要としている人、そのような人々を支援したい・している各図書館が、自由に情報を入手し活用できるようにする」という目標を軸に、県民や県内図書館をターゲットにさまざまなサービスを行っている。本稿では、その中でも特に、県内図書館への多文化サービス支援・協力の取り組みについて具体的に紹介する。

なお、県内図書館の多文化サービスを支援するにあたり、担当内で最も大切にしているのは「多文化サービスに対するハードルを可能な限り下げる」ということである。多文化サービスに対し「外国語が堪能でなければできない」などと難しいイメージを持つ方も多いのではないだろうか。実際に多文化サービスの実施には、外国語図書の整理や、利用案内の多言語化など時間や労力がかかることも多い。しかしながら、やさしい日本語でのカウンター対応等、すぐに始められるサービスも数多くある。担当では、各図書館で実施に時間や労力がかかる部分については、可能な限りノウハウを共有し、すぐにでも始められるサービスは、

積極的に発信・周知していくということを意識している。

(1) 外国語資料の協力貸出

当館では外国語資料コーナーを設置しているが、県内全域の日本語を母語としない県民に直接来館してもらうのは現実的ではない。そのため、担当では県内市町村立図書館や高校図書館への協力貸出に力を入れている。直接サービスはもちろん大切ではあるが、いずれは日本語を母語としない県民にとって県立図書館の外国語資料の協力貸出が主流となり、最寄りの図書館で不自由なく資料や情報にアクセスできるようになることが理想であると考えている。

また、県立図書館に所蔵がない資料については、リクエストを受け付けている。これにより、市町村立図書館や高校図書館で予算の都合等で購入が難しい状況を支援している。

(2) 図書館向け多文化サービスツールの公開

2021（令和3）年度には、県内図書館の多文化サービス支援の一環として、図書館で多文化サービスを行う際に役立つツール⁴⁾や、サービス実施に必要な情報を、図書館ウェブサイトで公開した。公開しているのは、多言語の指差しコミュニケーションシート、利用申込書、利用案内、リクエスト申込書、相互貸借案内、予約連絡・督促連絡メール、請求記号案内の七つのツールである。各ツールは、多文化サービスの充実を図りたい図書館の負担が軽減されるように、誰もが自由にダウンロードし、編集できるようになっている。今後も、ツールの数や言語数を少しずつ増やしていく予定であるため、県内のみならず、全国の図書館で役立ててほしい。

(3) 多文化サービス研修会

県内の図書館職員向けに、年1回、多文化サービスをスタートするための研修も実施している。これまでの研修内容は、外国語圖書の選定方法や、

書誌作成・整理の方法、特設コーナーの作り方、日本語学習資料についてなどである。今すぐできることを中心に、多文化サービスを開始・実施するにあたって職員の心理的ハードルを少しでも下げられるよう構成している。研修終了後には毎年多数の質問が寄せられ、各市町村立図書館や高校図書館が抱える課題を担当内で共有する貴重な機会にもなっている。

この研修の資料は、「多文化サービスのマニュアル」として日常の業務でも使えるよう前述の「図書館向け 多文化サービスツール」のページで公開しているほか、研修のアンケート等で寄せられた質問に対する回答も「多文化サービスQ&A」として公開している。同じような疑問、課題を抱える図書館の参考になるであろう。

また、県内高校図書館主催の研修会に講師として呼ばれることもある。今年度は、多文化サービスに力を入れている高校図書館と当館の多文化サービスの実践報告を踏まえ、自館でどんなことができるかをグループ討議で考えるワークショップ形式の研修を実施した。ワークショップでは、多言語版の利用案内の作成やコミュニケーションシートの使用、県立図書館の活用等、自館で実践できそうなサービスについて多様な意見があげられた。今後は、多文化サービスを実施したい市町村立図書館への直接訪問も実施したい。

(4) 相談窓口としての役割強化

近年特に力を入れているのは、相談窓口としての役割の強化である。多文化サービスを行うにあたり、相談できる場所があるというだけで、サービス実施のハードルが下がるのではないかと考えているからだ。そこで、県内図書館には、困ったことがあったら気軽に相談してほしいと積極的に広報している。

寄せられる相談の内容は、外国語資料の収集・整理方法やレファレンス対応、多言語版利用案内の監修依頼など多岐にわたる。市町村立図書館からは特に外国語資料の探し方に関する相談が多

く寄せられ、高校図書館からはレファレンスの相談が多い。

こういった相談は、間接的に日本語を母語としない県民のニーズを知る機会にもなり、県立図書館の多文化サービスのさらなる充実や見直しに役立っている。

(5) 多文化サービス実態調査

県内市町村立図書館のサービス実施状況を調査するため、隔年で実態調査を行っている。この調査によって県内市町村立図書館が行っている先進的な多文化サービスの取り組みや、抱えている課題を把握することができている。また、県内図書館から多文化サービスに関わる相談があった際に、県立図書館のノウハウの共有だけでなく、県内市町村立図書館の事例なども紹介できるようになった。

今後は、高校図書館に対しても同様の調査を実施する予定である。これらの取り組みを通して、多文化サービスに関する課題を県内全体で共有し、それぞれの図書館が連携・協力して各課題を解決できるようにしていきたい。

4. 最後に

日本語に不慣れで、情報を入手することに課題を抱えている県民にとっては、図書館で得た一つの情報が生活の大きな支えとなることもある。県民の情報へのアクセスを一番近くで支えている県内市町村立図書館や高校図書館の多文化サービスを可能な限りサポートしていくことが、今県立図書館に求められている役割なのではないだろうか。埼玉県立熊谷図書館多文化サービス担当ではこれからも、多様な意見を取り入れながら図書館の多文化サービスの推進に努めていきたい。県内のみならず、全国の図書館で、多文化サービスがさらに浸透していくことを願っている。

埼玉県立図書館)

- 2) 「埼玉県内の在留外国人数（令和6年6月末現在）について」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/keikakutoukei/r6-6toukei.html> 埼玉県)
- 3) 「令和5年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果の概要」(https://www.mext.go.jp/content/20240808-mxt_kyokoku-000037366_3.pdf 文部科学省)
- 4) 「図書館向け 多文化サービスツール」(<https://www.lib.pref.saitama.jp/collection/mcult/tabunkatool.html> 埼玉県立図書館)

(ふくし あすか：埼玉県立熊谷図書館)

[NDC10：015.98 BSH：1. 多文化サービス 2. 埼玉県立図書館]

注

- 1) 「多文化サービス・外国語資料コーナーのご案内」(<https://www.lib.pref.saitama.jp/collection/mcult/multicultural.html>)

特集◎多文化共生に資する図書館

IFLA多文化社会図書館サービス分科会と日本の多文化サービス

平田泰子

はじめに

日本の図書館の多文化サービスを語る上で、IFLA (International Federation of Library Associations and Institutions = 国際図書館連盟) 多文化社会図書館サービス分科会は、欠かせない存在である。

IFLAは、1927年英国エジンバラで設立され、オランダのハーグに本部を置き、図書館や情報サービス機関とその利用者の利益を代表する非政府・非営利の国際機関として、図書館活動の全分野にわたる国際的な協力、理解、討議、研究を推進する活動を行っている。現在約150か国1,600の会員（主として各国の図書館協会、図書館、教育機関など）が加盟しており、毎年世界中の各都市で世界図書館情報会議（World Library and Information Congress=WLIC 通称IFLA大会あるいはIFLA年次大会）を開催してきた。

1. IFLA 多文化社会図書館サービス分科会設立の経緯

100年以上前から移民マイノリティに対する図書館サービスが行われていたが、そのサービスはマイノリティを受け入れ側の社会に同化させることがそもそもの目的だった。しかし、第二次大戦後の大規模な人口移動、民族的ルーツへの関心の高まりをうけ、1950年代末から1970年代を通してマイノリティへのサービスのあり方が図書館界で大きな争点となってきた。そこで、この種のサービスに関わっていた図書館員と連絡を取り合い、情報を交換するための国際的なフォーラムが必要で

あるとして、1981年にワーキンググループが発足する。ワーキンググループは、1983年にはラウンドテーブル、また1986年（この年東京でIFLA大会が開かれた）から32番目の分科会、多文化社会図書館サービス分科会（以下、多文化分科会）へと順調に昇格した¹⁾。

2. IFLA 東京大会と日本の多文化サービス

IFLA 東京大会は、日本の多文化サービスの嚆矢と言えるだろう。1986年8月24日、世界55か国から2,000名を越える参加者を集め、青山学院大学を主会場として開催された。この年、多文化サービスラウンドテーブルは、分科会に昇格を果たしていた。多文化分科会のセッションでは、日本の公立図書館における活動事例がなかったため、民間でアジア図書館を運営していた坂口勝春氏のみが日本からの事例発表となった。

8月29日の総会では、「多文化社会図書館サービス分科会および全体会議決議」²⁾が採択され、そのなかで、「日本には在日の韓国・朝鮮人、中国人、アイヌなどのマイノリティがいるにも関わらず、彼らに対してサービスが行われていない」という指摘をうけた。日本に在住する外国人がいても、その人たちに図書館サービスを提供するという発想がこれまでなかった日本の図書館界に大きな衝撃となった。この総会決議に影響を受け、図書館の多文化サービスを進めようとする有志が集まり「むすびめの会」が1991年に発足している。

また、同じく総会決議で「国会・国立国会図書

館・文部省そして図書館サービスに責任のある地方自治体に対して(社)日本図書館協会と協力し、マイノリティが必要とする情報や資料は何かを調査すること」という要請も出された。これを受けて、「多文化サービス実態調査」が1988年と1998年に10年間隔で2回実施された。その後17年の空白があったが、日本図書館協会に正規の委員会として発足した多文化サービス委員会が、2015年に第3回目を実施した。これらの調査は、マイノリティの人々への調査ではないが、図書館が地域に在住するマイノリティの人々にどのようなサービスをしているかを明らかにするものであった。先の調査から10年後となる2025年に多文化サービス委員会で4回目の調査を実施すべく、現在準備作業中である。

2006年10月13日、図書館サポートフォーラム主催の懇親会「IFLA 東京大会20周年記念懇話会：あの時あなたは若かった」で、今まど子氏(中央大学名誉教授)は、次のように述べている³⁾。

「この大会のメリットは、日本の図書館界を世界の図書館人に知らせることができたこと、また日本の図書館人が直接海外の図書館員のスピーチを聞くことができたこと、これがまさに国際交流と言えよう。また、多文化社会の図書館サービスが新しいサービスのあり方として日本の図書館界に紹介されたこと、などがあろう。」日本で多文化サービスが始まる契機となったのは、まさにIFLA 東京大会だと言えるだろう。

とはいえ、日本の図書館で在住外国人への図書館サービスが全く自発的に行われなかったというのは正確ではない。大阪市立生野図書館は、日本で初めて在日韓国・朝鮮籍の人々へのサービスを1988年に開始したが、これはIFLAの指摘とは直接関係なく、人口の四分の一を占める住民へのサービスの必要性から始まったものであり、住民ニーズをサービスに反映させた好例と言える⁴⁾。

また、タイトルに「多文化」を含む文献の調査と分析を試みた中島正明氏は、「日本における多文化の研究は、主に教育学と図書館学の分野からス

タートしたと見られる。特に図書館学の分野がいち早く反応したことは注目される。」⁵⁾と述べており、図書館界がいち早く日本における多文化に視線を向けることになったのは、IFLA大会のもたらした成果とも言えるだろう。

3. IFLA 多文化分科会の活動

分科会では、文化的・言語的に多様な社会のニーズを反映した図書館サービスの普及・発展のために、出版・IFLA大会でのセッション運営・サテライト会議・その他種々の活動を行っている。その中で出版活動から「IFLA/UNESCO 多文化図書館宣言」と「ガイドライン」について紹介する。

3-1. 「IFLA/UNESCO 多文化図書館宣言」

宣言(マニフェスト)を作成するという取り組みは、2005年のオスロ大会直前にストックホルムで行われたプレ会議で提案された。翌年2006年にはIFLA 運営理事会に提出するドラフトが作られ、さまざまな補筆訂正を経て、2006年ソウル大会で「IFLA 多文化図書館宣言」となった。その後ユネスコでの承認に向けて活動が始まったが、承認を受けたのは2009年10月第35回ユネスコ総会で、3年の歳月を費やしている。この時点で、「IFLA 多文化図書館宣言」は、「IFLA/UNESCO 多文化図書館宣言」となった。これは、「対話による文化的に多様な社会への懸け橋」というサブタイトルが示すように、多文化社会において図書館が果たすべき役割と使命に関する宣言である。

図書館に関するIFLA/UNESCOの宣言としては、他に「IFLA/UNESCO 公共図書館宣言」、「IFLA/UNESCO 学校図書館宣言」、「IFLA インターネット宣言」があるが、多文化図書館宣言はそれらを補完するものとして位置づけられた。近年それらの宣言は、改訂版が続々と出されており、多文化図書館宣言も改訂を考える時期に来ている。

「IFLA/UNESCO 多文化図書館宣言」を普及するため、多文化分科会ではIFLA 公用語のほかにさまざまな言語への翻訳を進めている。現在23言

語（含む日本語）に翻訳され Web 上に掲載している。また、宣言の概念を適用するための実践的なアプローチを提供する取り組みを始め、開発したツールキットを2014年のIFLA リヨン大会総会で発表した。ツールキットの翻訳も、8言語（含む日本語）まで進んでいる。

3-2. IFLA 多文化サービスガイドライン

ガイドラインとは、望ましい指針や基準となる目安を示したもので、IFLA の各分科会では、そのサービスに取り組む図書館・図書館職員に向けてガイドラインを出しており、時代の変化に合わせて改訂作業も定期的に行っている。

多文化分科会では“Multicultural Communities : Guidelines for Library Services”というタイトルでガイドラインをこれまで、3回出版している。初版は1987年で、その後1998年に改訂第2版、2009年に改訂第3版が刊行された。

ガイドラインは、多文化サービスを実践するうえでの具体的な拠り所であり、また普及活動の指針でもある。しかし、時代とともに変化する社会の状況やテクノロジーの進展などに合わせた見直しが必要となる。

IFLA 基準手順書の第8条によると、基準／ガイドラインは遅くとも5年ごとに維持および見直されるべきだとしている。多文化分科会でも、2009年の第3版からすでに10年以上経過し、時代の要請に合わせる必要から2023年に見直しの方針が決まり、2024年から改訂に向けて動き出した。事務局となるワーキンググループ（5名）に加え、公共図書館分科会・児童青少年分科会・メトロポリタン図書館分科会など、他の分科会からも協力を得、現在進行中である。第3版作成時は対面かメールでの作業であったが、現在は時間と場所に関係なく利用できる Google Drive を使って、ドラフト作成・見直しなどの協働作業を進めている。また、ワーキンググループの編集作業等も Web 会議で定期的に行えるようになった。

終りに

IFLA 多文化分科会の常任委員には、1986年の東京大会以来、日本から継続して委員を出し、また分科会の出版物はすべて日本語訳も行ってきた。現在ガイドライン4版に向けてワーキンググループと協働作業チームにも日本から参加している。全体の構成に関しては第3版と大きく変更しない形だが、内容はかなり見直されるだろう。また、第7章のベストプラクティスは全面的に改正となるため、第3版にはなかった日本の実践事例をここに掲載したいと考えている。今後も、IFLA 多文化分科会と緊密に連絡を取り合い、これまでは学ぶことがほとんどだったが、日本の事例等も紹介するなど、双方向でかわっていくことで、日本の多文化サービスを向上させたい。

注

- 1) Marie F. Zielinska. “Celebrating 20 years: a concise history of IFLA Section on Library Services to Multicultural Populations”. IFLA Section on Library Services to Multicultural Populations. 2001, 17p.
<https://repository.ifla.org/server/api/core/bitstreams/3314d166-59a1-4edf-ae46-c7872bbdeaf8/content> (2025/1/10)
マリー・F. ゼリンスカ. “IFLA 多文化社会図書館サービス分科会20周年記念史抄”. IFLA 多文化社会図書館サービス. 深井耀子, 田口瑛子. 多文化サービスネットワーク, 2002, p.27-46.
- 2) 深井耀子, 小林卓. 公共図書館の多文化サービス: その歩み: 1988 (昭和63年) 前後を中心に: 資料集. 多文化サービスネットワーク, 2006 p.21
- 3) 今まど子. “IFLA 東京大会への道のり”. IFLA 東京大会20周年記念懇話会. 図書館サポートフォーラム, 2006.
https://www.nichigai.co.jp/lib_support/event/ifla2.html (2025/1/10)
- 4) 山田和伸. 大阪市立生野図書館韓国・朝鮮図書館コーナーについて. 図書館界, 2008, 59(6), P.344-348.
https://www.jstage.jst.go.jp/article/toshokankai/59/6/59_KJ00006767158/_pdf/-char/ja (2025/1/10)
- 5) 中島正明. 「多文化」をタイトルに含む記事の分析に関する一考察. 安田女子大学紀要, 2017, 45, p.112
<https://core.ac.uk/download/pdf/229552071.pdf> (2025/1/10)
(ひらた やすこ:

IFLA 多文化社会図書館サービス分科会メンター
[NDC10 : 015.98 BSH : 1. 多文化サービス 2. 国際図書館連盟]

多文化共生に資する学校図書館の施策と実践

野口武悟

1. 学校でも高まる多文化サービスへのニーズ

グローバル化が進むなかで、日本の学校に就学する外国にルーツのある児童生徒は増加傾向である。図は、文部科学省が2024年8月に公表した「日本語指導が必要な外国籍の児童生徒」の推移である。2023（令和5）年度は5万7718人であり、15年前の2008（平成20）年度の2万8575人から2倍（3万人近く）増加したことがわかる。今後、さらに増加していくものと思われる。

もちろん、外国にルーツのある児童生徒は、「日本語指導が必要な外国籍の児童生徒」だけに限らない。外国籍であっても日本語指導を受けていない児童生徒もいる。また、両親の国際結婚により家庭内で日常的に用いる言語が日本語以外などの理由から学校での日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒もいる（文部科学省によると2023年度で1万1405人）。したがって、外国にルーツのある児童生徒の総数は、図に示された人数よりも、もっと多い。

以上のような状況から、学校図書館においても、多文化サービスのニーズが高まっている。

2. 学校の多文化サービスを促す施策

ユネスコ・IFLA（国際図書館連盟）の「学校図書館宣言」では、かねてから「学校図書館サービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、職業あるいは社会的身分にかかわらず、学校構成員全員に平等に提供されなければならない」ことを学校図書館の使命として謳っている。2021年の改訂版では、さらに「性的指向やアイデンティティ、障害」などが追記されたが、基本的には変わらない。多文化サービスに取り組むことは、学校図書館の使命であることを確認したい。

では、日本国内の学校図書館施策では、多文化サービスはどのように扱われているのだろうか。2016年11月に文部科学省が通知した「学校図書館ガイドライン」では、図書館資料に関わって、「児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデジタイズ図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である」としている（下線は筆者による）。

また、2023年3月に閣議決定された「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、基本的方針の一つに「多様な子どもたちの読書機会の確保」を位置づけた。そして、「日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応等」を進めるとした。

2024年7月には、改正「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（教科書バリアフリー法）が施行され

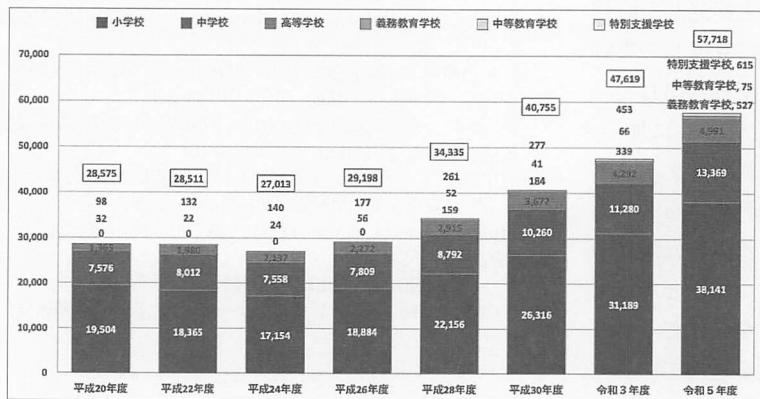


図. 「日本語指導が必要な外国籍の児童生徒」の推移

（出典：文部科学省「令和5年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」, 2024年）

た。これにより、障害のある児童生徒に加えて、日本語指導が必要な外国にルーツのある児童生徒も、教科用特定図書等（点字教科書、拡大教科書、デージー教科書などの音声教材）を用いることが可能となった。以前から、日本語指導を受ける外国にルーツのある児童生徒にマルチメディアデージー教科書などを用いたいとの学校現場からの要望があり、これを受けての法改正であった。

2024年10月には、文部科学省に「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」が設置された。第1回会議（同年12月開催）の資料として提示された「論点（案）」の一つに「多様な人々のための読書環境の整備」を挙げ、そのなかには「社会的包摂の視点から、障害者、外国人、高齢者等、多様な人々の読書環境の充実に向けて求められる事項」が入っている。多文化サービスに関わる施策の充実につながるような議論が望まれる。

3. 学校における多文化サービスの取り組み

文部科学省が行った「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」の結果によると、学校図書館における「外国語の図書」の所蔵率は、小学校67.0%、中学校69.7%、高等学校66.1%、特別支援学校（小学部）22.2%であった。所蔵率は意外と高いと思われるかもしれない。しかし、おそらく英語の図書が大半であろう。ニーズの高いポルトガル語や中国語、韓国・朝鮮語といった多様な言語の図書の提供が課題である。筆者らが2017年に神奈川県内の国際教室（日本語学級）設置小学校の学校図書館を対象とした調査では、「多言語資料の不足」が担当者の捉える多文化サービスの課題として最多だった。「予算が足りない」「発注先がわからない」「英語以外の言語はわからない」など、さまざまな意見が寄せられた。

就学する外国にルーツのある児童生徒のために、予算などの制約があるなかでも、児童生徒の言語ニーズに応じた図書館資料を提供する試みはさまざまに行われている。例えば、「GIGAスクール」構想によって整備された一人一台端末で、多言語の電子書籍コンテンツを利用できるようにする試みがある。三重県いなべ市教育委員会は、導入した電子図書館で、外国にルーツのある児童生徒が利用できるように、三か国語の電子書籍コンテンツを提供している。同市内の学校では、ポルトガル語とスペイン語を母語とする児童生徒の割合が

高く、この2言語に英語を加えた三か国語にしたという（文部科学省「令和4年度子供の読書活動の推進等に関する調査研究」）。また、東京の「多言語絵本の会 RAINBOW」では、同会のウェブサイト（<https://www.rainbow-ehon.com>）上で日本語を含めて20か国語以上の多言語電子絵本を無償公開しており、これらの電子絵本コンテンツを活用している学校がある。

地域の公共図書館と連携して、多言語の絵本や図書、「やさしい日本語」の図書を提供する学校や、国立国会図書館国際子ども図書館が学校図書館向けに貸し出す「世界を知るセット」「東アジアセット」「ヨーロッパセット」など14種の国際理解セットを活用する学校もある。公益財団法人文字・活字文化推進機構による「読書バリアフリー体験セット」の貸出しを利用している学校もある。このセットのなかには、先に紹介した「多言語絵本の会 RAINBOW」が製作してCDに収めた多言語電子絵本や日本語多読の図書などが含まれている。借り受けた図書の展示がきっかけで、多言語や「やさしい日本語」の図書を含めた常設の「りんごの棚」づくりにつながった学校もある。

地域の国際交流協会などと連携して、多言語での読み聞かせなどを行う学校もある。さまざまな機関との連携が学校での多文化サービスを無理なく広げるためには欠かせない。

4. 学校の多文化サービスを当たり前

学校における多文化サービスは、外国にルーツのある児童生徒のためだけに行うものではない。すべての児童生徒と教職員が、多様な言語と文化を知り、理解と交流を深めるための実践でもある。すべての学校図書館で多文化サービスが当たり前となるように、できることから取り組みを進めていきたい。

文献

野口史奈・野口武悟「学校図書館における多文化サービスの現状－神奈川県内の国際教室設置小学校を対象とした調査から－」『学校図書館』816号、2018年10月、p.67-70

文部科学省『令和4年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究（電子図書館・電子書籍と子供の読書活動推進に関する実態調査）」調査報告書』、2023年3月

（のぐち たけのり：専修大学文学部）

[NDC10：015.98 BSH：1.多文化サービス 2.学校図書館]

『図書館員のための英会話ハンドブック 国内編』改訂の裏側

榎盛可那子

2024年11月、日本図書館協会から『図書館員のための英会話ハンドブック 国内編 改訂版』が発行されました。初版発行は1996年9月、約30年ぶりの改訂版です。ここでは、出版委員会での本書担当委員として、改訂版発行までの裏側を記したいと思います。

1. 英語より「やさしい日本語」？

実は、本書と切っても切り離せないのが、2023年11月発行の『図書館員のための「やさしい日本語」』（JLA Booklet no.15）です。現在、日本には多くの外国人が暮らしていますが、もちろん英語圏の方ばかりではありません。外国人住民の多国籍化が進んでいる現代で出版するのであれば、本書の改訂よりも、外国人住民の共通言語である「やさしい日本語」の方がニーズはあり、優先して出版した方がよいのでは、と考えて企画したのが『図書館員のための「やさしい日本語」』でした。同書は精力的な著者陣のおかげで、図書館界のみならず、他業種の方にも波及していき、多くの方にご利用いただいています。

めでたく『図書館員のための「やさしい日本語」』が発行され、本書の改訂はもういいかな…と少々思っていたのですが、本書の改訂を望む声は多くあること、類書が少ないこと等を踏まえ、改訂の運びとなりました。事務局とも相談の上、「時代に合わない用語の修正等、最小限の改訂すること」として、作業にとりかかりました。

2. 制作スケジュール

出版委員会委員の主な仕事は、日本図書館協会から出版する本の企画立案、著者探し、著者・事務局との調整、原稿の校閲といったものです。1冊の本につき、1～2名の担当委員がつきます。本書の場合、担当委員は榎盛と石井保志さんの2名で、イラスト以外の編著者も兼ねています。本

書発行までの大まかなスケジュールは以下のとおり。企画から11か月での発行となりました。

- ・2023年末～2024年2月初め 初版の日本語見直し、改訂の方向性案等の作成（榎盛）、確認（石井）
- ・2月上旬 委員会会議：改訂の方向性・スケジュール等協議→了承
- ・2月中旬～3月末 図書館員経験者（現役含）委員5名で改訂原稿案確認、修正（榎盛）
- ・7月～8月 イラスト作成
- ・7月中～下旬 英訳案完成（榎盛）、原稿案読み合わせ（榎盛・石井）
- ・8月初め 原稿完成、英文校正依頼（事務局）
- ・8月～9月 英文校正を受け原稿修正（榎盛）、確認（石井・事務局）
- ・9月中～下旬 入稿、初校完成・出版委員会委員・初版執筆者に確認依頼（事務局）
- ・10月上～中旬 索引作成、指摘事項等修正（榎盛）
- ・10月下旬 再校完成・出版委員会委員に確認依頼、原稿修正（榎盛、事務局）
- ・11月上旬 三校完成、原稿最終確認（榎盛、事務局）
- ・11月中～下旬 下版、納品（事務局）

3. 改訂裏話

改訂の際に、特に意識したことや苦労したことを（愚痴にならない程度に）紹介します。

その1：時代に合った、使えるものにしたい

本書発行の大きな目的でもあります。初版では、現代には合わないフロッピーディスクやカード目録、ISDN 回線といった用語が多く、時代を感じさせます。加えて、幅が非常に分厚いパソコンのイラストなど挿絵も同じ状況でした。

文章については、「最小限の改訂」という方針の

もと、極力初版の記述を生かし、古さを感じる部分を削除・変更しました。削除の部分は単に分量を減らしたわけではありません。新設した地震・火災などの「非常時」の他に、ラーニングコモンズやWi-Fi、システム更新に伴う臨時休館案内など、読者の皆さんがなるべくそのまま使えたり、少し単語を変えれば使えたりできるよう工夫しました。

イラストは、私の個人的なツテで現役図書館員の方にお願ひしました。ブックポストや入退館ゲートなど、図書館の利用シーンに合ったものが多いので、できれば図書館員の方に描いてほしかったからです。ご多忙の中、本書のために20点以上の挿絵を描いていただきました。薄謝にも関わらず、厚かましい注文をしてしまいましたが、期日までに完成させてくださり、感謝してもきれません。ぜひ挿絵にもご注目ください。

その2：翻訳ツールでは対応しきれない「図書館で使う英語に特化」した本

「本書の改訂はもういいかな…と少々思っていた」理由の一つが翻訳ツール等の精度向上です。本書まえがきにも書きましたが、現在翻訳ツールや生成AIでの英訳の精度も非常に上がっています。本書では、国内外の公共・大学図書館の英語ページ等を参考にしながら自分で英訳し、ネイティブチェックにかけました。英訳の際、ところどころ翻訳ツール等も活用したのですが、図書館の専門用語等にはほぼ対応していません。翻訳しやすい日本語等を入力することで多少精度が改善しますが、いまいちな英文が出力されることも少なからずありました。そういう意味でも本書の意義を再認識しました。

ちなみに、今回お願いした英文校正会社は、学術論文の英訳をメインに行っているようで、あまりカジュアルではない表現・単語に修正されたのですが、それを適度にカジュアルなものに戻すという作業は少々苦労しました。

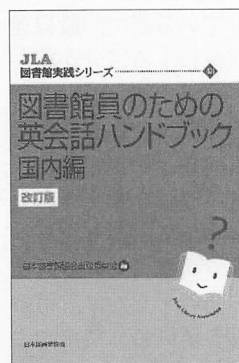
その3：何回も見たはずなのに新たなミスが見つかる校正

一番苦労したのは校正です。他に委員等にも丁

寧に見ていただき、初校戻しでは150か所以上修正がありました。では、再校以降は大丈夫かと言うとまったくそんなことはなく、最終校正で“microfilm”が“microfilm”に、“periodicals”が“periodicals”になっていたのを見つけたときには頭がクラクラしました。何度も見ているとわけが分からなくなる上、ミスの見逃しも多くなりました。第三者目線で見えていただいた事務局には相当な負担をかけたと思います。正誤表を出すことになったら申し訳ないのですが、できる範囲で最善は尽くしたのでご容赦いただければ…とあらかじめお詫びしておきます。

以上、本書発行までの裏側をご紹介しました。実際には、英語や「やさしい日本語」で対応できないこともあると思います。私もスペイン語しか話せない利用者の対応をした際は、翻訳ツールとジェスチャーだけで乗り切ったこともありました。とにかく意思疎通ができれば良いと割り切ることも時には必要かと思いますが、本書を活用することで、図書館における英語でのコミュニケーションが少しでも円滑になれば幸いです。

最後に、この場をお借りして、本書に関わってくださったすべての皆様に厚く御礼申し上げます。



図書館員のための英会話ハンドブック
国内編 改訂版

(JLA 図書館実践シリーズ 48)

日本図書館協会出版委員会編

B6 153p 定価1700円(税別)

ISBN978-4-8204-2408-6

(まきもり かなこ：JLA 出版委員会)

[NDC10：010]

BSH：図書館員のための英会話ハンドブック 国内編]

★ 非正規雇用職員セミナー「韓国の図書館職員制度と非正規雇用改革」報告 ★

★ JLA非正規雇用職員に関する委員会 ★

非正規雇用職員に関する委員会では毎年、関連する法、制度等についての学習や情報収集のためセミナーを開催している。2024年度のセミナーは12月9日(月)、千錫烈氏(関東学院大学社会学部教授)と上林陽治氏(立教大学コミュニティ福祉学部特任教授)を講師に迎え、韓国の図書館職員制度と非正規雇用改革について学び、今後のわが国の図書館職員のあり方について考える機会とした。(会場・Zoomでのハイブリット方式 参加者合計40名)

講演1 「韓国の図書館職員制度」千錫烈氏

韓国の社会状況を踏まえた上で、日本と比較しながら韓国の図書館制度、職員制度について、また、ご自身が釜山に研究留学の際に学んだ現地の図書館や類似施設の状況をお話いただいた。

①図書館法と司書資格制度

韓国の図書館法の特徴は、公共図書館だけではなくさまざまな館種を網羅している点で、設置運営主体区分のほか、目的・対象による区分が細かく規定されている。そして、第1条(目的)と第2条(基本理念)で図書館を「国民の権利を保障する」ためのものであるとはっきりと規定している点が目を引く。また、図書館政策を制定する大統領直属の委員会を置くという条文があり、日本とは図書館の位置付けが大きく異なっていることがわかる。司書資格は館種を問わず有効で、司書配置必須義務、有資格者以外の類似名称禁止により、図書館専門職としての地位が確立されている。もっとも司書となるためのハードルは非常に高く、1級正司書(大学院で図書館学等博士号取得)2級正司書(大学で図書館学等専攻または修士号取得)准司書(専門大学で関連学科を卒業または大学で関連学を副専攻)がある。取得した学位や専門性が求められる資格だからこそその社会的地位と言える。

②公共図書館の現状

韓国には公共図書館の他に小さな図書館という

施設があり、その違いは規模や司書数等で、数値により登録要件が定められている。利用に際して区別はあまりなく、公共図書館が少ない分小さな図書館がカバーしている。さて、実際に公共図書館(小さな図書館は除く)で働く職員の状況はどうか。韓国でも非正規化は見られるが、日本より非正規職員の割合は少なく有資格者も少ない。日本では非正規職員の女性比率が非常に高いのに対して、韓国では有資格者の女性比率が高くなっている。自治体で働く労働者には正規職員以外に、任期付き非正規公務員、公務職(雇用期間の定めのない無期契約労働者非公務員)、契約職(雇用期間の定めのある期間性労働者)がある。正規職員以外は「非正規」と言えるが立場が異なるため、日本とは違った意味の複雑さがある(この区分については上林氏の講演で説明あり)。民間委託の導入率は20%程度と日本とあまり変わらず、地方差が大きくソウル市の導入率が突出している。民間委託では雇用形態にかかわらず給与水準が低いため、ソウル市は賃金体系ガイドライン(2020年)を提示したが、法的拘束力がなく実効性については確認が必要。民間委託には営利企業は参入できず、正規職員が多いのは日本の状況とは違う特徴である。最近の話題として、図書館ではないが釜山こども複合文化空間の紹介があった。デジタルとアナログ、遊びと学習が融合した文化施設として、小さな図書館を改装して設置される例もあるそうで、将来性のあるとても魅力ある取り組みだと感じた。

③学校図書館の現状

図書館法での設置義務付けに加え学校図書館振興法により、学校図書館の振興を通じて公教育の充実化を目的としている。図書館専任の司書教師、司書、実技教師のいずれかの配置が定められている。司書教師の養成は大学ごとに2~4名と定員があり、養成に特化した大学でも定員は23名と非常に狭き門となっている。実際の配置率は低い状

況に留まっており、2030年までに50%まで拡充する目標が掲げられた。これまで司書教師の新規採用枠は政治の影響による大幅な増減があったので、今後の状況が気になるところだ。

講演2 「韓国の非正規雇用改革」上林陽治氏

上林氏からは、日本との比較を交え韓国の非正規雇用政策、主に革新的に取り組んできたソウル市の事例を解説いただいた。

「労働政策の推進は産業政策では不足であり、政府がなすべき仕事は、格差により分断された社会を統合するために、市民の雇用の安定と処遇の改善を進めること」という信念のもとに積極的に実践したのが、2010年から10年間のソウル市政だった。

韓国では、2004年をピークとして日本と同様に急激な非正規化が大きな社会問題となっており、格差が拡大し貧困と絶望が蓄積されていた。期間制法（2007年）が施行され3年で無期転換が実現したが処遇改善はされなかった。公共部門における非正規労働者の雇用不安は両国に共通する課題だが、対応策の方向性が異なった結果、現状に大きな違いが出てしまったという。その要因には、適用される法律がある。日本の国・自治体で働く非正規労働者には公務員法が適用されるため、一般的な労働者とは異なり無期転換権はない（そこで、会計年度任用職員制度を法定化し採用や待遇の統一を目指した）。

一方、韓国では任期付き非正規公務員（公務員法適用）のほかに、労働法が適用される非公務員（公務職）が存在するため正規化転換（無期雇用化、処遇改善）を進めることができた。この正規化事業をはじめとする「ソウル市労働政策における地方自治体の役割」について解説があった。

①事業主として→非正規労働者の正規化事業

ソウル市の非正規労働者の正規化事業は、一部の職種を皮切りに民間委託から直接期間雇用に戻し、無期転換・賃金引上げ・定年設定による雇用安定を実現した。当然財源が必要となるが、外注コスト（事業者の利益、消費税）の削減により、追加予算なしで可能だったというから驚きだ。無期転換した職員に「公務職」という名称を付与したことも、当時者にとって大きな1歩となった。現在では、すべての自治体で公務職の名称が使われている。

②地域最大の経済主体として→生活賃金条例により働く人の賃金を下支え

市とその外郭団体の直接・間接雇用者を対象に「生活賃金条例」を制定・施行した。韓国全土法定最低賃金が時給6,470ウォンの2017年当時、ソウル市の生活賃金は8,197ウォン。2019年には10,000ウォンを超えており、日本は5年遅れていると言える。

③良質な事業を選び、ブラック企業の排除→政策目的型入札改革

生活賃金条例を入札改革を通じ業務委託先の労働者に拡大、公正な労働の実現を目標とした。日本でもこれと同様の目的を持つ賃金条項型公契約条例が広がりつつある。

このほかに、働く人の権利を守る→労働者として市民の権益を保護する施策（感情労働者保護条例）と、失業率が高い青年層の就労活動支援のための給付やブラックバイト対策を含め、五つの視点とされている。

この時期のソウル市の政策は、目をみはるものがある。いまだに非正規公務員問題が職場の問題となっている日本にとって、ソウル市や韓国がやってきた社会の問題に転換していく方法、そこに解決の道筋があると上林氏は締めくくった。

会場、チャットから複数の質問が寄せられた。千氏に対しては図書館の分類、統計やネットワーク、歴史など多岐にわたり、参加者の関心の深さがうかがえた。上林氏には、公務職ができたことによる新規採用やジョブ型への移行、直雇用に戻す際の予算削減など、日本に導入できるのかを問うような質問が多かった。

昨今、非正規雇用の問題は政治やメディアでも注目度が高くなっている。当事者が自ら声を上げ始めたこと、人材ひっ迫がきっかけではあるが、1/10の自治体で公募制が廃止されたことなど、ほんの少しずつではあるが確かに変化している。そして、変わったあとが重要という上林氏の言葉が強く残った。当委員会も調査や非正規雇用改善のアピールを続けていきたい。

（文責・永見弘美^{ながみひろみ}：JLA 非正規雇用職員に関する委員会）

〔NDC10：013.1 BSH：図書館員－韓国〕

れふあれんす

三題噺

連載その三百十八

長野市立長野図書館の巻

長野市立長野図書館の レファレンス事例

◆
宮崎志保

山々に囲まれた自然豊かな長野市は、人口36万人を超える中核市です。長野市では長野図書館と南部図書館の2館を運営しており、私の勤務する長野図書館は1985（昭和60）年の開館から今年で40周年を迎えます。

蔵書は約70万冊で、近くには善光寺や信州大学教育学部があり、毎日多くの方にご利用いただいています。

レファレンス専用カウンターはありませんが、1階と2階にある貸出カウンターで、職員それぞれが受け付け、回答まで対応しております。また、利用者自身でも調査できるよう、パスファインダーを作成して配置しています。

受け付けたレファレンスは、情報をより詳しく迅速に回答できるよう国立国会図書館のレファレンス協同データベースに登録し、共有しています。登録したレファレンスの中からいくつかの事例を紹介します。

その1

「権力は腐敗する。絶対権力は絶対腐敗する」というような格言の発言者はアクトンと聞いているが正しいか。また英語の原語が知りたい。

いくつか辞典類をあたって、『成語大辞苑』（主婦と生活社 1995）p.410に載っているのを発見しました。

「権力は腐敗の傾向がある。絶対的権力は絶対的に腐敗する アクトン」とあり、イギリスの近代史家アクトン（1834-1902）の発言で間違いないことがわかりました。『成語大辞苑』には意味と解説も載っており、解説に「アクトンは、ヴィクトリア時代のイギリスの偉大な近代史家であったが（略）熱烈な自由主義者でもあった。このことは、絶対権力に反対する自由主義の神髄を表すことばとしてよく引用される。」とありました。

また原語についても「Power tends to corrupt and absolute power corrupts absolutely」とあったので併せて紹介し、調査を終了しました。

レファレンス協同データベースに登録したところ、事業サポーターの方からコメントが届き、Lord Actonの

1887年4月5日付 Mandell Creighton 宛書簡の内容が公開されているサイトをご紹介いただきました。

Lord Acton

(John Emerich Edward Dalberg)

Letter to Archbishop Mandell Creighton

(Apr. 5, 1887)

<https://history.hanover.edu/courses/excerpts/165acton.html>

その2

季語に「日唐傘」というのがある。それが寺社の祭列などで、お坊さんに差しかける傘の事を指しているのかが知りたい。

日唐傘というのは、寺社などの祭事に使う大傘のことなのか知りたいとのことでしたので辞典類をあたることにしました。

『角川古語大辞典 第5巻』（角川書店 1999）p.13に「ひか／がらかさ」【日傘】「①貴人の外出、寺社の行事、子守に背負われた富家の小児、廊の太夫の道中などに差しかける、長柄の大型の日除け傘。（略）②日除け用に差しかける傘。（以下略）」とあり、また同資料p.9の「ひがさ【日傘】」に「「ひか／がらかさ」とも。①古くから貴人が強い日ざしを避けるために用いた指傘。季語、夏。②屋外の行列の儀式で、盛装の和尚に差しかける長柄の傘。（以下略）」とありました。

②の「屋外の行列の儀式」はおそらく祭列ととらえてよいのではと思われましたが、確かなことはわかりませんでした。

『大辞泉 下巻』第2版（小学館 2012）p.3014には「「ひーがらかさ」【日傘 日唐傘】「ひからかさ」とも①日がさ。②貴人などが外出のときに、供の者が後ろからさしかける柄の長い日よけの大きな傘。」とありました。

こちらには「日唐傘」と表記がありましたが、貴人にさしかける傘と書かれているだけでした。

その他に、季語の本や傘について書かれた本を調査し

ましたが、祭列に使う大傘と結びついて書かれたものはなく、上記の本をご紹介して調査を終了しました。

後日、神戸市外国語大学図書館の方からコメントをいただきました。

『ちょっと古風な日本語辞典』東郷吉男著（東京堂出版 1997）p.84の「乳母日傘（おんぱひがさ）」に…（略）拝搗（おがみつ）の米を食らって、乳母日傘（おんぱひからかさ）にて長（ひと）なり…とあるように、もとは「おんぱひからかさ」とよんだ。（以下略）…との表記があります。

また、『角川古語大辞典 第1巻』（角川書店 1982）p.651に「おんぱひからかさ」があり、…（略）昔は乳母をめしつかふほどのしかるべき者の児には、日傘をさしかけさせたるゆゑにさはいふめり。そのからかさは、丹青もてさまゝの絵をかきしなり。ことに菱川が絵におほく見えて、延宝・天和・貞享の比（ころ）もはらもちひたり。これ近き世までもありしが、今はたえて諺にのみこれり（以下略）…との表記があります。

国立国会図書館デジタルコレクションで公開されている『文の庫／矢崎嵯峨の屋著 春陽堂、明29.10』コマ番号53には「所謂乳母日唐傘（いはゆるうぱひがらかさ）」との表記があります。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/888111/1/53>

『俳諧歳時記 夏／山本三生編 改造社、昭和8』コマ番号115には「（略）又小児祭禮の時にさすものは柄長く鈴又は絹を付ける。」との表記があります。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1213613/1/115>

慣用表現として用いられる日唐傘には、祭列に使う大傘という意味合いはなく、季語としても同様では、と思われまふ。

など、多数の資料をご紹介いただきました。

レファレンス協同データベースでは当館だけではたどりつけない資料をご紹介いただくことがあり、大変参考にさせていただいております。

その3

1930年代のアメリカで行われていたマラソン・ダンスについて具体的に記述されている資料はあるか。

利用者はアメリカの小説『彼らは魔馬を撃つ』ホレス・マッコイ著（王国社 1988）を読んで具体的なことが知りたいとのことでした。本を確認するとp.21に「百五十四組がこのマラソン・ダンスに出場したが、第一週で六十一組が脱落した。規則は、一時間五十分踊って、十分間の休憩時間があり、その間に睡眠をとらなければ、眠ってもいいのだ。」と書かれていた。

キーワードで「マラソン ダンス」と検索しましたがヒットせず、NDC769, 799の棚をブラウジングしました

が、該当する資料を見つけることができず、インターネットで「マラソンダンス」と検索したところ、世界で行われている過酷な耐久イベントがニュース番組で特集され、1930年代のアメリカで行われた「ダンス・マラソン」がギネス認定最長記録5,152時間で約7か月…と紹介されていたことがわかりました。おそらく「マラソン・ダンス」と同じと考え、ギネス記録についての資料を検索、『ギネスブック'86 ポピュラー版』（講談社 1986）のp.71-72に「社交ダンス・マラソン」を発見。「1930年8月29日から1931年4月1日まで、シカゴのメリー・ガーデン・ボールルームで、マイク・リトフとエディス・ブードローの2人組が踊り続けた5148時間28分30秒（214日12時間28分30秒）が最長記録で、賞金2000ドルを獲得した。休憩時間は（略）次第に縮められて、最後はまったくなくなった。ステップは10インチ（25cm）以上、目を閉じるのは最高15秒間という規定がある。」と、具体的な記述を発見することができました。

また、1930年代のアメリカの歴史から調べたところ、『アメリカの世紀 4 ラブソディ イン ブルー』（西武タイム 1985）p.248に「（略）勝つためには手段を選ばぬ参加者は、ライバルの飲みものに睡眠薬や下剤を入れたりもした。（以下略）」などの記述を発見、当時の写真の掲載も多くありました。

また、キーワードで「踊り 娯楽」と検索してヒットした『エンターテイナー（イメージの世界）』（佑学社 1991）p.24-25に、アメリカの画家フィリップ・エヴァグッドが描いた油彩「ダンス・マラソン」を発見。解説文に「30年代」はまた、北アメリカで失業者が大量に出て、多くの人びとの生活がたいへん苦しい時代でもありました。その中で、少しでもお金をかせぐ方法として、（略）1番長く踊り続けたカップルに、多額の賞金が与えられるというもの（以下略）とありました。時代背景がわかる記述と考え、こちらをご紹介しました。

その他、国立国会図書館デジタルコレクションからも雑誌の記事が数件ヒットしましたので、当館の資料と共にご案内し調査を終了しました。

日々慌ただしい業務の中で、十分な調査ができなかったと感じることもありますが、データベースに登録・公開時には再調査をし、より詳しい情報を提供していけたらと思っています。

■「レファレンス協同データベース」長野市立長野図書館

https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=pro_view&id=2310222

（みやざき しほ：長野市立長野図書館）

[NDC10：015.2 BSH：レファレンス ワーク]



霞が関だより

▶第256回

◎文部科学省

4月23日は「子ども読書の日」

「子ども読書の日」（4月23日）は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた日です。文部科学省では、「子ども読書の日」に関連したさまざまな取組を実施しています。

1. 子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰

平成14年度から、国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について優れた取組を行っている学校、園、図書館及び団体（個人）を表彰しています（園の表彰は令和6年度から）。なお、これまでの被表彰者の取組事例や活動内容は、「子ども読書の情報館」ホームページで紹介しています。



◀子ども読書の情報館
（全国の取組事例）

<https://kodomodokusyo.go.jp/jirei/index.html>

令和6年度は、優秀実践校129校、優秀実践園40園、優秀実践図書館44館、優秀実践団体（個人）50団体（名）が表彰されました。令和7年度の被表彰者は、3月末に公表予定です。

2. 「子どもの読書活動推進フォーラム」の開催

独立行政法人国立青少年教育振興機構との共催で、令和7年4月23日（水）に「子どもの読書活動推進フォーラム」を開催します。

今回のフォーラムでは、専修大学文学部教授の野口武悟氏による特別講演のほか、文部科学大臣表彰の表彰式及び表彰事例の一部を紹介するポスターセッション等を行います。プログラムの詳細につきましては、ホームページをご覧ください。



◀開催要項・チラシ等詳細（独立行政法人
国立青少年教育振興機構公式ページ）

<https://www.niye.go.jp/services/dokusho.html>



◀「子どもの読書活動推進フォーラム」
申込フォーム

<https://forms.office.com/r/ugjMSxzTsB>

3. 「子ども読書の日」啓発ポスターの制作

「子ども読書の日」を普及・啓発するためのポスターを毎年制作し、子供の読書活動の推進の一層の充実に資するよう努めています。

制作した啓発ポスターは、全国の学校・図書館等に配布するほか、東京地下鉄株式会社（東京メトロ）の駅構内にも掲出します。掲出期間は、令和7年4月18日（金）から4月24日（木）までの予定です。



◀令和7年度
「子ども読書の日」
啓発ポスター



◀子ども読書の情報館
（「子ども読書の日」啓発ポスター）
※ダウンロード可能です

<https://kodomodokusyo.go.jp/happyou/books.html>

[NDC10：019.5 BSH：1.読書 2.児童]

小規模 図書館 奮戦記

その316

北海道・枝幸町立図書館

小さな町の図書館には すごい歴史があった

白潟真弓

北海道の最北、宗谷管内南部に位置する枝幸町は、北の大自然が育んだ四季折々の旬が堪能できる森と海が融合する町です。

オホーツク海に面する約58キロの海岸線では沿岸漁業が盛んに行われ、日本一の漁獲量を誇る毛ガニをはじめ、ホタテ、秋サケも漁獲量が多く「オホーツクえさしブランド」として日本中に流通しています。

【枝幸町立図書館の歴史】

当館の歴史は1896年に日蝕観測のために訪れた米国観測隊長で天文学者のデビッド・P・トッド博士が、当時の枝幸村民から受けた厚意に対し、書籍を青年女子教育の向上に役立ててほしいとの願いを込めた寄贈が数年間にわたり行われ、その数は911冊となりました。その蔵書をもとに1903年に北海道庁の認可を受け、道内初の公立図書館として誕生しました。

1940年に発生した枝幸大火により、その蔵書と貴重な資料はすべて焼失しましたが、町民有志の図書館復興に向けた思いを受け1978年に枝幸町立図書館を再建。2023年に大改修を行い館内のリニューアルと併せて120周年を迎えました。911冊だった蔵書数は現在65,000冊を超えています。

【本が大好きな子どもに育ってほしい】

子どもの読書習慣は乳幼児期から本に親しむことが大切です。当館では子どもが明るい雰囲気の中楽しく過ごせるように毎月季節にあった飾りつけを行っています。

また、子どもの来館のきっかけと

なるよう、「飾りさがし」「図書館ビンゴ」「工作会」を開催。児童室に常設しているしおり作成コーナーでは、母の日、ハロウィーン、クリスマスに特別なパーツを用意し楽しんで貰っています。

「子ども文化セミナー」では読み聞かせを中心としたイベントを開催しています。これまでに剣淵町の「エホンキャラバン179」や、鮎細工師の「あめ豊」氏を招聘し絵本や紙芝居の読み聞かせを行いました。

【学校との関わり】

当町は小学校7校と、中学校が3校あり、市街地から30キロほど離れている学校もあるため、図書館に来ることが難しい環境です。そのため、移動図書館バス「おおぞら号」の運行や、貸出文庫として定期的に図書の貸出を行っています。

2022年度からは40年以上続いた読書感想文コンクールを終了し、読書感想文、POP大賞、読書感想画の3部門とすることでさまざまな方法で読書の楽しさを表現できるよう新たに「本を読んで応募しよう！」を実施しています。POP大賞は来館者の投票としたことから町民からも好評です。

学校とは児童・生徒の読書推進という同じ目標に向かって常に協力しながら行っています。

【大人たちにとっての図書館】

大人たちにとって図書館を利用するきっかけは、本が読みたいとき、何かを調べたいとき、たまには一人でゆっくり雑誌を見たいときなどさまざまです。



当館の利用者の中には、ご高齢でありながら小説をたくさん借りる方、小さな字でも大丈夫！と文庫本を読まれる方が多いです。そして皆さんが話されるのが「読書は認知症防止」。確かに皆さん大変お元気です。

また、定年退職などによりお仕事を終えられ自分の時間が持てるようになった方は、「昔よく図書館に来ていたけど久しぶりに来たら明るくなったね」と言ってもらえてとても嬉しくなりました。

【私たちのモットー】

子どもの読書離れが大きな課題となっていますが、子どもたちにとって図書館はただ本を読んだり借りたりするだけの場所ではなく、楽しく過ごして図書館が大好きになることが読書への第一歩だと思います。自分たちがワクワクしないイベントは子どももつまらない。飾りさがしでは簡単に見つけられないよう真剣に隠します。

利用者さんが本を読みたいと思ったときを逃さない。限られた予算の中での図書購入ですので、所蔵していない本を希望されることも多いです。北海道立図書館や相互貸借を有効活用しこれからも常に利用者のニーズに応えられる図書館でありたいと私は思っています。

図書館を取り巻く環境は大きく様変わりしましたが、町民のための図書館であることには変わりはありません。これからも町民ファースト、笑顔で運営していきたいと思っています。

(しらかた まゆみ: 枝幸町立図書館)
[NDC10: 016.211]

BSH: 枝幸町立図書館]



お宝紹介!

第245回
山形大学附属図書館

山形に残る琉球・沖縄史料

ー伊佐早謙が収集した「林泉文庫」の紹介ー

石黒志保

1. 伊佐早謙収集「林泉文庫」について

山形大学附属図書館は、本誌2022年3月号の「うちの図書館お宝紹介!」記事で、中条家文書の紹介をさせていただきました。今回は、その中条家文書の収集にも関係していた伊佐早謙(1858-1930)の「林泉文庫」の紹介をしたいと思います。

「林泉文庫」は、近代山形の郷土史家である伊佐早謙が収集したもので、文庫名は伊佐早が住んでいた米沢市林泉寺町に由来します。伊佐早謙は、山形県師範学校(本学地域教育文化学部の前身)や私立米沢中学校(米沢藩藩校の後身)などで教鞭をとりながら、財団法人米沢図書館の館長、上杉家記録編纂所の編纂員として、山形・東北の歴史資料の収集や米沢藩藩主であった上杉家の年譜編纂事業にも携わりました。

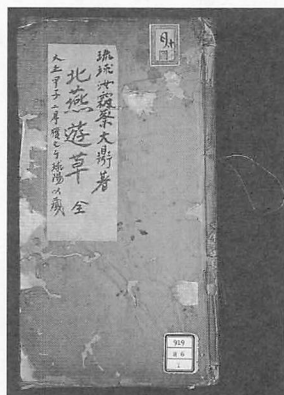
先号で紹介した中条家文書も上杉家家臣であった中条家に伝来する文書を伊佐早が調査し、そのときに書き記した注記が文書ごとに残されています。

現在、「林泉文庫」は本館以外にも山形県内の各図書館等に分散されており、中でも本館所蔵分は、1,267部5,516冊(2018年時点)を数え、現在その全容を把握するために目録の作成を進めています。そのほか「林泉文庫」は、伊佐早が館長を務めた米沢図書館(現市立米沢図書館)に732部1,791冊、山形県公立大学法人附属図書館に102部507冊、瑞龍院龍門図書館(山形県白鷹町)に497部1,987冊が収蔵されています。伊佐早没後の1938(昭和13)年、「林泉文庫」は旧藩主であった上杉家に寄贈され、そのときに『林泉文庫寄贈書及書目』が作成されました。この目録によって1938年時点での

「林泉文庫」の全容がうかがえますが、その後、1953(昭和28)年から1956年にかけて、前述の各館が購入し、現在もそこで保存されています。また、『林泉文庫寄贈書及書目』が作成された際、上杉家に残された「林泉文庫」がありました。それは市立米沢図書館で「上杉文書」として再整理・マイクロフィルム化され、現在は米沢市上杉博物館に収蔵されています。

2. 「林泉文庫」中に残る琉球・沖縄史料

さて今回ご紹介する史料は、本館所蔵「林泉文庫」中の琉球・沖縄史料群です。伊佐早は、1924(大正13)年2月から3月にかけて、旧藩主であった上杉茂憲(1844-1919)が第二代沖縄県令であったときの事績を調査するため、沖縄へ調査に赴きます。そのときに、自身も関心があった漢文・漢詩文に関する史料を収集してきます。それは主に久米村(現那覇市)関係の史料とみられ、本館では2022(令和4)年、それらの琉球・沖縄史料群50点



◀伊佐早謙が書いた
『北燕遊草』の題箋

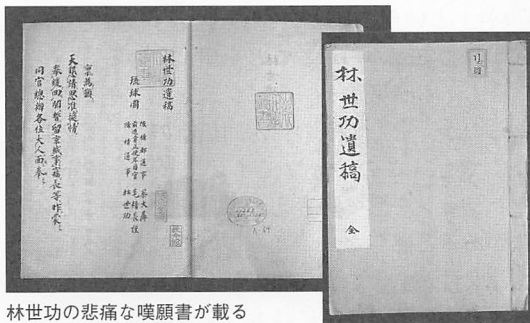
1924年2月に球陽(沖縄)で入手し、所蔵したと記されています。

を貴重書に指定しました。そのほか本館以外では、市立米沢図書館に6点、山形県公立大学法人附属図書館に2点、「上杉文書」中にも数点、琉球・沖縄史料が確認されています。

伊佐早がなぜそれらの史料を収集し山形に持ち帰ることができたのか。まだまだ不明な部分が多いですが、久米村人の祖先は琉球王国時代、中国への貿易を円滑に行うために派遣され、通事や船頭として活躍した職能集団でした。米沢も戦国武将直江兼続(1560-1620)以来、漢詩文化が栄え、伊佐早も若いころから漢詩集の編纂や詩作を行っていました。伊佐早は米沢の漢詩文化とは異なる、清国との冊封・朝貢関係で独自の漢詩文が築かれた琉球漢詩文の世界に触れ、魅了されたのではないのでしょうか。市立米沢図書館が所蔵する『香草斎詩註』には、伊佐早の字で「書室常置」と記され、常に自身の書斎に置き、賞翫していたことがわかります。

本館に残る『北燕游草』^{ほくえんゆうそう}は、琉球王国最大の漢詩人であると称される蔡大鼎^{さいたいてい}(1823-没年不詳)が1872(清・同治11)年、皇帝に謁見する使節の通訳官として、「北燕」(燕京、北京のこと)と、滞在先である福建省の福州琉球館との往来の際に詠んだ漢詩をまとめたものです。本館のほかには、沖縄県立図書館に所蔵が確認されていますが、本館の蔵書は1879(明治12)年の「琉球処分」に抵抗し、北京で自害した林世功^{りんせいこう}(1842-1880)の旧蔵本で、大変貴重なものです。ほかにも蔡大鼎関係と見られる史料は、彼が首里城で時刻を知らせる漏刻官を務めていた際に用いていたと思われる『大清道光二十七年時憲書』^{たいしんどう}や、父である蔡德懋^{さいとくぼう}の旧蔵本で、同じ久米村士族^{せいこうとく}の鄭孝徳の詩文集である『官生鄭孝徳詩文集』^{せいていこうとくしふんしゅう}などが本館に収蔵されています。

また林世功関係の史料も複数確認しています。



林世功の悲痛な嘆願書が載る
『林世功遺稿』

なかでも『林世功遺稿』は、明治政府の「琉球処分」に対し、林世功が命をかけて琉球王国の存亡を、密かに清国の皇帝に訴えた際の嘆願書や遺書、辞世の句などがまとめられています。さらには林世功の兄である林世勲^{りんせいくん}が詠んだ詩の習作をまとめた『詩稿』などもあり、伊佐早が収集してきた琉球・沖縄関係史料は、久米村のなかでも蔡大鼎や林世功の関係者から入手したものではないかと思われるます。

今回紹介した本館に収蔵される琉球・沖縄関係史料は、大正期に伊佐早が持ち帰ったことにより、その後、太平洋戦争の戦禍を免れ、山形で残されることになりました。伊佐早の興味により収集してきた史料であったかと思われませんが、このような思いがけず残された史料が存在する反面、彼は山形・東北の地域史料や膨大な漢書を収集し、それを自身の文庫である「林泉文庫」や、米沢図書館で保存をしました。米沢図書館の玄関先には、「今般本館ニ於テ旧米沢藩先輩諸氏ノ著書類ヲ購入ス、売却希望ノ方ハ御来談ヲ乞」^{いんぱんほんかんニおきてきゅうまいざつはんせんぱいしよしよのしよ書類をくひんす、せうかいきぼうのほうはごらいだんをき}との看板を掲げ、米沢藩の地域史料の収集にも取り組みましたが、それは近代になり幕藩体制が崩壊し、藩や藩校が所蔵していた蔵書群、文書類の散逸が危ぶまれていたことなどが背景にあります。後学のために労をいとわず、山形・東北の古文書群を収集し、整理したのだと伊佐早は述べています。

伊佐早が東北・山形の史料のみならず、琉球・沖縄関係史料を収集し、「林泉文庫」として整理をしてくれたお陰で、現在も失われることなく保存されています。その伊佐早の思いを受け継ぎ、次世代に史料を残していきたいと思っています。

■参考

- ・新宮学「近代山形最初の郷土史家、伊佐早謙の仕事」(『西村山地域史の研究』第36号、2018年)
- ・『うま漢詩ロード散策』No.3、うま市立中央図書館市史編さん室、2014年
- ・渡辺美季「近世琉球と中日関係」吉川弘文館、2012年
- ・拙稿「伊佐早謙が収集した「林泉文庫」について」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』第23号、2022年)
- (いしぐろ しほ)

山形大学、日本図書館協会認定司書第1208号)
[NDC10:090 BSH:1.稀書 2.山形大学附属図書館]

図書館員のおすすめ本⑨

やまなみ

川内倫子写真・文 信陽堂 2022 ¥5,000 (税別)

本書は滋賀県甲賀市にある障がい者福祉施設「やまなみ工房」が舞台の写真集だ。やまなみ工房からは独自の世界観を表現する作品が次々に生み出され、それらは国内外のアートシーンで大きな注目を集めている。施設にはギャラリーやカフェ、菓子工房があり、誰でも気軽に立ち寄ることのできる開かれた場所になっている。

撮影は、写真界の芥川賞といわれる木村伊兵衛写真賞や海外の写真賞を受賞するなど、国際的に評価が高い写真家の川内倫子さん。いのちが放つ輝きをやさしい光で包むように表現した作品は、見る者の心に強い印象を残し、新しい世界を開いてくれる。

川内さんは、3年の歳月をかけてやまなみ工房に通い、その営みに寄り添った。写真集には、施設で制作活動に没頭する姿や、地域に出て清掃作業をする様子、お花見や遠足を楽しむ風景など全68点の写真が収録されている。

印象的なのは、そこに写る施設に通う人とスタッフのやわらかな表情だ。互いを思いあうあたたかな空気が伝わってくる。巻末に収録されている「自分が自分であるだけでいい場所」と題した川内さんのエッセイを読むとその表情の理由が見えてくる。他人と比べず、ありのままの自分を受け入れてもらえる居心地のよい場所が、安心感に満ちた笑顔を作るのだ。多様性の尊重を目指すわたしたちの社会において、大切にすべきことは何なのか、自問するきっかけを与えてくれる。

高額なため、地方の書店では取り扱いが少ない大型写真集は、個人で購入するには敷居が高く、図書館で出会えとうれしい本だ。本書は全文英語併記があるため、外国語資料としても手渡すことができる。丁寧で配慮が行き届いた本づくりを続けてきた小さな出版社から生まれた珠玉の一冊だ。

まつうら あきこ
(松浦亜希子：甲賀市信楽図書館)

女性たちの声は、ヒットチャートの外に 音楽と生きる女性30名の“今”と“姿勢”を探るインタビュー集

平井莉生著 ソウ・スウィート・パブリッシング 2023 ¥2,400 (税別)

Billboard JAPANの2022年のチャート内における男女比は、男性約55%、女性約33%。この比率が4年ほど続いている。本書は、この結果をみた著者が、音楽チャートにジェンダーギャップがあるのではと考え、シンガーやプロデューサーとして現役で活躍する女性23組に話を聞いたインタビュー集である。30名の女性が登場し、インタビューには取材後記が付いている。インタビューを通して著者自身が感じたことがまとめられており、読者も考えを整理することができる。

インタビューを受けた女性たちの意見はさまざま。「〇〇女子」と呼ばれることに違和感を持ったという人もいれば、性別を気にしたことはない、という人もいる。

ジェンダーギャップについては、女性ファンが男性アーティストを“推す力”が強いからとか、メッセージ性の強い女性アーティストは敬遠される、といった話もされているが、音楽チャートの男女比に差がある要因はひとつではないように思えた。

本書を読んで感じるのは、23組の女性たちがそれぞれ魅力的であること。女性であることで嫌な思いをした人も、自分の考えを表現し、ジェンダーギャップを減らそうとしている。彼女たちは、「女性」ということにこだわり過ぎず、能力のある人が等しく認められることを望んでいる。

そもそも音楽チャートにジェンダーギャップはあるのか、そしてその何が問題なのか。答えは出なくても、このテーマでインタビューやトークセッションをして、考え、意見を交わすことに意味があると感じた。著者も書いているように、早く「女性が」という文脈で話をする必要がなくなるといい。そんな話にはもう飽き飽きしている。

わたなべけいこ
(渡邊桂子：高知県立図書館)

図書館員のおすすめ本⁹⁹

ゆるい場をつくる人々 サードプレイスを生み出す17のストーリー

石山恒貴編著 学芸出版社 2024 ¥2,400 (税別)

好きなアイドルが「個人の仕事は全てグループのため」と言っていた。まんまと影響された私は「この図書館のために何が出来ののだろう」と考えながら職場の棚を歩き回った。そんな時に会ったのがサードプレイスを題材にした本書である。

自治会など、従来型の地域コミュニティが義務的なのに対し、サードプレイスへの参加は強制されない。その自発性を、本書では「ゆるさ」と呼び、サードプレイスを「ゆるい場」と位置付けている。さらに、開放的で自由な空間の特徴として、「出入り自由」「常連がえらくない」「事務局が目立たない」「楽しいから参加する」の4つを定めている。これらの特徴は、図書館にも通ずるものがあるようだ。

また、タイトルにもあるとおり、本書のメインは人である。ゆるい場に関わる人を「創設者」「運営者」「参加者」の3種類に分け、主に創設者と運営者を軸に事例を紹介している。サードプレイスと一口に言っても、コワーキングスペースや農園、シェア本屋など、テーマは多岐にわたる。事業概要だけでなく、なぜサードプレイスをつくるに至ったのか、その経緯が詳細に（人によっては生い立ちから）語られており、その1つ1つからじんわりと勇気をもらえた。サードプレイスでは、「やるべきこと」ではなく「やりたいこと」が尊重されるのである。

司書という立場で出来ることは何か、考えるヒントを得ようと本書を手にとったが、図書館の外にはこんな風に人々がつながる場があったのかと刺激的だった。どの事例に登場する方も皆さん楽しそうで、人のために行動することが、自らの喜びにつながっていた。家でもない、職場でもない第3の場所として図書館を考えると、今後は「ゆるさ」も意識してみると新たな道が見えてくるかもしれない。

（河村知佳：神奈川県立図書館）

コモンの「自治」論

斎藤幸平、松本卓也編 集英社 2023 ¥1,700 (税別)

政治の振り子が右に揺れているという。国権、国家主義に通じる。対抗軸は民権であり、それは自治であろう。自治への道は一本ではない。専門分野を異にする7人が論じる自治論は刺激的であり、合言葉はコモンである。

以前に読んだ時に印象に残ったのは歴史家藤原辰史による、戦前農本主義を主唱しテロの思想的指導者に擬され、5・15事件に連座した権藤成卿には見るべき自治論があるとの指摘だった。権藤は自然の力と人間の力が交差するのが土であり、土から自治が生まれると主張したのである。この共有物である土に拠っての平等と協働に農村自治を構想していた。

再読すると杉並区長岸本聡子の自分たちの未来をわが手にするのが自治であるとする主張が力強く、その実践を注視するのを感じた。新自由主義による民営化は自治の力を奪うと批判する。住民・関係者との徹底した論議による、ボトムアップ型の行政をミニシバリズムと呼び、住民の運動により再公営化の道を踏み出した海外の例を紹介する。自治体からの国政改革すら展望する時、主体的な住民の自覚が求められる。

一方で投票率の低下、若者の政治離れと保守化に警鐘が鳴らされている。松村圭一郎は自治などという面倒なことを避け、他の力によって統治されたがっている傾向があるとの論を紹介する。もし上から与えられた自治だとしたら、それは国家の縮小モデルになってしまう。自分達の生活の場働く場こそ大切であり、支えあう力を意識することによる自治意識の確立を語る。

斎藤幸平は社会的な富、人々に共有され管理される富こそコモンであるとする。共有の富とそれを自覚し自律的に管理することが自治であろう。するとコモンとは、かつて存在した一種の精神の入会地とも考えられる。

（若園義彦：元鶴ヶ島市立図書館）

[NDC10：019.9 BSH：書評]

iPad アプリによる絵本づくり

— 持続可能な共生社会を目指して「SDGs 質の高い教育をみんなに」 —

伊藤孝良

1. はじめに

筆者は2018年度に図書館職員として文部科学省「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」に「絵本やICTを活用した外国人親子への支援プログラム作成」事業として企画応募し、採択を受け実施した。翌年に担当職を離れてからは、豊橋市図書館の協力を得て、iPad 絵本づくりアプリ開発者との2名を中心に「ピッケの会とよはし」のボランティアとして運営している。



今回は2015年に国連総会で採択された2030年までに達成すべき「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」の「4. 質の高い教育をみんなに」に沿った事業として紹介する。

2. 背景

豊橋市は愛知県の東部に位置し、2025年1月1日現在の人口約36万6000人のうち、約6%にあたる約2万1500人の外国人が集住する市である。これは工業製品出荷額全国一を誇る県として工場で働く労働力をブラジル人など外国人に求めたためであり、現在ではフィリピンやベトナムなどからの福祉施設職員や技能実習生も増加している。彼らはコミュニティなどの理由から公営住宅とその近辺の集合住宅に住む傾向があり、市立小中学校にも多くの児童・生徒が在籍している。

彼ら外国人児童・生徒は、学校生活では日本語を利用し、日本語の読み書きを習得するが、標準語と方言の違いや敬語などのビジネス日本語には不安がある。一方家庭では母語での会話となり、母語の口語は習得しても読み書きの習得が不足する傾向がある。

中には日本語力の不足により自己肯定感や学びへの意欲を持てず、将来像を思い描けない若年者が存在する。彼らの親世代の「ハケン」「ライン」の仕事しかない、選択肢を多く持ちえない若者が多い。

3. 目的

このような背景の中でも、外国人児童が自己肯定感や将来への希望を持って意欲的に学び社会参画できるようにする。図書館などで母語の書籍などに触れてもらうことで、日本語・母語が中途半端な弱点を、バイリンガルとして強みにすることで生きる糧を身に着け、誰もが取り残されることのない共生社会の実現を目指した。

4. 支援事業

4-1 外国語版ブックリストの作成

外国人児童への支援事業として、2018年度に文部科学省の委託事業として、①外国語版ブックリストの作成、②iPad アプリを使用した絵本づくりを行った。外国語版ブックリストは、もともと豊橋市中央図書館には司文庫として英語やポルトガル語の本・絵本・教科書などのコレクションがあった。これにタガログ語などの絵本を加え、言語別にリスト化して配布した。また、図書館の言語別利用案内も作成した。これらは図書館に置い

たり、絵本づくりワークショップで配付するなど活用した。

4-2 iPad アプリを使用した絵本づくり

翌2019度からは委託事業がなくなり、豊橋市図書館との連携によるボランティア活動として、豊橋市内2団地集会所、外国人集住地区の市民館、放課後子ども教室、外国人幼稚園などにおいて、主に外国人児童を対象にiPadアプリ「ピッケのつくえほん」を活用したスライドショーと製本のミニ絵本づくりワークショップを月2回のべ130回程度開催してきた。途中新型コロナウイルス感染症による中断や団地集会所の利用停止などを経て、現在は1回2時間のワークショップを外国人対象として集住地区の市民館で月1回、日本人も参加できるワークショップを豊橋市中央図書館で月1回開催し続けている。

5. ワークショップの流れ

「参加募集・申込受付」募集の告知やワークショップの様子は、「ピッケの会とよはし」のメール配信、LINE、facebook、InstagramなどのSNSで行う。また、ポルトガル語・タガログ語併記のチラシを作成し、豊橋市図書館から外国人集住地区の小学校に適時配付し、外国人児童へ届けてもらっている。申し込みはgoogleフォームで受け付け、メールで参加可否を通知している。できるだけボランティアの物理的な負担のないようにしている。

以下はこのワークショップ1回2時間の流れについて述べる。

「日本語の絵本の読み聞かせ」歳時記や季節行事などから図書館司書が選んだ絵本を、参加児童が読み聞かせをする。そして、ここで絵本に沿ったテーマを決める。例えば「妖怪・おばけ」「語呂合わせ」「変身」などを取り入れたお話にしましょうとする。

「お話づくり」テーマはあくまでエッセンスであり、児童たちは日常での出来事や思い思いのお話を作っていく。初めにタイトルを決めて創作するのではなく、自分でも行きつく先を知らぬまま物語の世界に入り込んで遊ぶ自由さを大切にしている。iPadの画面上にスタンプ様のキャラクターや

アイテムを指で配する工程は、未就学児童やアプリが初めての児童にも直感的で違和感なく操作できている。見開きの物語が固まってから、タイトル・表紙、裏表紙をつくり、展開図として印刷する。これを切って折って手のひらサイズのミニ絵本を作成する。



▲外国人幼稚園でのワークショップの様子

「音入れ」お話を録音する。友達や親と役を決めて録音したり、場面によって水道や身近な音を録音したりする工夫も見受けられる。これでスライドショーが完成する。

「発表会」その日につくったお話のスライドショーをプロジェクターなどの大画面に投影し発表する。児童たちが、恥ずかしさと誇らしさに顔を赤らめる瞬間である。

6. ICTを使う利点

手先が器用でなかったり、絵を書くことが苦手であったりする児童でも、直感的な操作でのスタンプ様の配置は扱いやすい。また、日本語や母語の語学力が未熟でも絵と音声による創造表現となり、3歳児ほどから創作できている。また、何度でもつくり直せたり、コピーして日本語版と母語版をつくることのできる特性もある。

加えてデジタル・スライドショーとしてYouTubeやSNSとの相性も良く、時間や距離の制約なく、母国の親族にも配信できることも大きなメリットである。

何より自分の気持ちや作品を発表（アウトプット）することは、創りたい伝えたいという内発的な動機から、意欲をもって文字を覚え、語彙数を増や

していくものである。創作を活動として実践的に日本語を使うことは、児童にとって楽しい学びとなる。月1回程度のワークショップを心待ちにする児童が存在し、学校での学びと、相互補完する両輪となっている。

ブラジル学校に通い日本語には接してこなかった児童が、翻訳してもらった日本語での録音を行うまで、日本語に親しんだ事例もある。

発表会での児童の笑顔は、彼らの自己肯定感を育んでいる証しだと感じている。



▲図書館でのワークショップの様子

7. 課題

当初は外国人親子の参加をもくろみ、母語による絵本の読み聞かせも実施できたが、親が同席する参加者は少ない。家庭では母語のみであっても、我が子の日本語の上達を望んでいる保護者は多い。子どもの日本語力を伸ばすためにも、保護者へのアプローチは欠かせない。

また、外国人親子の公共図書館への誘導を試みたが、彼らのテリトリーに図書館を位置づけることは難しく、利用に関してはハードルが高い。前出の豊橋市中央図書館「司文庫」に蔵する外国書約1万冊や2021年に開館した「まちなか図書館」の活用が望まれる。

一方、集住団地の集会所が自治会の高齢化により使用できなくなり、小学校に隣接する地域の市民館で開催しているが、団地内の集会所と違い、児童だけで気軽に参加できなくなり、参加児童数が減っている。加えて転居してしまう児童も多く、保護者を含めた彼らの脆弱な社会基盤が垣間見ら

れる。

集合住宅のコミュニティー自治会も高齢化が進み、通訳ボランティアとして参加できなくなって久しい。ワークショップにおいては母語を話し・通訳できる者の確保が重要である。ワークショップに日本語を解さない親子が参加するとき、母語のできるファシリテータの有無が、活動の質を大きく左右すると実感する。

私を含めた既存ボランティアも年齢を重ねているため、持続的な活動になるために次世代への波及手法を考えたい。職を求めて来日した外国人の一定数は、戸建て住宅を買い求め定住を選択している。これからも共生社会のため「質の高い教育をみんなに」が求められていくであろう。

○「絵本であそぼう！」ワークショップ@豊橋 YouTube
<https://youtu.be/8nHBP-L7dL4>



○作品を公開 YouTube
<https://www.youtube.com/TamieAsakura/videos>



○ピッケの会とよはし instagram
<https://www.instagram.com/pekay.toyohashi/>



○ワークショップの様子 Blog
<https://blog.pekay.jp/?cat=61>



(いとう たかよし：ピッケの会とよはし)
 [NDC10：015.98 BSH：1. 多文化サービス 2. 絵本]

公益社団法人日本図書館協会

2024年度通算第3回 (定時第3回)理事会議事録

日時：2024年12月19日(木)

13:30～16:30

場所：日本図書館協会会館2階研修室、Web会議

理事現員数：20名

出席理事：17名

日本図書館協会会館2階研修室 14名：植松貞夫(理事長)、鈴木隆(副理事長)、海老根裕(専務理事)、岡部幸祐(専務理事兼事務局長兼出版部長)、杉本重雄(常務理事)、曾木聡子(常務理事兼総務部長)、成瀬雅人(常務理事)、平形ひろみ(理事)(以下同じ)、山本昭和、巽照子、小川俊緒、高橋恵美子、深水浩司、関根美穂

Web参加 3名：植村八潮(常務理事)、田村俊作(理事)(以下同じ)、久野高志

欠席理事：3名 末次健太郎(理事)(以下同じ)、角田裕之、斎藤未夏

監事現員数：3名

出席監事：2名

日本図書館協会会館2階研修室 1名：中山勝文

Web参加 1名：松本香

欠席監事 1名：中山司朗

*

1. 開会宣言

岡部専務理事兼事務局長兼出版部長(以下「事務局長」という)より、開会が宣せられた。

2. 会議成立要件の確認

事務局長より、会場及びオンライン上の画面で本人の出席を確認し、開会時点で理事20名中16名(うちWeb参加3名)が出席しているとの発言があり、定款第43条に基づく定足数を

満たしているため、会議の成立が確認された。

3. 理事長挨拶

植松理事長(以下「理事長」という)より、挨拶があった。

4. 議事録署名人の選出

定款第46条第2項に基づき、出席理事のうち関根理事を議事録署名人として選出したい旨提案があり、同理事を異議なく選出した。

*

まず理事長より、深水理事の到着を待つため、第3号議案を先に取り扱う旨発言があった。

■議 事

第3号議案 2024年度通算第2回(定時第2回)代議員総会の開催について

事務局長より、資料に基づき以下の説明があった。今年度第2回代議員総会は、対面とオンライン併用のハイブリッド出席型により開催したい。開催日時は2025年3月13日(木)。会場は日本図書館協会会館2階研修室及びWeb会議システムである。議題は、定款の改正と代議員選挙規程の改正についてを予定している。代議員選挙規程については今年度第1回の代議員総会では議案として提出をしていたが、本来は理事会で決するものである。次の第2回の代議員総会でもう一度同様に議案として代議員の意見を伺うか、それとも、理事会で決した後に代議員総会でご報告をするか、後程ご議論いただきたい。

また、報告事項としては、2025年度の事業計画と予算案、中長期財務計画の三つを挙げている。また、本日はまだ挙げていないが、来年度は理事・幹事の選任があるため、理事・幹事の選任方法についても、理事会で定めたものをご報告する必要がある。議題等についてはまだ調整が必要であり、以上は現時点でのものである。最終的には2月の理事会において議題の確認をしたい。

なお、オンライン出席に関する留意事項や議決権行使の方法、緊急時の対応については、前回同様となる。延期続行の場合の予備日候補は3月21日(金)。傍聴については、前回、当協会会員であれば、特に申請なく傍聴できるように検討をというご意見もいただいていたが、実際にそれを実現することはなかなか難しいということもあり、前回同様の方法にさせていただきたい。

16名の賛成により異議なく承認された。

■報告

報告1 代表理事及び業務執行理事の業務執行状況について

事務局長より、資料に基づき以下の報告があった。定款第32条第5項に基づき、2024年7月25日から2024年11月28日における報告である。まず職務の分担について記載しているのでご覧いただきたい。次に常任理事会の開催について、主な議事と出席状況をまとめている。3番目に、第2回部会長・委員長会議について、日本図書館協会会館2階研修室とオ

ンライン併用で10月16日に開催した。議題は、第111回全国図書館大会愛媛大会の分科会の開催について、部会・委員会の体制について、来年度の事業計画及び予算調書の提出についてであった。4番目は第110回全国図書館大会長崎大会について、11月30日～12月1日にオンライン形式及び一部対面で開催した。オンラインでの理事長の基調報告、全体会議では、建築賞の表彰式、第14期の認定司書の認定証交付式を行った。また、展示ブースの出展も行い、書籍グッズの販売等も行った。11月30日には懇親交流会、12月1日には会員等の交流を図るため、会員のつどいを九州・沖縄地区の代議員と末次理事のご尽力により開催した。

〈主な意見など〉

高橋：資料に運営会議と課題検討会議とある。運営会議については「常任理事会運営会議の任務と運営について（内規）」にあるが、課題検討会議は以前から記載されていたか。また、課題検討会議について規程上の根拠があるのか。

事務局：課題検討会議は規程上で定まったものではない。運営会議は、常任理事会の議題整理等を行うという位置づけになっており、現在当協会が抱えるさまざまな課題について、業務執行理事でしっかりと検討をしていくため、運営会議とは別に課題検討会議という場を設け、業務執行理事で検討を重ねている。これは特に規程はなく、理事長のもとに業務執行権を有する理事による会議として行っている。

高橋：いつから始めているのか。

事務局：昨年度から始めたことであるが、この「執行理事の職務状況」の報告として記載するのは、今回が初めてである。当初は不定期に開催していたが、課題が非常に多いため、この秋ぐらいから毎週開催している。現在の執行理事の任期の間にできるだけ検討を進めておくため、毎週課題検討会議を開催しているということもあり、今回ここに記載した。

巽：課題検討会議で具体的にどうしているかを検討しているかについては報告いただけないのか。

事務局：規程を設けた会議でもなく、議事録を毎回きっちり残しているわけではないが、現在は、部会・委員会のあり方検討準備ワーキングの設置等の検討を進めている。

成瀬：従来の運営会議で、常任理事会・理事会の議題の検討等をしていると、それだけで時間がなくなり、課題について話をする時間がないため、別の時間で話し合いの場を持ちましょうということでスタートしたものである。まさに「これから何を検討しなければならないのか」等の相談しているため、課題検討会議は何かを相談して決めるという場ではなく、検討するべきことの優先順位等を検討する場とお考えいただけると思う。

■議案

第1号議案 定款の改正について

事務局より、資料に基づき以下の説明があった。本日提示する改正案は、第1回代議員総会にお諮りした際にいただいた意見等を踏まえて執行部で取りまとめたものである。

ご指摘のあった点としてはまず、第13条第1項、選出される代議員数の合計を70名以上100名以内とするという案であるが、欠員が出た際に、現在の規定ではすぐに補欠選挙で補充するという形にはなっていない。場合によっては1年程度欠員の状態が続くこともあり得る。その場合70名という下限に満たない状態となり、定款違反にはならないのかというご意見である。これについて公益法人協会に問い合わせたところ、欠員補充の規定があり、それが適切に行われていれば特に問題にはならないのではないかという回答をもらっている。ただ、現在の規定では補欠選挙の時期を決めており、それをもう少し柔軟に行えるような規定の改正も必要になるかもしれない。現実的には、つど補欠選挙を行うことは

実務的に厳しい部分もある。そのあたりも含めてどう考えるかということになる。

次に第13条第3項第2号である。活動部会通則規程では、理事長の承認を得れば2以上の部会に所属することが可能となる。その場合の選挙区はどちらとするのかというご指摘をいただいた。これについては活動部会通則規程を改正し、個人会員にのみ複数の部会の所属を認めるという形にしてはどうかと考えている。実際には、図書館情報学教育部会に所属されている個人会員が公共図書館部会にも所属するという運用が現在の主なものとなっているが、この通則規定上、施設等会員も希望し、理事長が承認すれば2以上の部会に所属可能となっている。

次に、第13条第3項第3号について、代議員選挙規程（以下「選挙規定」という）第19条における施設等選挙区の特例と得票数が3票に満たない場合は代議員になることができないという規定が矛盾するのではないかとご指摘である。対応として、例えばこれを個人会員に限定することも考えられる。

次に、第13条第3項第4号については項番の振り方を変更している。さらに、定数を超えるときは最も多い選挙区から順次1名ずつ減じることとしているが、代議員数が多い選挙区は、公共図書館部会、大学図書館部会の選挙区、あるいは東京都選挙区であり、常に固定されてしまう。常に同じ選挙区から減じることかたじけなくないのかというご指摘をいただいた。これについては、これで良いとしてはどうかと考えている。例えば、公共図書館部会では地区ブロックごとに代議員を推薦していただいている現状がある。その場合に1名減らすとなると、その選出をどうするのか。公共図書館部会でどう考えるかというところが出てくるかと思われる。

次に、第14条は、「選任の4年後に実施される代議員選挙」としている

が、選挙規程により選挙の実施は1月から3月に実施ということになっており、選挙の実施時期によっては厳密に4年に満たないという場合も出てくるため、表記を検討した方が良いのではとのご指摘であった。妥当な意見であることから、「選任から3年を経過後の最初に実施される」に修正する。

次に、第15条の第1項の次点者がいない場合について。これまで定款には、補欠選挙についての規定がなかった。また、施設等選挙区の特例に関する規定もなかったため、補欠選挙に関する規定を追加し、施設等選挙区の特例については、その詳細は理事会が定めるという形で規定してはどうかという案である。これまでは、選挙規程で定めていたものであるが、ご指摘としては上位規程である定款で定めるべきではないかということである。

最後に、第31条第3項、理事及び幹事の選任ならびに解任等に関する規定である。現行の規定では解任する際の条件が第1項第1号および第2号というかたちで規定されているが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）における社団法人の場合、理事等の解任に特段の理由は求めないと規定されている。そのため、現在の本法人の定款の規定は、法人法に反するのではないかとのご指摘をいただいたものである。これはご指摘の通りであるため、この条件を削除し、法人法に則った規定に改正するという修正案である。

本日はこの修正案についてご意見を伺い、この理事会での議論を踏まえて最終的な改正案を次の2月の理事会までにまとめ、改めてお諮りしたい。

質疑や意見の確認の後、継続審議とすることとした。

〈主な意見など〉

深水：まず、あらためて全員の認識を統一しておきたい。代議員においては、個人と施設と団体がある。個

人の選挙区は都道府県である。施設と団体については、施設や団体を選ぶということである。施設や団体の個人を選ぶというわけではない。しかし、その点が現行の選挙規程では明確に規定されていない。例えば、施設が代議員となった際に、施設の中から個人を代議員として登録しなければならないが、施設から選ばれた個人というのは、日本図書館協会の個人会員になっていなくても問題はない。第13条第3項第3号において、代議員選挙区における得票数が3票に満たない個人会員は代議員になることができないとなっている。団体選挙区においても選挙を行うので同様となる。活動部会の選挙区については、選挙は行わないため得票数3ということがない。選挙を行う選挙区においては個人も団体もこの得票数3票というものが適用されるべきではないかなと思う。施設の場合は、推薦された施設以外がもし手を挙げた場合は選挙を行うということになる。団体の場合はそうではなく、各団体から選出された推薦者をベースにして選挙を行うということである。もう一点は、第15条第2項だが、代議員定数等検討委員会で検討した際の意見として、「理事会が定める」という表記は避けた。代議員選挙に理事が関与することを避けるためである。例えばここでは、「代議員選挙規程において特例を設ける」という表記に変えてはどうか。規程は理事会が定めることになっているため、結局はその詳細は理事会が定めるということになる。

事務局長：第13条第3項第3号については、深水理事のご発言では、代議員選挙とは、実際に投開票が行われるものを指すということだが、それで良いか。部会からの推薦も選挙という行為に当たるのか当たらないのか。また、今回のご指摘では、施設等選挙区でも選挙になる可能性もある。現在の選挙規程では、施設を選ぶことはどこにも書かれておらず、部会長が推薦をするという

点だけで、そこを明確にする必要がある。特例規定を設けても、推薦以外の施設が立候補できるため、選挙による投票行為の実施ということも考えられる。そのあたりをどこまで厳密に規定できるか。この部分は、次の議題ではあるが、選挙規程の修正案第24条、補欠の代議員の規定にも関わってくる。例えば施設等選挙区の館長が交代した場合、これまでは代議員が欠員になるという考え方であったが、そもそも施設として代議員を出しているということになると、欠員になっていないと考えることもできる。

深水：専門図書館部会でも過去に、代議員が異動し交代される場合、館長が変わる場合と同じパターンで、別の代議員を同じ施設から出していた。そのようにするとかなり昔から言われていた。個人ではなく施設を代議員としているので、その施設から次の代議員を出すという考え方であった。次点の話は代議員の任期と資格喪失の部分に関わってくるが、資格を喪失する場合は、本法人の会員ではなくなったとき、当該部会から離れたときということになる。または、次の代表者を出せず辞されたとき、これらの場合は、選挙をするなりして補欠者を出さなければならない。

曾木常務理事兼総務部長（以下「総務部長」という）：前回の代議員総会で、施設会員として選出された代議員が図書館の名誉館長であったが、ご高齢のため会議に出られるような状況ではないとのことだった。以前のように、オンラインで参加するだけであれば良かったが、オンラインでも議決権を持つ出席となると難しく、結局は委任状を出していただいた。これまでは、館長が出席できないという想定がなかったが、今後このような場合があると、その代議員は名ばかりということになってしまうのか。

深水：そのとおりである。しかし、そもそも出席できない方を選出する

ことに問題があるのではないか。施設等選挙区はやはり施設として選出されることになるので、きちんと出席できる方を、それぞれの部会等の責任として選出すべきだと考える。

事務局長：深水理事がおっしゃった通りだと思う。選挙規程でも館長等の代表者が代議員にならなければならないという規定もない、その施設で代議員にふさわしい方を選出していただければ問題はない。慣例的に館長が代議員になるような形になってしまっているのが現状である。

田村：要件等箇所について、第13条第3項第4号で、定数を超えるときには公共図書館選挙区から減じることになるだろうと記載があるが、公共図書館部会選出の代議員から減じるというその理解でよろしいか。

事務局長：定数が多い選挙区ということで、現在では公共図書館部会が一番多く、大学図書館部会、その次が東京都、となる。

田村：部会に持ち帰って検討が必要だと感じているが、これまでにこれに関連した議論はあったか。

事務局長：この改正案が代議員定数等検討委員会で作成された後、これまでに特にその議論はなかった。

田村：承知した。定数が超えたことはこれまでにあったのか。

深水：これまでは、代議員定数に枠を設けていなかったのだから、超える、超えないということはなかった。代議員定数等検討委員会でも議論にはなったが、やはり多いところから減じるのが全体としてきれいに整うということでこのようになった。

田村：承知した。基本的には各都道府県から1名は代議員を選出するという話であった。それと同じように、なるべく広く会員の意見を集められる代議員総会の構成にしたいという考えだと理解してよいのか。

深水：代議員定数等検討委員会の中ではそういう形で検討をした。

田村：承知した。部会に持ち帰り検討したい。

理事長：今更であるが、定数の上限

は100名と上限を設けた理由は何であったか。

深水：現在の代議員数は85名程度であるが、増加したとしても100を超えることは考えにくく、また日本図書館協会会館の研修室のキャパシティ的にも100名が限度であるため、このようになった。

山本：100名以上が集まって議論ができるか、という視点もあった。

理事長：本日の議論を踏まえ、次回の代議員総会に諮る改正案を取りまとめるため、継続審議とする。

第2号議案 代議員選挙規程の改正について

事務局長より、資料に基づき以下の説明があった。まず、第24条が定款第14条第1項と重複するため、削除する。

続いて、修正案の第24条第3項及び第4項、施設会員選挙区のうち、部会長からの推薦以外に候補者があった場合、また、団体選挙区において、次点者が存在する可能性がある。このため、補欠の代議員を決定できないこともあるので、この修正案では、得票数3以上の次点者がいない場合という記述を追加した。

質疑や意見の確認の後、継続審議とすることとした。

〈主な意見など〉

巽：団体について確認だが、団体は団体として代議員を選出し部会長が推薦をするため、それ以外に団体として加盟している人が立候補をすることはないという理解で良いか。

事務局長：活動部会の選挙区についてはそのようになるが、団体会員の選挙区については、推薦ではなく投票による選挙が基本である。選挙の際にその団体の代表者を出していただき、候補者という形で投票を行っている。

深水：先ほど事務局長からあったように団体、施設の選挙区は団体、施設自体が選ばれるのかどうかということを、やはり明確にしなければならない。修正案の第24条第4項であ

るが、当該団体が会員ではなくなった場合は、その団体から代表者を出すことは不可能であるので、今の修正案は要再検討である。

理事長：この選挙規程についても、定款と同様に継続審議とし、次回理事会までに成案を得ることとする。今年度の第1回の代議員総会においては、この代議員選挙規程について議案としてご説明し、ご意見をいただいた。このプロセスを経ているため、次回理事会で決した後、3月の第2回代議員総会においては、報告事項とすることとする。

■報告

報告2 2024年度予算の上半期中間決算について（4月～9月）

事務局長より、資料に基づき以下の報告があった。まず資産の部の流動資産、現金預金である。昨年9月末に比べ今年の9月末の現金預金が減っている。未収金は、現金預金と連動するものであるが、未収金の方は昨年度に比べて若干増えているが、現金預金の減少額を補うほどの増加にはなっていない。

負債の部について、流動負債の合計が昨年9月末に比べて減少をしている。9月末時点での棚卸資産を除いた流動比率は、今年度は昨年度より少し数字が悪くなっている。この流動比率は負債に対する支払い能力がどれくらいあるかという指標になる。

続いて正味財産増減計算書の経常収益について、2024年4月～9月半期決算の金額は162,714,368円であり、前年度の半期決算よりほんの少しだけ増えている。その内訳で見ると、受取会費の今年度半期決算額は94,298,000円で昨年度に比べると100万円ほど減っている。一方、事業収益では事業収益全体で昨年度に比べて500万円ほど増えている。研修事業収益、資料交換参加費収益、出版事業収益ともに増である。

次に、経常費用の計は今年度の半期決算額が115,938,763円と昨年度の

半期決算額から約100万円減っている。費用の内訳では、給料手当が今年度は約600万円減っている。一方、賃金が約240万円増えており、これは正規職員が減って嘱託職員が増えているためである。事業費の印刷製本費が約800万円増えているが、出版事業収益が増えているため経費も増えている。当期経常増減額は今年度の半期決算46,775,605円で昨年度より若干増えてはいる。昨年度の最終的な決算時の赤字額が1300万円以上あったが、今年度は少し状況が良くなる予想である。しかしながら、その赤字幅1300万円を埋め、黒字に転換することは難しいと考えられる。9月の半期決算からすでに3か月経過しており、残りの1月～3月でさらに経費の節減を図り、赤字幅をどれだけ小さくできるかというところに注力する必要がある。

そこで本日一つご提案したい。経費削減の一環ということで、理事会・代議員総会の旅費の支給方法について。現在は1万円を超える場合に、上限を4万円として支給させていただいているが、上限額を1万円引き下げ、3万円とさせていただかないか。次の理事会・代議員総会からということになるが、少しでも費用の削減を、また、代議員の皆さまにも今の当協会の実情をご理解いただき、ご協力いただきたい。また代議員総会はハイブリッド出席型でオンラインでも議決権行使ができる形を用意したことから、ぜひ積極的にオンラインを活用していただきたい。〈主な意見など〉

巽：当協会の一部職員が正規から非正規に変わったということだが、仕事内容は変わっておらず、職員には過分な仕事をいただいていると思うので、給料のことがとても気になり、正規職員を増やして欲しいと思う。この財政状況を聞くと厳しいことは理解できるが。

事務局長：先ほどの説明にはなかったが、一つには文部科学省（以下「文科省」という）に出向している職員が

おり、その職員の後を正規職員では補充せず、嘱託職員で補充していることもある。

成瀬：常勤ではない理事の立場からやや客観的な目で述べたいと思うが、正規職員が減ったというのは、無理に減らしたわけではなく、たまたま文科省に出向した職員がいたということ。その職員は私の目から見ても優秀で、出向先でもすでに活躍されていると聞いている。

ただ、優秀な方だったがゆえに、その職員を抜きで仕事を進めていくことは負荷が大きく、なんとか非正規の方で補っている。私は週に1回しか協会に来ないが、職員はみな忙しくしていると拝見している。また、図書館界全体の非正規職員のことを問題にしている日本図書館協会の中で非正規化が進むということは、やはりあまりよろしいことではないと思っている。しかし、そうせざるを得ないほどに、受取会費が減っており、何とか収益の改善を目指すために、マイナスの方向ではなくプラスに考えるということが急務である。

理事長：事務局長からの提案について、申し訳ないが交通費の上限を3万円に引き下げることでお許しただけでないかということであるが、いかがか。

巽：代議員総会について、オンラインでの出席もという話だが、やはり顔を合わせて理事長や事務局長の顔を見ながらお話することが望ましいかと思い、私も努力して出席している。そして、代議員総会こそ年に数回であるため、やはり交流という面もある。費用が職場で出ている人もいると思うがどうか。

事務局長：現在は公費等で代議員総会の交通費が支給されている方はほとんどいらっしゃらない。

山本：上限を1万円引き下げた場合、実際にどのくらいの経費削減になるのかという試算はいかがなのか。

事務局長：例えば、6月の第1回の代議員総会の実績では、707,000円を旅費としてお支払いをした。これも

すでに上限4万円として実費に比べるとかなり減額した金額ではある。これを上限3万円にすると、587,000円となり、約12万円の節減となる。本来はこのくらい何とかお支払いしたいところではあるが、当協会の現状としては、こういう小さな節約を積み重ねていくしかない状況でもある。

成瀬：この金額を聞くと、それだったらモチベーションを下げるようなことはやめた方が良いという気持ちもよくわかるので、今回理事会でこのような意見が出たということを経録し、執行部でもう一度検討すべきではないかと思う。それと、先ほど事業収益が昨年より増加しているという報告があったが、例えば出版事業収益の前年比が増えているのは、前年が悪かったからである。決して、今年度書籍の売り上げが伸びているわけではない。特に私は出版関係者なので、出版事業を注視しているが、決して良くなったという状況ではない。対前年の比較の難しいところで、先ほどの旅費の12万円という金額は、おそらく2種類ぐらいい売れる本が出たら回収できる金額である。そのため、より前向きに、出版事業の収益増を取り組むというような形を見せるのが良いと個人的に感じている。また、常勤理事は仕事量のわりに低報酬で奮闘されており、我々非常勤の執行理事は、毎週協会にきて会議も増えているが、交通費のみで報酬はない。職員も本当に多忙を極めており、すでに十分に節減をした中で、このような提案をせざるを得なかったということもご理解いただければと思います。再度執行部で検討ということではいかがか。

植村：私もかつて事業経営をやってきた。理事は役員であるので経営責任がある。経営責任があつて、昨年赤字で今年も赤字になるというときに、これは少しでも手当てをするべきである。数十万円だとしても、それだけ節減できるなら、我々理事の責任として、むしろその方向で進め

ていくべきじゃないかと私は思う。もちろんそのことでモチベーションが下がるという気持ちもわかるが、こういう厳しいときだからこそ、我々一丸となってやるべきではないかという議論に持っていくことが必要だと思う。このテーブルについている人間は、みんな経営責任があり、企業であれば、倒産したときは負債を負うことになる。その覚悟をもってやってくべきだと思う。

理事長：旅費については、どのように支給するかというのは、当協会の財政状況により理事長権限で定めることとなっているため、私の方でもう一度考え直させていただきたい。

報告3 2024年度災害等により被災した図書館等への助成の審査結果について

図書館災害対策委員会委員長の末次理事が欠席のため、図書館災害対策委員でもある鈴木副理事長（以下「副理事長」という）より、資料に基づき以下の報告があった。

災害等により被災した図書館等への助成について、8月～9月にかけて都道府県立図書館等を通じて全国の図書館に募集をしたところ、12件応募があった。図書館災害対策委員会が審査の結果、11機関に助成を行うことを決定した。助成金額は305,2000円で、寄附財源は、一ツ橋総合財団様からの寄附金200万円とこれまでの災害対策支援活動費1,502,000円を当てている。今年は特に、パリエーブックス様のチャリボンからの寄附が増えており、1月から11月までの概算で46万円ほどご寄附いただいている。助成先の1件は、2024年4月17日の豊後水道地震、ほか10件は、令和6年能登半島地震により被災した図書館である。1件助成しない機関については、東日本大震災による被災で過去に2回支援していることと、今後の支援は帰宅困難地域等を中心に考えており、それ以外の自治体については個別判断することとした。

11月11日にすでに各図書館の方には決定通知書をお送りし、採用されなかった図書館についてもあわせて通知している。

報告4 2025年度 役員会・代議員総会日程について

副理事長より、資料に基づき以下の報告があった。原則的には今年度と同様の日程になっているが、10月23日の木曜日は図書館総合展（10/22～24）や全国図書館大会（10/30～31）と重なり、また近接しているため、常任理事会の開催は中止を考えている。支障があればご意見をいただきたい。

理事長：本来であれば、理事会の前には常任理事会を開催して議案の整理をすることになっているが、10月については常任理事会の開催が難しいため、11月の常任理事会で、12月の理事会の議案を整理することとした。

報告5 「公共図書館、学校図書館で働く会計年度任用職員の継続雇用について」のお願いについて

理事長より、資料に基づき以下の報告があった。日本図書館協会で2024年12月6日に自治体執行部及び関係者各位として全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長宛てにお願いの文章を発出した。また、12月13日14時から文科省の会見室にて記者会見を行った。お願いの内容は、公共図書館、学校図書館で働く会計年度任用職員の継続雇用についてに絞っている。総務省の通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」が2023年12月27日付、そして「『会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）』の改正について」が2024年6月28日に出され、これを踏まえて、自治体執行部の方々に、そのそれぞれの自治体における会計年度任用職員制度の運用、例えばマニュアルや規則等で継続雇用についての部分を改正等していただきたいという旨の

お願いである。

公共図書館・学校図書館の維持・充実・発展のためには、そこで働く職員の安定、継続した雇用が不可欠であるということ。これについては、総務省のマニュアルでは、募集にあたって任用の回数や年数の制限を設けることは避けるべきとされている。2番目に、図書館職員の任用に当たっては、図書館職場で培われた知識と経験によって評価されることが望ましいということ。3番目に、既に十分な勤務実績を積んでいる職員については、期限を区切った雇用ではなく、かつ公募によらない雇用更新任用を求めるということである。

また、これまで人事院が国の期間業務職員について、公募せずに採用した場合には任用を二回までとするところを例示していたが、2024年6月28日に廃止された。これを受けて、『会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）』におけるQ&Aの部分において、人事院の国の期間業務職員についての記述の部分削除したことから、自治体でも同様に対応してほしいとお願いするものである。

記者会見については、理事長、副理事長、非正規雇用職員に関する委員会の小形委員長にて行い、参加報道機関は、読売新聞社、朝日新聞社、東京新聞社、NHK、時事通信社、日本教育新聞社、教育新聞社、弁護士ドットコム（8社）であった。お願いについて説明し、質疑応答を行った。質問としては、雇い止めの全体像、実体を示す数字はあるのか、例えば3年で雇い止めになった人が何人いるのかという数的な根拠があるかというもので、数字についてはなかなか捉えようがない。また、雇い止めされてしまった方からの当協会への相談等はあるかという質問があったが、アンケートでの意見や代議員総会等でもご発言があり、相談という形ではないが、意見は伺っているということを回答した。また、回数基

準等がある自治体の割合、5年目に雇い止めを行った自治体はどのくらいかのご質問もあったが、これも正確には把握できていない。なぜ図書館職員には会計年度任用職員の割合が高いのかというご質問、また、非正規職員の方が多いという状況、学校図書館では9割、公共図書館の4割が会計年度任用職員であるというような状況では、司書を目指す学生が減少するのではないかとということや司書の専門性の維持は可能なかという質問もいただいた。

〈主な意見など〉

植村：記者のエビデンスを求める質問は当然かと思った。この問題をよりアピールするには、そういったエビデンスをもう少し具体的に集めていくことはできないのか。これから1年で何かエビデンスを集め、先ほどの質問にももう少し具体的に答えられる方法はないのかと個人的な感想として思った。

理事長：今お話があったような点を調査する必要があるかと思う。これは非正規雇用職員に関する委員会にお願いするのか、高橋理事いかがか。

高橋：エビデンスを求めるそれらの質問に関しては、ある程度限定的ではあるが、委員会で行った自治体向けの調査において、70自治体から回答を得ており、その中で、3年や5年雇用の自治体の数は出している。また、雇い止めの実体の部分に関しては、個人向け調査の中の個々のご意見の中で、さまざまな声を得ている。

理事長：今回記者の中で、この会計年度任用職員制度そのものについて、それ程深く理解されていない方もいるということで、そもそもどういった制度なのか、また文科省の調査ではどうか、学校図書館に関連して非正規雇用職員に関する委員会の調査に集まった雇い止めを経験された方からの意見等を資料として、記者には配付している。

成瀬：先ほど植村理事のお話を聞き

ながら感じたが、自治体側に調査するのではなく、雇い止めにあった側の数を集められないか。何らかの形でやるとしたら3月末がタイミングではある。そこを逃すとまた一年でできないことなので、それをどういう形でやればいいのか。本気でこれを運動としてやるのであれば、それぐらいの手間を惜しんではいけないのではないか。

理事長：当協会では、年間1,500時間以上働いている人を一人として会計年度任用職員を数えている。そのため、調査をして回答をしたときに、例えば年間500時間しか働いてない人と回答基準が揃うかどうかという点など、少々難しい部分もある。

事務局長：どのように数字を集めるかは難しい部分もある。例えばウェブ上でそういう声を求めていますと発信をして声を集めるのか、はむねっとさん等も取り組まれているとは思いますが、当協会ではどういうことが可能か小形委員長とも相談してみたい。

平形：当協会の毎年の調査で、以前は附帯調査をやっていたので、そういった形で項目を検討して行うこともできるのではないか。

理事長：調査委員会は私が委員長なので、委員会にもあたってみる。

成瀬：非正規雇用職員に関する委員会で何かできないかと検討してみたいかがか。当協会の調査に加えるのは人手の問題もあって難しい気もするが、全国でやろうとせずに地域を絞る等の方法もあるかと。いずれにしても、本気で取り組まないと時ばかりが過ぎてしまう。

報告6 部会・委員会のあり方検討準備WGについて

事務局長より、資料に基づき以下の報告があった。今年度はまず検討準備のためのワーキンググループを設置することにした。今後、部会・委員会のあり方、体制等を検討していくにあたり、検討すべき課題の整理を行うため、理事長の諮問WGと

して設置するものである。設置期間は2025年3月31日まで、諮問内容は、(1)部会・委員会設置の目的及び役割、(2)会員の部会・委員会への参加、(3)部会・委員会における次世代人材の育成、(4)その他、部会・委員会のあり方について検討が必要などの4点である。活動終了時には、活動を理事長に報告する形になる。第1回のワーキングは12月24日にオンラインでの開催を予定している。
杉本：この課題は、一足飛びにこうすれば良いという解決策は考えることは難しいかと思う。タイトルが準備となっているように、まずはどういう問題点があるか、会員の減少や財務状況ということも念頭に置いた議論が必要であると考えている。活動部会、委員会活動はこの当協会の活動の骨格になっているが、例えば戦後立ち上がったときの組織がそのまま残っている可能性もあり、そうした点も含めて問題点を共有していきたい。

報告7 事務用PCリース及び複合機リースの更新について

事務局長より、資料に基づき以下の報告があった。こちら2件は、経理規程第34条第1項により総額100万円を超える契約について理事会に報告をするものである。まず4階の印刷機については、理想科学工業株式会社よりリース期間7年の契約で導入することとした。前回はリース期間が6年で対象金額が4,478,976円であったが、今回は若干総額を抑え、また、リース期間を7年とすることで月額を支払い料金を抑えている。事務用パソコンについては、今回3社による見積合わせを行い、一番安価であった株式会社カントーにお願いした。リース期間は5年で、金額は現在のところ概算で340万円程である。これに若干作業費等を加えた総額をリースとするため、これより増えることになるが、前回の5,590,200円に比べてかなり安くなっている。ソフトウェアについては、マイクロ

ソフト365のライセンス契約が別途となるが、それを含めた総額で考えても前回より安く導入することができた。

報告 8 第110回全国図書館大会長崎大会について

副理事長より、資料に基づき以下の報告があった。第110回全国図書館大会長崎大会が11月30日から12月1日にかけて、長崎県庁大会議室、長崎大学附属図書館にて対面式で開催された。現在、オンラインでの視聴期間となっている。参加者数は、1日目の全体会が280名、第3分科会が230名、2日目の第1分科会が198名、第2分科会が83名であり、延べで764名の参加があった。また、全体会では第40回日本図書館協会建築賞の表彰式、第14期認定司書の認定証交付式も行った。記念講演は小説家で同志社大学客員教授の澤田瞳子さんによる「読書がもたらすもの」であった。1日目夕刻には懇親交流会が開催され、約140名の参加があった。理事長による基調報告は、今回はオンライン配信のみとなっている。

2日目については、第1分科会と第2分科会の終了後に日本図書館協会会員の集いが末次理事と九州沖縄地区代議員が実行委員会となって開催され、35名の参加があった。

〈主な意見など〉

成瀬：オンライン視聴について、数人の方からご意見をいただいた。現地開催された全体会のオンライン視聴が可能となったのが、比較的最近であったため、もう少し早く配信できなかったのかということと、これが元々の予定だったのかもしれないが、参加費を支払っているオンライン参加者には遅くなったことのお詫びのご連絡くらいあってもよかったのではないかと。12月の下旬に差し掛かってから視聴できるようになって、視聴期限が12月28日までというのは、いかがなものかとお叱りを受けた。視聴期間が延長できるのか、来年の愛媛大会に向けて、改善でき

る点は改善すべきだと考える。

副理事長：ご迷惑をおかけして申し訳ない。全体会の動画は12月16日に配信を開始したようで、28日まで2週間もない。あまりよくない状況だと思われるため、実行委員会にお伝えする。できるだけ皆様に気持ちよく参加していただきたいため、こうした点も愛媛大会に引き継いでいきたい。

報告 9 第111回全国図書館大会愛媛大会について

成瀬理事より、資料に基づき以下の報告があった。開催日が今年よりも1か月早いため、開催まであと10か月となる。全体会はずでにトークセッションのメンバーが愛媛県出身の作家3名で内定している。来年2月5日の準備委員会が正式の決定の場ではあるが、少しでも早く告知をするということで広報が始まっている。このトークセッションが記念講演となる。分科会に関しては、以前もご報告したとおり会場が分散することもあり、従来よりも分科会の数を減らし、部会・委員会ごとではなく大きなテーマを設定して、複数の部会や委員会で協力して進めていく検討を始めている。現在、具体的にテーマを詰めている。これまでとやり方が変わるため、部会長・委員長の皆様にもご相談しながら決めていきたい。また、併せて愛媛大会トリプルワン・プロジェクトという、全国の図書館や地方公共団体や書店・出版社等が愛媛に関することを関連プログラムとして認定し、第111回大会に合わせ、111のプログラムを集めて来年の10月に向けて盛り上げていこうという試みも始まっている。3名の地元の作家さんをお迎えし、大会の会場は約2,000人入るような会場でもあるので、一般の方々も含めてより多くの方々にお越しいただき、地元の書店さんにも来ていただいて書籍の販売ができないか等、現地ではさまざまなことを考えている。ぜひ小川理事を筆頭に皆さんにもご協

力を賜りたい。

〈主な意見など〉

小川：来年度の全国図書館大会愛媛大会にぜひお越しいただきたい。ただ1点要望があり、大会の日程調整について、図書館総合展と全国図書館大会の日程があまりにも近い。以前にも、日程調整については十分に考えてほしいと意見が出されていたが、結果的にこの日程になった。今回決まってしまったものについては仕方がないが、次の石川大会に向けて、調整が必要であると思う。

副理事長：日程調整についてはお詫びするしかない。実はこれまでも日程調整ができてはいない。会場確保の問題がありなかなか難しい部分があるが、石川大会もあるので、できるだけご意見を活かしていきたい。

成瀬：以前、日程調整について意見をしたが、実はすでにそのときには日程は決まっていたということである。図書館総合展運営委員会にも携わっているが、既に来年の図書館総合展において、全国図書館大会が一週間後であるということ踏まえて、横浜でのリアル開催のほかにオンライン参加できるようなプログラムと両方準備を始めており、オンラインについては全国図書館大会の日程に配慮しながら開催するということ考えている。また、石川大会と再来年の図書館総合展については、すでに日程候補が挙げられており、調整したというわけではないが、ちょうど1か月離れる形で検討されているのでご報告する。

報告10 その他

○図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議（第1回）について

総務部長より、以下の報告があった。第1回の有識者会議が12月17日開催された。この会議は委員が23名と非常に多い。座長は秋田喜代美氏（学習院大学文学部教授）で副座長は奈須正裕氏（上智大学総合人間科学部教育学科教授）、堀川照代氏（放送大学客員

教授)が務められている。委員名簿については、文科省のウェブサイトで公開されている。

この有識者会議の背景としては、社会情勢が変わり、人口減少・少子化の深刻化、コミュニティーの希薄化等、いろいろと将来の予測が困難な時代にあって、学校社会の複雑化、困難化した課題の解決を図るということ、また、読書をめぐる現状課題、読書バリアフリー法を踏まえた読書環境整備、そして第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、それ以外にもデジタル田園都市国家構想、教育振興基本計画等を踏まえて、家庭・地域学校等の連携協力により、社会全体で読書環境を充実させようということが始まった会議である。

この会議での検討事項は、(1)学校・家庭・地域の連携による社会全体を通じた読書環境の充実について、(2)読書バリアフリー法の制定やICTの急速な発展等の社会変化を踏まえた図書館及び学校図書館の運営やサービス等について、(3)図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応について、(4)その他、図書館・学校図書館の運営の充実についての大きく四つである。

論点の案としては、社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営・充実のあり方として、一つ目に、デジタル社会への対応が挙げられた。この中で学校のGIGAスクールやデジタル化が非常に進んできており、効果的なデジタル活用のあり方を考えるということ。また、対応する司書教諭、学校司書、それから公共図書館の司書人材のあり方、役割、専門性等について論点を当てたいということだった。また、二つ目に、読書バリアフリーへの対応、三つ目に、子どもの学びを支える読書環境の充実もテーマとなっている。

また、図書館・学校図書館の運営上の諸課題については、求められる役割、これらに対応した資料、サービス、施設・設備、人材、そういっ

たものについてどのように連携していくかということ。そして、今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等である。これは当協会にも求められるのではないかと考えるが、司書教諭、学校司書の配置充実に向けた課題、これは処遇の改善も含めてである。また、司書だけでなく読書推進人材ということで、絵本専門士、認定絵本士、朗読指導者、読書アドバイザー等を活用していこうという話も出てくるようである。

初回の会議では、副座長の堀川先生から「図書館・学校図書館の運営の充実に向けて」のご説明があった。また、文科省「令和5年度学校図書館担当指導主事会議」の事前アンケート調査結果の紹介があり、都道府県と政令指定都市で力を入れている取り組みと課題の説明もあった。

また、初回であったため、全員が自己紹介を兼ねてどういった活動をしているか、研究のテーマ等をお話した。次回は1月23日に開催が予定されている。

〈主な意見など〉

植村：委員として出席した。肩書は専修大学として出席しているが、日本図書館協会の理事として図書館にもかかわっていることをお話しした。ただ今回声をかけられたのは、電子書籍等が普及する中でのデジタル社会における教育教材のあり方が問われていること、読書バリアフリー法の関係者協議会の座長代理もしているため、その関係でだと認識している。

学校図書館ガイドラインや望ましい基準等についてすぐに話題になるかと思っていたが、初回はそうだったことはなかった。次回以降どうなるかと思っている。

理事長：今後も公開なのか。

植村：何かあったときには非公開とするという条件はあるが、原則公開であると聞いている。ぜひ皆さんも傍聴をしていただければと思う。当協会からも、広く情報が出るように傍聴のご案内もできると良いかと思

う。また、参加委員の肩書を見ると、組織代表が多く、図書館や学校図書館について実際的な話が出るか、やや疑問もある。積極的に、図書館・学校図書館の形についてお話できればと思っているので、ぜひご意見等いただきたい。

高橋：発表資料に、学校司書の配置について、全体の96.6%が会計年度任用職員と書いてある。2023年度の文科省の公立学校の学校司書の配置に関する調査があり、私が会計年度任用職員の根拠としている数字は86.2%であるので、ここに96.6%が出てきて驚いている。現在全国を見ても高校にはまだ正規職員がいるし、岡山市にもいる。96.6%が会計年度任用職員というのは、私はあり得ないと思っているが、96.6%のその根拠になる文科省の調査のページかデータをぜひ教えてほしい。2点目は、曾木理事は日本図書館協会の推薦で有識者になられたので、自己紹介で浦安市立図書館の話ばかりではなく、昨年度から今年度にかけて非正規雇用職員に関する委員会が行った学校図書館職員に関する調査についてもぜひ一言触れてほしい。

総務部長：浦安市立図書館の話したのは、自己紹介でこれまで取り組んだことを説明してほしいとのことだったので、公共図書館での経験をお話した。当協会が行った調査結果についても、現在の取り組みとしてもう少しお話しできればよかったと思うので、今後は意識したい。堀川先生の発表資料については、今ここではわからないので、文科省を通して質問を出すことはできるかもしれない。そういう形でよろしいか。**高橋：**文科省の調査研究協力者会議にしろ、有識者会議にしろ、出された資料というのは、ずっとウェブ上に残るため、そこがはっきりしないことととてもまずいことだと思っている。問い合わせるだけでなく、もし根拠がはっきりしないということであれば、数値の訂正をお願いするところまでしていただきたい。

総務部長：承った。まずは文科省に問い合わせる、結果をどうするかは会議の方で検討されるかと思う。巽：傍聴していたが、今後、意見を出したい場合には、事前に曾本理事や公共図書館のことであれば小林隆志委員にコンタクトをとるということなのか。

総務部長：現在のところ、会議で発表するような機会はまだない。今後、そういった機会があれば、何らかテーマが与えられると思うので、必要に応じて、事前になるべく早めに皆様からご意見をお伺いしたいと思っている。

事務局長：この有識者会議は、開始が若干遅れて、今後の検討スケジュールがまだよくわからない。今後の検討スケジュールがもう少しわかってくれば、早めに協議の議題となるような事項について、日本図書館協会として何か発言できるような準備を進めていくということで、ご意見をいただくことはできると考えている。

巽：それは何かの方法で連絡していただけると捉えてよろしいか。

事務局長：少なくとも理事会メンバーにはメーリングリストでお伺いできると考える。また、代議員、部会、委員会等にもメーリングリストをお願いをするということになるかと思う。

植村：ちなみに私は会議で日本図書館協会の常務理事であるとは申し上げたが、専修大学教員の立場で読書バリアフリー法の推進をしている人間であり、それとともに電子書籍の推進派なので、その趣旨からの発言になる。学校図書館についても、学習センター、情報センターとしての文科省の施策も進んでおらず、積極的にGIGAスクールの中で学校図書館の地位を上げるためにも、電子教材・電子教科書を取り込むようにしていくべきであるというのが私の考え方である。その考えに沿った発言になるということはご承知いただきたい。

理事長：こうした会議では、次に何をやるかがなかなかわからないということがあるので、ご意見を伺うには非常に時間がない中でということにはなるかと思う

深水：デジタル化の一方で、スウェーデンでは、むしろタブレットを配ったりデジタルを使った教育をやめようというような状況もある。将来的な検討も含めて日本はどうするということを議論していただきたい。

植村：両方の良さがある。私自身も紙の資料を圧倒的に所有しているし、利用している。紙の評価はある。しかし電子書籍に関しては、ヨーロッパと比較してもアメリカと比較しても日本は圧倒的に遅れている。両方をうまく使っていく話になるので、どちらかがいいという話にはならないと考えている。

○会員数の現状について

総務部長より、資料に基づき以下の報告があった。11月末日現在の会員数の報告である。個人会員は2,591、施設会員が2,141、団体会員が14、賛助会員は54、準会員は15であり、全体4,801となっている。昨年の同月に比べると21の減少となった。

個人会員を都道府県ごとに見ると、前年比で一番増えているのは神奈川県、減少しているのは千葉県と福岡県である。

新規入会の数については資料をつけていないが、10月末日の時点ですでに昨年の新規入会者数を超過しており、これは各地の代議員の皆様、会員の皆様、理事の皆様が職場等さまざまなところで声かけをしていただいたり、入会案内を配っていただいているという話も伺っていて、そうした成果が出たように感じている。しかし、まだまだ「日本図書館協会って何？」と言われることが多くあり、特に若い方や全く違う部署から異動されてきた図書館長の方々が当協会を知らないということも多い。やはり広報であるとか声かけが非常に大事なことだと考えている。せめて今年の会員数は確保したい。

今後も引き続きご協力をお願いしたい。

〈主な意見など〉

深水：施設会員は館種別の会員数や団体会員もカテゴリーがいくつかあるので、その内訳も出していただきたい。

総務部長：部会別の会員数については常任理事会で毎回お出ししているが、理事会でもお出しするということか。

深水：特に団体については心配な部分もあるので、内訳をお願いしたい。

総務部長：検討する。

○『学校図書館部会報』No.77について

高橋理事より、以下の報告があった。12月1日発行No.77を本日皆様にお配りした。今回は、学校図書館職員に関する実態調査（個人向け）の結果報告を載せている。学校図書館部会のホームページにも公開している。編集時点で2ページ目の日付が確定せず空欄になっている箇所があるが、2024.12となる。

＊

閉会宣言

理事長より、閉会が宣せられた。

公益社団法人日本図書館協会2024 年度
通算第3回（定時第3回）理事会配付資料

- 資料1 定款新旧対照表（掲載省略）
資料2 代議員選挙規程新旧対照表（最終補訂版）（掲載省略）
資料3 代議員総会開催について（掲載省略）
資料4 公益社団法人日本図書館協会 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況（掲載省略）
資料5 2024年度上半期決算（掲載省略）
資料6 2024年度災害等により被災した図書館等への助成の審査結果について（掲載省略）
資料7 公益社団法人日本図書館協会2025（R7）役員会・代議員総会日程案（掲載省略）
資料8 公共図書館、学校図書館で働く会計年度任用職員の継続雇用についてのお願い（本誌p.171-172）
資料9 部会・委員会のあり方検討準備WGについて（掲載省略）
資料10 100万円を超える契約について（報告）（掲載省略）
資料11 第110回全国図書館大会長崎大会について（掲載省略）
資料12 第111回全国図書館大会愛媛大会チラシ（掲載省略）

2024年12月6日

自治体執行部及び関係者 各位

公益社団法人 日本図書館協会
理事長 植松貞夫
非正規雇用職員に関する委員会委員長 小形亮

公共図書館、学校図書館で働く
会計年度任用職員の
継続雇用についてのお願い

総務省の通知①「会計年度任用職員制度の適正な運用について（通知）（令和5年12月27日）」及び②「『会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）』の改正について（令和6年6月28日）」を踏まえ、自治体執行部及びご関係の皆様には、貴自治体における会計年度任用職員制度の運用において、次のことについてご高配を賜りますようお願いいたします。

1. 公共図書館・学校図書館の維持・充実・発展のためには、そこで働く職員の安定、継続した雇用が不可欠です。②では、「募集に当たって、任用の回数や年数の制限を設けることは避けるべき」とされています。
2. 図書館職員の任用に当たっては、図書館職場で培われた知識と経験によって評価されることが望ましいと考えます。
3. 既に十分な勤務実績を積んでいる職員については、期限を区切った雇用ではなく、かつ公募によらない雇用更新任用を求めます。

（説明）

全国で3300館を超す公共図書館は市民の生活にとって、なくてはならぬものになっています。また小中高校に設置されている学校図書館は児童生徒の成長にとって不可欠のものです。そこに働く図書館職員には司書としての資格の上に経験によって培われた様々な知識と対応力が求められ、それが市民や児童生徒に対して良質なサービスを生み出す源にもなっています。そのような人材は地

域や自治体にとっての貴重な財産であると言えます。

公共サービス基本法はその第11条で、「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と定めています。自治体が雇用主として図書館職員の安定雇用を進めることは、公共サービスの充実のみならず地域振興の推進にも資すると考えます。

しかしながら、現状では、本来正規雇用であるべき職員の多くは非正規雇用となっており、なかでも公共図書館職員の4割以上、公立の学校図書館職員の9割近くが会計年度任用職員です。

当初、総務省は会計年度任用職員の再度の任用に当たっては、『会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）』（平成30年10月）のⅢ Q&Aにおいて、「例えば、国の期間業務職員については、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは原則2回までとしている。」を例示していました。

そのため3年目を迎えた1昨年度には、勤務実績を考慮しない公募を行った自治体では、経験を積んだ職員の雇用が打ち切られる事態が発生しました。5年目を迎える今年度、さらに3年の2巡目を迎える来年度にも同様のことが予想されます。

人事院が国の期間業務職員について3年を限度とした公募制を廃止したことから、総務省は②『『会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）』の改正について』で、任用回数限度についての上記の例示を削除することを通知しました。

また、現場職員など多くの声を受けて、総務省は昨年12月に①「会計年度任用職員制度の適正な運用等について（通知）」の中で、再度の任用については「前の任期における勤務実績を考慮して選考を行うことは可能である」としました。制度導入時から再度の任用に関しては公募を行わない自治体もありましたが、これらの通知を受け新たに公募を廃止する自治体も増えています。

これらにより、総務省の通知を踏まえ、冒頭3項目についてのお願いをさせていただいた次第です。

『図書館雑誌』 バックナンバーのご案内

(定価は税込み。各号の在庫状況については、出版販売係 ☎03-3523-0812に直接お問い合わせください)

◆2020年1月号 (Vol.114 No.1)	特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2020年2月号 (Vol.114 No.2)	令和元年度(第105回)全国図書館大会ハイライト	1,026円
◆2020年3月号 (Vol.114 No.3)	特集=災害から考える図書館	1,026円
◆2020年4月号 (Vol.114 No.4)	特集=読書バリアフリー法と図書館—歩を踏み出す前に	1,026円
◆2020年5月号 (Vol.114 No.5)	特集=図書館とオリンピック	1,362円
◆2020年6月号 (Vol.114 No.6)	特集=児童・生徒の学びをサポート! 博物館図書室	1,026円
◆2020年7月号 (Vol.114 No.7)	特集=図書館の話題アラカルト	1,026円
◆2020年8月号 (Vol.114 No.8)	小特集=AIを活かす図書館	1,362円
◆2020年9月号 (Vol.114 No.9)	特集=コロナ禍における図書館の現在	1,026円
◆2020年10月号 (Vol.114 No.10)	令和2年度(第106回)全国図書館大会和歌山大会への招待	1,026円
◆2020年11月号 (Vol.114 No.11)	特集=新型コロナウイルス流行下における大学図書館の非来館型サービス	1,026円
◆2020年12月号 (Vol.114 No.12)	特集=電子メディアと学校図書館—コロナ禍は、学校図書館の「電子書籍元年」をもたらすか	1,362円

*

◆2021年1月号 (Vol.115 No.1)	特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2021年2月号 (Vol.115 No.2)	令和2年度(第106回)全国図書館大会和歌山大会ハイライト	1,026円
◆2021年3月号 (Vol.115 No.3)	特集=東日本大震災から10年	1,026円
◆2021年4月号 (Vol.115 No.4)	特集=SDGsと図書館	1,026円
◆2021年5月号 (Vol.115 No.5)	特集=図書館員養成100周年	1,362円
◆2021年6月号 (Vol.115 No.6)	特集=図書館と公民館との連携を考える	1,026円
◆2021年7月号 (Vol.115 No.7)	特集=健康・医療情報のリテラシー	1,026円
◆2021年8月号 (Vol.115 No.8)	特集=図書館の話題アラカルト	1,362円
◆2021年9月号 (Vol.115 No.9)	特集=地域資料のいまとこれから	1,026円
◆2021年10月号 (Vol.115 No.10)	令和3年度(第107回)全国図書館大会山梨大会への招待	1,026円
◆2021年11月号 (Vol.115 No.11)	特集=国立国会図書館のデジタルシフト	1,026円
◆2021年12月号 (Vol.115 No.12)	特集=コロナ後の学校図書館へ／ 小特集=IFLA2021オンライン大会レポート	1,362円

*

◆2022年1月号 (Vol.116 No.1)	特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2022年2月号 (Vol.116 No.2)	令和3年度(第107回)全国図書館大会山梨大会ハイライト	1,026円
◆2022年3月号 (Vol.116 No.3)	特集=図書館と命名権(ネーミングライツ)	1,026円
◆2022年4月号 (Vol.116 No.4)	特集=広がる広げる 子どもの読書環境としての公共図書館の今	1,026円
◆2022年5月号 (Vol.116 No.5)	特集=電子書籍と公共図書館—非来館型サービスとしての電子図書館	1,362円
◆2022年6月号 (Vol.116 No.6)	特集=図書館の広報を考える	1,026円

◆2022年7月号 (Vol.116 No.7)	特集=図書館の話題アラカルト	1,026円
◆2022年8月号 (Vol.116 No.8)	特集=認知症にやさしい図書館を目指して	1,362円
◆2022年9月号 (Vol.116 No.9)	令和4年度(第108回)全国図書館大会群馬大会への招待	1,026円
◆2022年10月号 (Vol.116 No.10)	特集=大学にある児童図書館(室)	1,026円
◆2022年11月号 (Vol.116 No.11)	特集=図書館と個人文庫・文学館	1,026円
◆2022年12月号 (Vol.116 No.12)	特集=「情報活用能力」-学校教育と図書館の未来をつなぐ/ 小特集=IFLA ダブリン大会レポート	1,362円

*

◆2023年1月号 (Vol.117 No.1)	令和4年度(第108回)全国図書館大会群馬大会ハイライト	1,026円
◆2023年2月号 (Vol.117 No.2)	特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2023年3月号 (Vol.117 No.3)	特集=図書館の空間をデザインする	1,026円
◆2023年4月号 (Vol.117 No.4)	特集=コロナ後の図書館員の学び・交流	1,026円
◆2023年5月号 (Vol.117 No.5)	特集=県立図書館は今	1,362円
◆2023年6月号 (Vol.117 No.6)	特集=既存図書館のリニューアル	1,026円
◆2023年7月号 (Vol.117 No.7)	特集=図書館の話題アラカルト	1,026円
◆2023年8月号 (Vol.117 No.8)	特集=図書館と展示-資料から広がる世界	1,362円
◆2023年9月号 (Vol.117 No.9)	特集=図書館のビジュアルアイデンティティ	1,026円
◆2023年10月号 (Vol.117 No.10)	令和5年度(第109回)全国図書館大会岩手大会への招待	1,026円
◆2023年11月号 (Vol.117 No.11)	特集=表現する図書館員-書くことのすすめ	1,026円
◆2023年12月号 (Vol.117 No.12)	特集=2023年学校図書館の今 そしてこれから/ 小特集=IFLA ロッテルダム大会レポート	1,362円

*

◆2024年1月号 (Vol.118 No.1)	特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2024年2月号 (Vol.118 No.2)	令和5年度(第109回)全国図書館大会岩手大会ハイライト	1,026円
◆2024年3月号 (Vol.118 No.3)	特集=書店×図書館の可能性	1,026円
◆2024年4月号 (Vol.118 No.4)	特集=移動図書館のいま	1,026円
◆2024年5月号 (Vol.118 No.5)	小特集=図書館は生成AIをどのように活用できるか	1,362円
◆2024年6月号 (Vol.118 No.6)	特集=座談会 中堅図書館員しごとを語る -あらたに図書館員になった方たちへ	1,026円
◆2024年7月号 (Vol.118 No.7)	特集=図書館の話題アラカルト	1,026円
◆2024年8月号 (Vol.118 No.8)	特集=図書館における「ゲーム」	1,362円
◆2024年9月号 (Vol.118 No.9)	特集=まちライブラリーの今	1,026円
◆2024年10月号 (Vol.118 No.10)	令和6年度(第110回)全国図書館大会長崎大会への招待	1,026円
◆2024年11月号 (Vol.118 No.11)	特集=シン・デジタル・ライブラリー-オープンサイエンス時代の 大学図書館	1,026円
◆2024年12月号 (Vol.118 No.12)	特集=つなぎ手としての学校図書館-情報活用能力育成の アспект	1,362円

*

◆2025年1月号 (Vol.119 No.1)	特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2025年2月号 (Vol.119 No.2)	令和6年度(第110回)全国図書館大会長崎大会ハイライト	1,026円

協会通信

常任理事会

日時：1月23日(木) 14:00～15:40
会場：日本図書館協会504会議室、
Web会議(Webでの出席は「W」と
記載)

出席常任理事：植松貞夫(理事長)、
鈴木隆(副理事長)、岡部幸祐(専務
理事兼事務局長兼出版部長)、海老根
裕(専務理事)、植村八潮(常務理
事)、杉本重雄(常務理事)、曾木聡
子(常務理事兼総務部長)、成瀬雅人
(常務理事)

列席理事：関根美穂(国立国会図書
館)、田村俊作(公共図書館部会：
W)、角田裕之(図書館情報学教育部
会)、斎藤未夏(大学図書館部会：
W)、深水浩司(専門図書館部会)、
高橋恵美子(学校図書館部会：W)、
久野高志(短期大学・高等専門学校
図書館部会：W)

列席監事：中山勝文

＊

1. 会議成立要件の確認

岡部専務理事兼事務局長兼出版部
長(以下「事務局長」という)より、議
事に先立って、会場及びZoom上の
画面で本人の出席を確認し、出席者
が定足数を満たし会議が成立するこ
とが確認された。

2. 開会宣言・理事長挨拶

植松理事長(以下「理事長」という)
より挨拶の後、開会が宣せられた。

＊

説明者として認定司書事業委員
会、大谷委員長に出席いただくこと
及び曾木常務理事兼総務部長が途中
退席となることから、議事次第の協
議順を変更して進行することとした。

＊

(協議・報告)

5. 第15期(2024年度)日本図書館 協会認定司書の認定について

認定司書事業委員会の大谷委員長
より机上配付の資料に基づき説明が
あった。2024年7月27日に第15期第
1回認定司書審査会を開催し、スケ
ジュールや申請書類一式、広報の方

向等を確認した。申請の受付は2024
年11月1日から11月30日までとし、
今期は新規16名、更新9名の応募が
あった。2025年1月11日に第2回審
査会を実施し、審査会委員6名全員
の出席で、審査、協議を行い、新規
15名、更新7名が要件を満たしてい
ると判定された。2025年2月20日に
理事会の承認を得て、4月1日に認
定司書として公表する。プレスリ
リースは3月下旬頃に行う。なお、
新規15名と更新7名というのは、
2025年1月11日の審査時点での候補
者の人数である。認定料の納付等諸
手続きが2月20日までとなるので、
その確認後、理事会時には名簿を完
成させて提出する。

質疑や意見の確認の後、第4回理
事会に議題として提出することを承
認した。

〈主な意見など〉

成瀬：3月下旬にプレスリリースと
のことだが、プレスリリースは毎年
同時期に行っているのか。

大谷：毎年3月下旬に、これまでの
認定者数や本制度がどのようなもの
かを一般のメディアが記事として作
成しやすいように説明を入れてプレ
スリリースしている。

成瀬：情報解禁日は4月1日と明記
しているか。

大谷：している。過去に取材の準備
等のため早めに教えてほしいという
要望があったため、プレスリリース
は3月下旬としている。

成瀬：毎年4月1日にWebサイトで
確認していたので、前後の関係が気
になった。

鈴木副理事長(以下「副理事長」とい
う)：3名の方が認定に至っていない
が、どんな理由によって認定されな
かったのか。

大谷：1名は特殊な事例で、申請の
番号取得、審査料の支払いがあった
が申請書類の提出がなく取り下げと
なった。ほか2名については著作が
理由となる。著作が本人の視察記録
や体験談が中心で、図書館経営に資
する著作と定めている規定に則った

内容と認定できなかったためである。
理事長：今、認定司書である方が図
書館についての見解や考え方、新し
い方向性について文章として発表す
る場合は限定されると思うが、どう
いったチャンネルが今はあるのか、
どういうものであれば良いとしている
のか。

大谷：公表されたものに関しては、
原則としてはそれが対象になりうる
ものとは伝えている。また、申請に
あたってオリジナルな著作を提出す
ることも構わない。ただし、自館の
単純な事例紹介や報告は申請の中の
著作に含めないとしている。そのあ
たりに若干誤解があるとは感じてお
り、審査結果報告等にも明記し、例
えば『図書館雑誌』に載ればそれが
自動的に著作というわけではないと
いうことも明言している。誤解に関
しては、認定司書事業委員会として
も、この制度を作った当初はあまり
想定していなかった、というのは正
直ある。次年度以降の事業計画とし
て、次回の常任理事会で特別検討
チームの設置をお願いしようと考え
ている。制度の改正も見据えて、例
えばメンター的な要素を評価する等
も検討していきたい。次年度以降、
常任理事会等でご説明の機会がある
と思う。

理事長：我々としても発表の場を設
けて積極的に認定司書の方が文章を
発表できるようにしたほうが良いと
考えており、検討チームで検討して
もらい、擦り合わせていきたいと思
っている。

6. 共催・後援名義の応諾について

以下の3件について承認した。

【後援】

・「朗読で綴る文学の世界」(朗読小
屋浅野川倶楽部)

・「令和6年度富山県図書館職員研修
会(兼日本図書館協会地方講習会)」
(富山県立図書館、富山県図書館協
会)

・「第5回絵本フェス」(絵本フェス
実行委員会)

7. 寄附金について

以下の寄附金について、確認し承認した。

・2024年11月1日～12月31日入金分
一般寄附金：5件 5,635,000円
指定寄附金：23件 93,814円
合計 28件 5,728,814円

8. 新入会員の承認について

以下の新入会員について、確認し承認した。

・2024年12月現在
個人会員A：2名
個人会員B：1名

1. 定款の改正について

2. 代議員選挙規程の改正について
事務局長より、資料に基づき説明があった。協議事項1、2については相互に関連するため、併せて協議を行う。12月19日に開催された第3回理事会において深水理事より、「公益社団法人日本図書館協会定款」（以下「定款」という）及び「公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程」（以下「選挙規程」という）の改正についていくつか意見をいただいた。施設や団体の会員の選挙区においては、代議員の選挙は施設や団体を選ぶということであり、投票を行う選挙区においては、個人も団体も得票数3票以上が適用されるべきということである。また、「理事会が定める」という表記は、代議員定数等検討委員会（以下「検討委員会」という）ではこのような表記は避けたとのご発言もあった。以上を踏まえて、今回の修正案を作成した。

まず、施設や団体を選ぶという考え方を明確にするため、選挙規程第2条の最後の部分を「定款第17条に規定する代議員総会で議決を行う者をいい、施設等会員においては施設等が代表として指定した者がこれを行う。」という規定とし、施設等会員においてはその組織が選出されているという点を明確にしたいと考えた。

定款第13条第3項第3号では「代議員選挙における得票数が3票に満たない個人会員は代議員になることができない。」としていたが、これを「満たないものは代議員になることができない。」とし、検討委員会の案に戻す形とし、団体会員にも適用されるようにする。その上で、理事会に諮った案では第15条第2項に記載

していた「活動部会の区分による選挙区においては特例を設け、必要な事項は別規程をもって定める。」を但し書としてこちらに記載し、「理事会が定める」としていたところは「別規程をもって定める」という形に修正した。別規程は、選挙規程第19条が該当し、施設会員選挙区については、すべて立候補者は推薦で出すという形にしている。併せて、第2項にあった、団体会員選挙区についての規定は不要になると考え削除した。選挙規程第24条第3項は「施設会員選挙区選出の代議員が定款第14条により資格喪失した場合には、第19条の規定を準用して、当該選挙区の部会長は、補欠の代議員を推薦する。」として、資格を喪失した場合のみ該当することとし、施設等会員の代表者が交代するということは代議員が欠けた場合には当たらないとする。団体選挙区については、その団体が資格を喪失した場合には補欠の代議員を選出することになるため、第4項は削除した。

今回の修正案により、施設会員選挙区についてはその代議員を定数に基づいて部会が推薦をし、代議員となる図書館の代表者等が交代を行っていただき、その図書館が資格を喪失した場合には部会長が新たな補欠の代議員を推薦するというかたちになる。

検討委員会でご検討いただいた案から大きく変えてしまう部分もあるが、実現したいと考えられていた内容は今回の改正案でも実現できていると考える。

理事会のご意見を踏まえて作成したこの改正案についてご審議いただきたい。

質疑や意見の確認の後、次回理事会の議題とすることを承認した。
〈主な意見など〉

理事長：時間をかけて検討したので、我々としてはこれで考えている。検討委員会の副委員長であった深水理事いかがか。

深水：修正案については、私個人の判断では難しいこともあったので、検討委員会の佐藤委員長並びに数人の委員会の構成員とも話し合い

つ、このような形に収まった。非常に複雑なように見えるが実は非常に簡単な話で、代議員は正会員から選ぶということである。個人の場合は個人、施設の場合は施設、団体の場合は団体である。施設や団体の場合は、個人の名前は出てくるが、団体や施設を代表した人ということになるので、もし交代があった場合はその中で対応するという仕組みで全く問題ないと思う。検討委員会の佐藤委員長もこの形で概ね了承しており、この形で理事会に諮り、そのうち代議員総会にご提案いただければとありがたい。

理事長：補足として、選挙規程第2条について、例えば図書館の場合、図書館が代議員ではあり実質的にはその代表者がその任を担うことになるが、それを十分に果たせる者ということでこの文言となった。

事務局長：当初は「施設等の代表者がこれを行う」という文言を考えていたが、その場合自動的に館長が当たってしまうことがあるということで、実質的に代議員としての議決権行使等が行える人を選出してほしいとの意味も込めてこうした表現とした。

理事長：以上のようなことを認識として残しておくことが必要であると考えます。

深水：団体の場合も同じで、代表とした場合に、代表が変わったらどうするのかという議論が長くあった。「代表として指定した者」という表現にすると非常にわかりやすいと考える。

事務局長：理事会に諮る前に、もう一度顧問弁護士によるリーガルチェックを行うことを考えている。

理事長：今後のちょっとしたマイナーな変更については、理事長に一任ということで次回理事会の議題にしていきたい。

3. 2025年度公益社団法人日本図書館協会事業計画について

副理事長より、資料に基づき説明があった。例年通りの書式で書いているが、昨年度の事業計画と重複する部分、項目は整理した。「はじめに」では、公益社団法人になって11年ということ、赤字が前年度1371万

円、その前の年度も約300万円であったので、こうした財務状況に関して書いている。現時点では提案できていないが、中長期財務計画では今後10年の財務計画を、収支シミュレーション等も踏まえ示している。また、個人会員等の会員減少については、新たな会員獲得に向け、活動部会や委員会を活性化し、開かれた組織となるためのWGを立ち上げて課題の整理をしていることも書かせていただいた。また、赤字決算となったことの反省を踏まえ、理事・代議員・会員ともに共有する「運営課題等について」を次回の常任理事会に提案する予定である。2年間の運営課題として提案し、真摯に取り組んでいく。中長期財務計画は10年間になるが、それと併せて読んでいただくことが必要になる。

2025年度は、理事・監事の改選の時期であるが、外部理事や外部監事をそれぞれ1名以上導入することが法改正によって求められる。6月に代議員による理事・監事の選任があるが、その際にはこのことも念頭に置いて選任していただく。また、定款及び選挙規程の改正案の説明があったが、規程改正後初めての代議員選挙実施となることも注視していく必要がある。定款、規程の整備と役員の改選によって、さらに本協会が活性化するように図っていきたい。

2024年12月には、会計年度任用職員の継続雇用について、知事会、市長会、町村長会への要望を发出し、それをもとに記者会見を行ったということも書き加えた。

「I 基本方針」「1. 図書館活動の中核を担う図書館員の社会的地位の向上と研修」の重点事業である第111回全国図書館大会は、愛媛県での開催で、対面式での開催を予定している。愛媛県立図書館に負担とならないような形で行えないか、さらに参加者の満足を得られるよう運営や内容の見直しを図っており、県立図書館をはじめ愛媛県内の図書館とともに、協会として大会開催の成功に向けて一丸となって努めたいとした。

「②日本図書館協会認定司書制度の取り組み」については、今まで認定された方全員だと47都道府県に配

置されたことになるが、更新しない、退会されたというケースもあり、現在3県ほど認定司書不在の県がある。そういったことは課題とはなるが、現状としては、ほぼ全国各地に配置されているということで書かせていただいている。

「④図書館職員育成のための助成」について、これは昨年に規程等の整備を行った助成事業を具体的に書いた。1件あたりの上限額であるとか、年齢・対象はどのようになるかというようなことが書かれているので見ていただければと思う。

「3. 政策提言など図書館振興のための活動」については、2024年12月に「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」に委員を派遣していること、取り組み内容について書かせていただいている。なお、昨年度あった「財務基盤の安定化」については、後段部分に記載するものと重複するため削除した。

「II. 事業計画（公益目的事業）」「4. 図書館の振興」の「(4) 図書館災害対策事業（図書館災害対策委員会）」について、2024年1月1日に発生した能登半島地震の件を書き加えている。「IV. 管理運営」「2. 適切・公正・透明な管理運営の推進」は、健全な財政基盤の確立と合わせた書き方となっている。中長期財務計画の記述があるが、こちらについては次回の常任理事会の資料を参照した上でご理解いただきたい。また、2025年1月24日開催の2024年度第3回部会長・委員長会議でも本計画案を提案するので、関連した箇所については当該部会長・委員長に確認していただく予定である。また、「ホームページ」と「ウェブページ」という表記があるが、特定のページを指す場合とサイト全体を指す場合で書き分けたい。他の表記についても、アルファベット表記やカタカナ表記が混在しているので整理する。

今ご覧いただいたように少し分量があり、かつ内容も前後で関係しているもので、ただちにご意見を、というのは難しいと思われる。次回の常任理事会には成案を提出したいと考えているので、2025年1月30日(木)16時までに意見を寄せてもらいたい。

本常任理事会終了後、現時点での修正を加えた上で各理事へメールでお送りするので、過不足があればご指摘願いたい。2月は常任理事会と理事会が開催されるため、猶予が1週間しかないが、ご意見をお寄せいただいた上で修正を行う。さらに調整が必要な部分については常任理事会後となる部分も出てくるかと思うが、以上のスケジュールで進めたい。

質疑や意見の確認の後、提案した予定にて進めていくことを承認した。〈主な意見など〉

高橋：「小・中・高等学校の学校図書館で約7割が非正規雇用の職員」という表現について、文部科学省の「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」(2024.6.20公表 2024.9.10修正)によって、小・中・高等学校全体でいうと86.2%が会計年度任用職員だとわかったため、「約9割」という表現になるのではないかと。また、「②学校図書館の整備・充実」について、2023年度非正規雇用職員に関する委員会の自治体向け調査、2023年から2024年にかけて行った個人向けの調査結果において、学校図書館職員の状況が非常に悪いということが明らかになっており、その点も書き加えたほうが良い。これは部会で話し合った上で文案を考えていきたい。

理事長：承った。

関根：事業計画の確認締め切りは2025年1月30日(木)だが、中長期財務計画と運営課題等についての資料が出てくるのは次回2月の常任理事会であるという認識でよい。

理事長：その通り。中長期財務計画は財務状況改善の指針として策定した。協会の運営については、もっと協会の存在意義、存在を世の中に知らしめるということ、内部の体制等を改善して、開かれた、あるいは若い人がもっと参加しやすい組織にすることを課題として挙げられると認識している。

4. 2025年度予算編成方針について
事務局長より、資料に基づき説明があった。2025年度の予算を編成しているところだが、本日はその編成の考え方、方針についてお示しをす

るものである。本件についても、中長期財務計画に基づく形の予算編成となるので、それをご覧いただけない状態でわかりにくいところもあると思うが、次の常任理事会にて中長期財務計画とともに2025年度予算案をお示ししたいと考えている。

基本方針については、今年度策定する中長期財務計画に基づき、収益の確保及び支出の抑制に努める予算編成とし、経常収支比率を100%以上とすることを目標とする。収入については、中長期財務計画の目標値の確保に努める。また、単年度的に目標値を達成するというのではなく、恒常的な事業収益の確保に向けた体制作りに取り組む。特に出版事業や会員の確保についての体制作りに取り組むたい。

①会費収入については、新入会員の勧誘に努めることはもちろんであるが、まずは会員の退会を減らすことも考えたい。同時に、会費収入の確保については会費の値上げについての検討も必要になると考えている。②出版事業については、『実践シリーズ』等の基本的な書籍の出版、ラインナップを揃えていくこと、図書館ハンドブック、図書館用語集のほか、いわゆる「三ツール」の『日本目録規則』『基本件名標目表』『日本十進分類法』等の基本的な書籍の定期的な改訂ができる体制づくりを行う。③研修事業については、部会長・委員長会議等でも説明しているとおり、研修の体系化をする。また、セミナー等開催事務の標準化等をし、収益の確保を行いたい。④資料交換センター不定期発送業務については非常に好調で、現在収益源として伸びている。これをさらに積極的に広報し、受注を行っていく。⑤『図書館雑誌』等の広告収入についても新規の広告受注に努める。⑥一般寄附及び指定寄附については申込方法、手順が現在煩雑になっているところもあるため、例えば、ウェブサイトからクレジットカードで決済できるような方式の導入なども考えたい。大口の寄附を集めることも大切だが、一般市民の方や図書館振興に関心がある方の小口の寄附が多く集まるような仕組み作りも大切だと考

える。一方、企業等の協賛・賛助会員の確保にも努めたい。

以上6点で収入の確保に取り組み、これを想定した収入の部の予算編成を考えたい。支出についても、中長期財務計画の目標値を上限とし、さらに抑制に努めたいが、施設・設備においては、現在改善を求められている部分の修繕費は見込むこととする。

①人件費については、役員報酬は2024年度と同額、職員給与は定期昇給、職員賞与は今年度実績と同等程度を見込む。収益の状況によっては賞与を増額することもあり得る。②印刷製本費、諸費用については、東京都の消費者物価指数の上昇率を見込んだ額とする。③賃借料・減価償却費については、現行の契約を踏まえた金額とする。④修繕費は、改善の指摘を受けている非常灯について計上する。ただし、できるだけまとまった支出を減らすよう、分割して払えるようなリース契約も考えたい。⑤地域図書館団体活動費は、今年度と同様である。⑥理事、代議員、委員会の旅費については、オンラインを併用したハイブリッド出席型での会議開催を踏まえた予算計上とする。理事会で旅費の支給について見直しを提案したところであり、厳しい予算状況のなかで来年度の予算としてはある程度節約せざるを得ないところである。⑦第111回全国図書館大会愛媛大会の負担金については、今年度の同額5000千円を見込む。

基本的には以上のような考え方に則って予算案を作成し、次回常任理事会で予算を確認していただき、理事会に諮りたい。

質疑や意見の確認の後、提案した予定にて進めていくことを承認した。
〈主な意見など〉

杉本：収入の部②出版事業について、単に書籍を出すだけでなく図書館だけでなくさまざまなところで使用されるツール、そういったところをきちんと計画を作ってやっていこうという視点が重要だと感じた。

理事長：該当項目にある『図書館ハンドブック』の改訂への準備に取り組んでいきたい。本項目についてのご意見も同じく1月30日までに賜り、

2月6日の常任理事会に予算案としてお示しする。

9. 報告事項

①国際図書館連盟(IFLA)分科会常任委員(2025-2029)の推薦について

事務局長より、資料に基づき説明があった。IFLAの分科会常任委員の改選が行われる。今回、IFLAよりかなり多くの委員会が改選メンバーの募集が公表されているが、国際交流事業委員会にて検討いただき、協会からは6分科会に委員の推薦を出したいと回答をいただいた。各推薦者は、公平でアクセスしやすい図書館サービス分科会が松戸宏予氏(佛光大学)、児童・ヤングアダルト図書館分科会が中野陽子氏(鎌倉市深沢図書館)、学校図書館リソース・センター分科会が庭井史絵氏(青山学院大学)、図書館理論と調査分科会と図書館協会運営分科会が井上靖代氏(獨協大学)、先住民問題分科会が須永和之氏(國學院大学)である。また別に、アジア・オセアニア地域活動部会は角田裕之氏(鶴見大学名誉教授)、鎌田均氏(京都ノートルダム女子大学)である。なお、資料〈参考〉の部分については、2023-2027年期間の現在、委員に就任されている方である。今回の改選については2025年8月から2029年8月の任期となる。このかたちで推薦させていただきたい。

〈主な意見など〉

理事長：立候補者については三浦国際交流事業委員会委員長からのご提案であったので、このかたちで出した。角田理事から補足があれば伺いたい。

角田：何人かに声をかけたののだがみなさんお忙しいようで、引き受けていただける方がおらず、三浦委員長も困っていらしかった。井上氏には二つ引き受けていただいたが、本来であれば1人一つの分科会の代表であり、地域の代表となるので個人に偏ることがないほうが望ましいが、どうしても困難だったため、このようにお願いした。

理事長：この後、選挙があるという認識でよいか。

角田：その認識でよい。各国で票を持っている選挙人、主に各国の国立

図書館や協会の投票において一番得票の多かった者が当選する。それぞれに応じて票数の枠がある。

理事長：アジア・オセアニア地域活動部会も同様に選挙を行うのか。

角田：そうである。見通しは不明だが、知り合いの各国の代表の方をお願いする選挙活動は行っているようである。分科会については今回推薦した分科会以外にも多数あるが、三浦委員長よりどうしても選出が難しいと伺っている。また、多くの推薦者を出す場合はお金がかかり、払っている会費の金額によって出せる推薦者の数が決まっている。公共図書館部会にも推薦したいが応募してくださる先生がおらず、現在困っている。

成瀬：井上氏が二つの分科会の登録を目指すというのは一般論としてはあまり望ましい形ではないと思うが、皆さんお忙しくてなかなか候補者がいないという事情もわかる。例えば「図書館協会運営分科会」は大学の先生が委員をされるような分野なのかわからない。本来であれば、この理事の中に英語が堪能な方がいればそういう人こそがやるべきではないのだろうか。将来への課題として、国際交流、国際社会の場で日本の図書館のプレゼンスを高めようという思いがあるのなら、理事の中あるいは業務執行理事の中に国際舞台の場で活躍できるような方を選任することも視野にいられた人選も、今後必要になるのではないかと感じた。

理事長：分科会の開催についてはリアルとオンラインの比率はどのくらいか。

角田：コロナ以前はすべてリアルだった。基本的に大学の先生が多いのは海外出張の期間が取れ、旅費も取れるためであり、図書館職員の方が非常に少なかったのはそれらのハードルが高かったためである。ところが、コロナ禍以降はかなり多くの会議において本人の希望があればオンライン参加が可能となっ

ており、現在であればあまり出張を気にせず委員になっていただけるようになっていく。

10. その他

○第3回部会長・委員長会議について

事務局長：1月24日に第3回部会長・委員長会議が開催される。意見交換のテーマは、まず2025年度の事業計画と予算編成方針の説明で、来年度の予算についてご理解をいただく。また、第111回全国図書館大会愛媛大会の分科会の開催についての説明・意見交換を行いたい。合わせて、委員会委員の任期が来年6月で切れるため、委員の入替、更新となり、委員の委嘱についても説明を行う予定である。基本はオンラインだが、対面も併用する。

○中長期財務計画について

成瀬：関根理事から中長期財務計画の提示がまだという状況ながら、それを踏まえた内容について意見を求めるということについて確認されたが、財務担当の理事より素案はだいぶ前に出ており、執行理事間で大激論が交わされていることを報告したい。10年間という長いスパンのため、例えば収入の見込みをどう充てるのか、経費の見込みをどう考えるのか、物価上昇率を反映させるのか否か、どの時点のどの数字を使うのか、そ

の僅かな差で全く変わる。先週まで大激論を交わし続けていた結果、本日提示できていない事情は申し上げておきたい。

海老根：今まで中長期財務計画を作ったことがなく、当協会以外の公益社団法人を見ても事例がないため、どのような方法で作ったらよいかを公認会計士に相談しながら作っており、それらに基づいて業務執行理事を含めて整備しているところである。見せ方が非常に難しく、その点を現在理事長と調整して、今回の常任理事会でお見せしたい。この場で具体的な数値は申し上げられないが、非常に厳しい。ある程度の中期目標、達成目標値を立てた上で、ということになる。シミュレーションをするとこのようになる、というような作りをしているので、もう少し時間がかかることをご了承願いたい。

成瀬：次回お示しするときには率直なご意見を賜りたいと考えている。

*

*今後の予定

- ・2024年度通算第8回常任理事会
日時：2025年2月6日(木)14時から
- ・2024年度通算第4回（定時第4回）理事会
日時：2025年2月20日(木)13時30分から

事務局カレンダー

*○印の日が事務局のお休みです。

■2025年 3月

日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	*	*	①
②	3	4	5	6	7	⑧
⑨	10	11	12	13	14	⑮
⑮	17	18	19	⑳	21	㉒
㉓ ㉔	24 31	25	26	27	28	㉙

■2025年 4月

日	月	火	水	木	金	土
*	*	1	2	3	4	⑤
⑥	7	8	9	10	11	⑫
⑬	14	15	16	17	18	⑰
⑳	21	22	23	24	25	㉔
㉕	28	㉖	30	*	*	*

※4月30日(水)は図書館記念日です。

編集手帳

今月号の特集は「多文化共生に資する図書館」でした。

コンビニなどで接客してくれる店員さんの外国人率が高くなってきました。浜口氏が紹介していた在留外国人の約359万人という数を見てそれも納得、人口が少ない5県の合計を上回る数です。「望ましい基準」でも他の対象者と同等となっている外国人が図書館を利用する割合は、日本人よりも少ないでしょう。その状況を少しでも変えていこうとする図書館の事例は、これから多文化サービ

スに取り組もうとすると、大いに参考になるに違いありません。

平田氏によれば、世界では100年以上前から移民マイノリティに対する図書館サービスが行われていましたが、1986年のIFLA 東京大会の総会において、日本でマイノリティに対してサービスが行われていないという指摘を受け、日本に在住する外国人に対して図書館サービスをするという発想がこれまでなかった日本の図書館界に大きな衝撃となったといえます。それを契機に有志が集まって発足した「むすびめの会」が33年以上経った今、約200名の会員がいるというのは心強いです。

そして、野口氏によると、学校図書館では、限られた母語、「やさしい日本語」の図書館資料だけでは足りず、地域の国際交流協会などさまざまな機関との連携が欠かせないとい

います。もちろん、連携が重要なのは公共図書館も同じで、翻訳機能付きのタブレットなどの活用といった新しいコミュニケーションもそうですが、多様な言語と文化を知り、理解と交流を深めるための実践が多文化サービスというのももっともです。

先日、地元の国際交流イベントで、主催する民間団体から、外国語の絵本や外国の文化についての本の展示希望があり、図書館資料を貸出したことから、その様子を見に行ってみました。ベリーダンスを踊っていたダンサーに誘われて、日本人の女子高生が舞台上がって一緒に楽しそうに踊る姿を見て、言葉が通じなくてもマインドが通じているように見え、国際交流とはこういうことなのだろう、と感じました。（松本哲郎）

図書館雑誌／4月号予告 (Vol.119 No.4) 定価1026円 4月20日発行予定

特集：市民提案による図書館との協働（仮題） 予定内容＝市民提案型の協働事業制度の現状と課題－図書館や社会教育施設における展開のために（新川達郎）、しょうないREK 18年の軌跡－地域と共に歩んだ道のり（青木みどり）、「市民のための図書館を市民が考える講座」－市民提案型まちづくり事業・守山市立図書館友の会の取り組み（八段一恵）、自分が欲しかった時間を いま必要な人へ（青木知子）、本を通して地域を知る－図書館との協働事業から見る地域存続への新しい側面（櫻井理恵）、『田原のむかし話を伝える』－紙芝居とデジタルデータによる渥美線電車機銃掃射の前日物語（小澤美穂子）、もみわ広場でつながる喜び－市民提案の協働事業に参加した7年間（水田清志）、高齢者施設への読書支援－市民の「読みたい」を叶えるために（寺義由香利）。以上の特集のほか、2024年度大学図書館シンポジウム「2030「デジタル・ライブラリー」の実現に向けた取り組み」開催報告（日本図書館協会大学図書館部会大学図書館シンポジウム担当）、ホーナー日本交流基金による研修報告（八田裕子）、〈ウチの図書館お宝紹介！②⑨ドイツ日本研究所図書館〉俘虜収容所の記録が伝える日独交流－板東コレクション（長嶺陽子）、〈小規模図書館奮戦記⑩アジア・アフリカ図書館〉市民・留学生・研究者のためのアジア・アフリカ図書館（若井世台子）、〈図書館で実践！SDGs④真庭市立中央図書館〉「持続可能なまちづくり」と図書館（上杉朋子）、〈れふぁれんす三題噺⑩海洋研究開発機構図書館〉海と地球の専門図書館！－海洋研究開発機構図書館のレファレンス事例について（長尾典子）等の連載記事ほかを掲載してお届けします。